

枚方市の財政事情

平成20年度版



枚方市

はじめに

最近、国や地方の財政に関する報道が頻繁になされています。

自分の住んでいるまちの財政について関心のある方は多いものの、実際にその状況を知ろうとしてもどこから手を付けたらいいのか、また、色々な数字や指標をどのように見ればいいのかが分からずに、財政というのは難しいとされてしまうことが多いようです。

そこで、本市の財政状況を類似団体との比較や 10 年間の推移などを用いて、分かりやすく理解してもらえるよう編集したのが、この「枚方市の財政事情」です。

平成 19 年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」）に基づき、地方公共団体の財政状況を判断する指標である健全化判断比率の公表が義務付けられました。

また、発生主義、複式簿記といった企業会計的手法を取り入れた新たな財務諸表の作成も、求められています。

今年からは、こうした新たな内容を書き加え、さらに中味を充実させています。

本書が、市政への理解を深める一助となれば幸いです。

【注】

- ・類似団体とは、人口と産業構造により区分された団体のことと、本市は特例市（ただし平成 8 年度から 12 年度は V-4 、以降 17 年度までは V-5 ）に属しています。
- ・類似団体の数値は、平成 18 年度までは、財団法人地方財務協会発行の「類似団体別市町村財政指数表」の数値を用いていますが、平成 19 年度については、未だ発行されていないため独自に調査した平均値を用いています。
- ・金額は、表示単位未満を四捨五入していますが、端数処理の関係で、各表の足し上げ数値が合計数値と合わない場合があります。なお、年度は、表・グラフ中では「平成」を省略しています。
- ・原則として、普通会計（地方財政状況調査）の平成 10 年度から平成 19 年度までの決算数値を使用しています。ただし、資料の性格等により全会計、一般会計、各特別会計の数値を用いたり（その場合は、その旨表示してあります）、平成 10 年度までさかのぼっていない場合があります。
- ・各数値については、地方財政状況調査、各会計の決算概要説明書、事務概要などから引用しています。また、できるだけ各ページ中に図表も用いて説明していますが、本文中に表示できなかったものについては、「データ編」の中で表しています。

目 次

第一部 財政状況について

枚方市の財政	1
1. 枚方市の会計	1
2. 枚方市の決算状況.....	2
(1) 普通会計	2
(2) 普通会計決算の推移	3
(3) 平成19年度普通会計決算の特徴	4
歳入の状況	6
1. 平成19年度の状況	6
2. 嶸入の構成比	8
3. 市税収入の重要性	9
4. 市税収入の状況	10
5. 市税徴収率の状況	11
6. 市税滞納額の状況	11
歳出の状況	12
1. 平成19年度の状況	13
2. 性質別分類から見た推移	15
(1) 人件費	16
(2) 扶助費	18
(3) 公債費	20
(4) 投資的経費	20
(5) 繰出金	20
(6) 一部事務組合への負担金	21
3. 目的別分類のから見た推移	23
地方債	25
1. 地方債現在高（借入金残高）	25
2. 公債費（借入金の返済）	27
3. 地方債借入額	29
将来にわたる財政負担	31
1. 債務負担行為	31
2. 積立金	32
主な財政指標	34

1. 健全化判断比率について	3 4
(1) 実質赤字比率	3 5
(2) 連結実質赤字比率	3 5
(3) 実質公債費比率	3 6
(4) 将来負担比率	3 7
2. その他の主な財政指標について	3 8
(1) 実質収支比率	3 8
(2) 財政力指数	3 9
(3) 経常収支比率	4 0
(4) 公債費負担比率	4 3
(5) 起債制限比率	4 4

特別会計の状況 4 5

1. 本市の特別会計	4 5
2. 特別会計の課題	4 7

第二部 普通会計の財務書類 4 表について

普通会計の財務書類 4 表 4 8

1. 公会計制度改革について	4 8
(1) はじめに	4 8
(2) 財務書類 4 表とは	4 8
・貸借対照表	5 2
・行政コスト計算書	5 6
・純資産変動計算書	5 8
・資金収支計算書	5 9
2. 財務書類 4 表の分析	6 1
(1) 貸借対照表	6 1
(2) 行政コスト計算書	6 1
(3) 純資産変動計算書	6 2
(4) 資金収支計算書	6 3
データ編	データ編
用語解説	用語

第一部

財政状況について

枚方市の財政

「財政」「予算」「決算」よく聞く言葉ですが、その内容はどのようなもので
しょうか？

1. 枚方市の会計

地方公共団体の行政活動を経済的な側面からとらえたものを財政といいます。そして、地方公共団体の財政的な計画を示し、どのような行政施策をどのように実施していくのかを明らかにしたもののが予算です。一方、決算は、当初の計画（予算）をどのように執行したかという実績を明らかにしたもので、行政活動の結果を集約したものです。

予算・決算とも、その収支を明らかにするため、会計（金銭や物品の出納を計算・管理すること）を設けています。本市においては、一般会計と国民健康保険事業をはじめとする8つの特別会計【45ページ 参照】と2つの企業会計から構成されています。

平成19年度の各会計の実質収支は、一般会計、土地取得・財産区・介護保険・牧野駅東地区再開発特別会計、水道事業会計の6会計は黒字又は収支均衡で、他の5会計は赤字となっています。一般会計と特別会計を合わせた全会計の実質収支は、前年度決算で14年ぶりに黒字転換することができ、本年度においても、これを維持することができました。各々の会計は独立していますが、特別会計には一般会計から繰入金という形で財源補てんを行っています。

歳入・歳出の「歳」とは、会計年度を示し、歳入とは会計年度における一切の収入をいり、歳出とは、会計年度における一切の支出をいります。

事業の完了を翌年度に延期しなければならない場合などに、必要な財源を翌年度に繰り越すもの。

平成19年度各会計の決算額

(単位:千円)

区分		歳入 A	歳出 B	歳入歳出差 引 (形式収支) A-B C	翌年度 繰越財源 D	実質収支 C-D
一般会計	112,149,986	111,002,126	1,147,860	278,008	869,852	
特別会計	国民健康保険	37,617,212	37,698,142	▲ 80,930		▲ 80,930
	下水道	20,195,984	20,834,641	▲ 638,657	102,224	▲ 740,881
	土地取得	68,429	68,429	-		-
	老人保健	25,607,297	25,862,109	▲ 254,812		▲ 254,812
	自動車駐車場	156,126	410,939	▲ 254,813		▲ 254,813
	財産区	83,965	83,965	-		-
	介護保険	18,524,938	18,005,210	519,728		519,728
	牧野駅東地区再開発	53,948	5,080	48,868	48,868	-
合計		214,457,885	213,970,641	487,244	429,100	58,144
企業会計	水道事業	8,128,280	7,296,903	831,377		831,377
	病院事業	6,528,325	6,240,108	288,217		▲ 2,999,087

※企業会計の実質収支の列は、当年度末未処分利益剰余金です。

2. 枚方市の決算状況

公会計は、国や地方公共団体の会計で1年間にどのような収入があり、何にいくら使ったかを明らかにすることを目的としています。

市の決算は、公会計制度に基づいて行うため、1年間のすべての収入を歳入に、すべての支出を歳出に計上しなければなりません。このため、一般の企業などの決算では長期の借入金が後年度の負債となり、建物などの財産が資産として表記されるのに対し、公会計ではその年度の借入金はいくらで何に使ったのかということしか表されません。

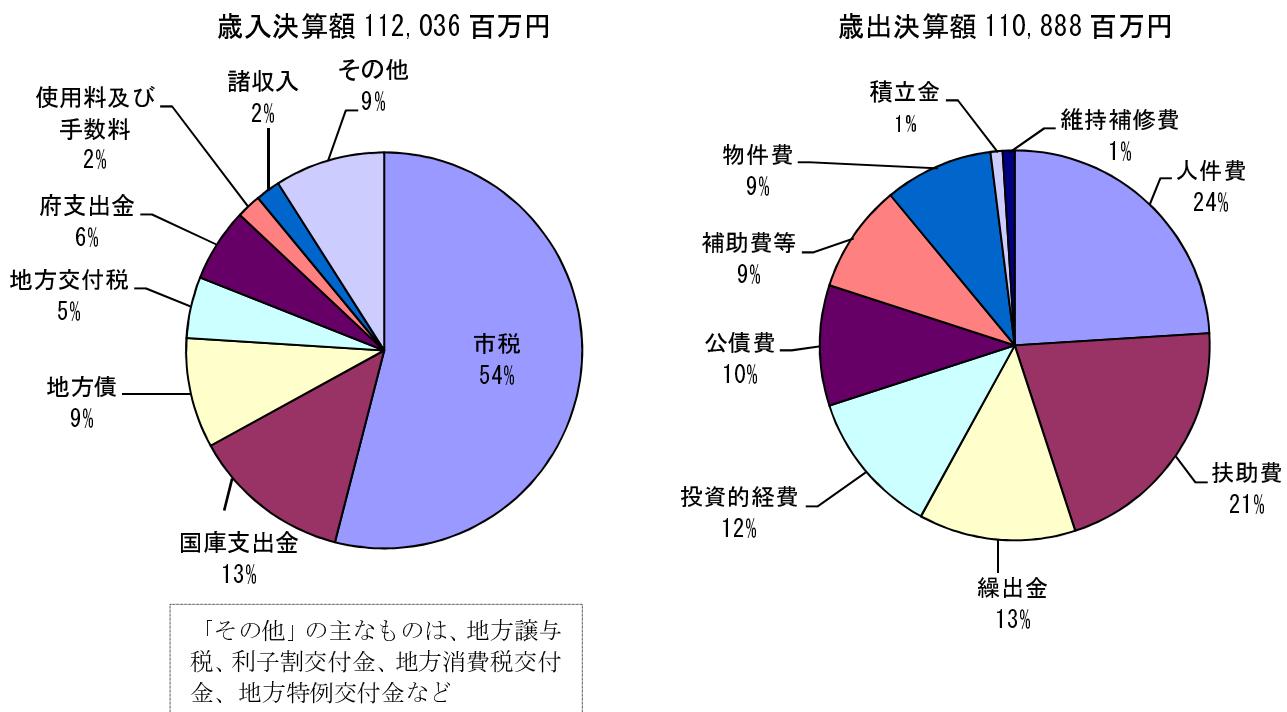
この結果、損益計算書と貸借対照表による決算に慣れている一般の方には、財政状況を判断しづらいものとなっています。これらの企業の決算で用いられている資料については、第二部「普通会計の財務書類4表について」で解説していきます。

(1) 普通会計

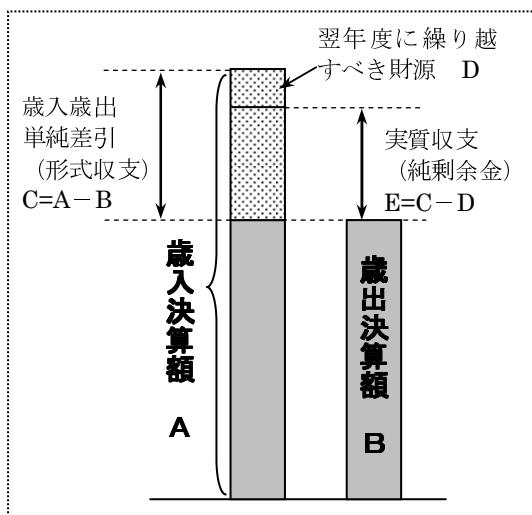
前ページで紹介した一般会計や各特別会計は、各自治体によって会計の設定が異なるため、各自治体間の比較が困難です。そこで、全自治体統一の基準に基づいた会計区分として設けられているのが普通会計です。

枚方市においては、一般会計、土地取得特別会計、老人保健特別会計及び牧野駅東地区再開発特別会計の一部を合計し、重複分を控除するなどの整理を行って普通会計を作成します。

平成19年度普通会計決算の内訳



(2) 普通会計決算の推移



歳入決算額（A）から歳出決算額（B）を差し引いた額が、形式収支（C）です。

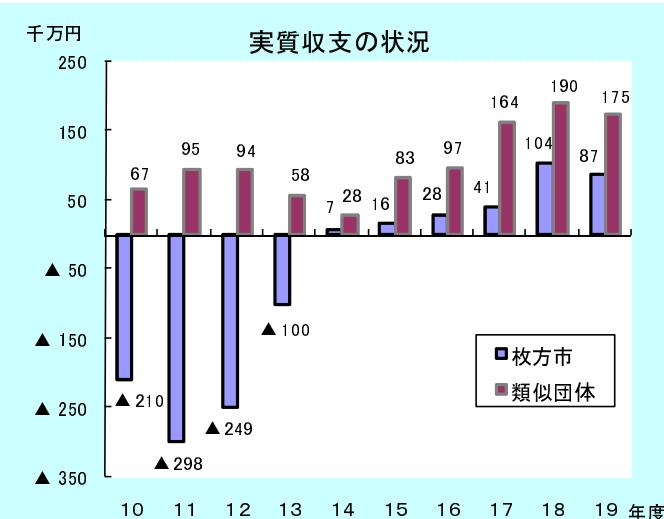
この形式収支（C）は、単純な歳入・歳出の差に過ぎず、翌年度へ繰り越すべき財源（D）を含んでいる場合があります。

翌年度に繰り越すべき財源とは、年度内に事業を完了させることができなくなった場合などに翌年度において使うお金なので、余っていても実質的には、黒字とは言えません。

そこで、これを控除して本来の黒字・赤字を判断しようとするのが実質収支（E）です。こ

の収支は、純剰余金（赤字の場合は不足額）ですから、実質収支に示される赤字・黒字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなります。

さらに、地方公共団体の一般財源の標準規模を示す標準財政規模に対する収支割合を示す、実質赤字比率については、「財政健全化法」で財政の健全性に関する健全化判断比率の一つでもあり、重要な指標となっています。【34 ページ参照】また、数値が一定以上になると地方債の発行について、許可が必要になるなどの制限が加えられることになります。実質収支比率については、38 ページ以降でも説明しています。



普通会計決算の推移 (単位: 百万円)											
区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
歳入決算額 A		106,381	105,581	101,910	103,935	104,792	102,180	105,014	102,320	113,029	112,036
歳出決算額 B		106,131	107,894	104,089	104,687	104,634	101,819	104,632	101,805	111,635	110,888
形式収支 C (A-B)		250	▲ 2,313	▲ 2,179	▲ 752	158	361	382	515	1,394	1,148
翌年度へ繰り越すべき財源 D		2,353	663	311	247	88	204	106	106	352	280
実質収支 E(C-D)		▲ 2,103	▲ 2,976	▲ 2,490	▲ 999	70	157	276	409	1,042	868
単年度収支 F (E-前年度実質収支)		▲ 352	▲ 873	486	1,491	1,069	87	119	133	633	▲ 174
積立金 G		0	0	0	0	0	70	150	276	211	1,118
繰上償還金 H		244	0	0	363	0	160	0	0	0	449
積立金取崩額 I		0	0	0	0	0	0	0	0	75	86
実質単年度収支 (F+G+H-I)		▲ 108	▲ 873	486	1,854	1,069	317	269	409	769	1,307

(3) 平成19年度普通会計決算の特徴

平成19年度普通会計決算は、実質収支では8億6,800万円の黒字を計上することができましたが、単年度収支では平成11年度以来となる1億7,400万円の赤字となりました。また経常収支比率については、経常一般財源の減少に加え、義務的経費である人件費や扶助費の増加により、昨年度より3.6ポイント悪化し93.2%となりました。

次に主な内容として、歳入では、定率減税の廃止や税源移譲により市民税が増加となりましたが、それに対応して、税源移譲の暫定措置であった所得譲与税の廃止や地方特例交付金及び地方交付税が減となったこと、また総合文化施設用地買戻しの財源であった基金繰入金の減少などにより、総額では、9億9,300万円減となりました。歳出では、団塊世代退職による退職手当の増加により人件費が、また児童手当の制度変更等により扶助費が増加しましたが、普通建設事業費が減少したことなどにより、総額では、7億4,700万円減となりました。

また、「財政健全化法」に基づいて平成19年度決算より公表を義務づけられた、新たな財政健全化指標となる「健全化判断比率」については、国が定めた財政悪化の第一基準である「早期健全化基準」をいずれも下回るものとなっています。

今後、人口の減少や少子高齢化の進展により市税収入の減少が見込まれる一方で、扶助費の増加や老朽施設の維持・更新費用の増大が財政を圧迫してくるものと予測されます。

そのため、これからも構造改革アクションプランに掲げられた目標の達成などを通じて財政の構造改革をすすめ、引き続き安定した財政運営を図っていく必要があります。

平成19年度普通会計決算の歳入・歳出における主な特徴は、次のとおりです。

〈1〉義務的経費の増加

義務的経費を昨年度と比べると、公債費は7,300万円の減でしたが、団塊世代の退職による退職手当の増加により人件費が9億3,700万円の増、扶助費が11億4,500万円の増となったために、総額では20億900万円増加しています。【義務的経費については12ページ参照】

〈2〉投資的経費の減少

2大プロジェクトである第2清掃工場新設事業や火葬場建設及び周辺整備事業における事業費が増加したものとの、総合文化施設整備に伴う用地買戻しの減少により、総額で31億6,200万円の減額となっています。

〈3〉市税収入の増加と地方特例交付金の減少及び所得譲与税の廃止

市税では、定率減税の廃止や税源移譲により個人市民税が34億2,800万円の増、企業収益の伸び等により法人市民税も10億1,200万円の増となったため、市税全体では48億1,500万円の増加となりました。また、これに伴い地方特例交付金が11億7,700万円の減、地方交付税が17億2,500万円の減、所得譲与税が廃止されたことにより地方譲与税が25

億6,900万円の減となりました。

歳入の内訳と推移

(単位:百万円)

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
市 税	62,315	61,942	59,904	59,670	57,749	54,515	54,400	54,237	55,999	60,815	
地 方 交 付 税	4,912	9,018	8,648	8,509	9,224	9,044	8,232	7,870	7,801	6,076	
使 用 料 及 び 手 数 料	1,981	2,070	2,151	2,227	2,286	2,226	2,180	2,261	2,210	2,274	
国 庫 支 出 金	10,606	12,987	9,272	10,190	11,100	12,409	13,184	13,427	12,897	14,673	
府 支 出 金	5,257	5,363	5,123	4,638	4,751	4,695	4,787	5,104	5,152	6,111	
諸 収 入	1,647	1,414	481	1,484	1,582	474	529	1,065	623	2,268	
地 方 債	11,378	3,095	3,580	5,825	8,982	9,277	10,518	7,106	10,456	9,529	
そ の 他	8,285	9,692	12,751	11,392	9,118	9,540	11,184	11,250	17,891	10,290	
歳 入 総 額	106,381	105,581	101,910	103,935	104,792	102,180	105,014	102,320	113,029	112,036	

性質別歳出の内訳と推移

(単位:百万円)

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
義務的経費	58,184	59,664	58,177	59,028	58,855	60,437	60,584	60,749	58,846	60,855	
人 件 費	31,299	31,252	30,536	29,801	28,482	27,674	27,467	27,450	25,356	26,293	
扶 助 費	15,087	15,737	14,709	15,650	17,039	19,765	21,233	21,794	22,273	23,418	
公 債 費	11,798	12,675	12,932	13,577	13,334	12,998	11,884	11,505	11,217	11,144	
物 件 費	10,564	11,132	9,058	9,522	9,951	9,380	10,039	10,044	9,595	10,243	
維持補修費	1,360	1,162	959	871	850	681	660	703	723	978	
補 助 費 等	10,957	13,083	11,216	11,052	11,306	11,471	10,892	10,229	10,260	10,561	
繰 出 金	10,145	11,679	12,455	13,027	13,158	13,896	13,210	13,511	14,333	14,186	
投資的経費	11,572	7,520	7,394	7,793	8,447	5,516	8,739	5,742	16,004	12,842	
そ の 他	3,349	3,654	4,830	3,394	2,067	438	508	827	1,874	1,223	
歳 出 総 額	106,131	107,894	104,089	104,687	104,634	101,819	104,632	101,805	111,635	110,888	

歳入の状況

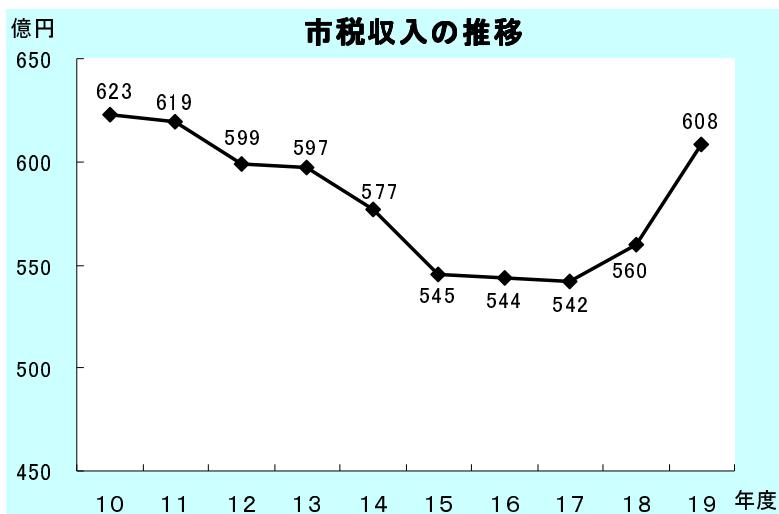
市は、どのような収入をもとに市民サービスを提供しているのでしょうか？

1. 平成 19 年度の状況

市がサービスを提供するために必要な経費は、市税や国・府の支出金、市債などの収入で賄っています。

○市 稅

市税収入は、歳入全体の半分以上を占め、この動向が市の財政状況に大きな影響を及ぼします。平成 19 年度は、所得税から市民税への税源移譲や、定率減税の廃止、市内企業の業績好調などにより、前年度に比べ、48 億 1,500 万円の増収となりました。市税については、10 ページ以降で詳述しています。



○地方交付税等

普通交付税は、総額 58 億 7,800 万円で、前年度に比べ 17 億 7,900 万円の減 ($\Delta 23.2\%$) となりました。大幅な減少に至った理由としては、法人市民税の増収や固定資産税の増収などにより、市税収入が大幅に増加したこと、また、被生活保護者数における密度補正などにより、生活保護費の交付税算入額が減少したことなどが考えられます。

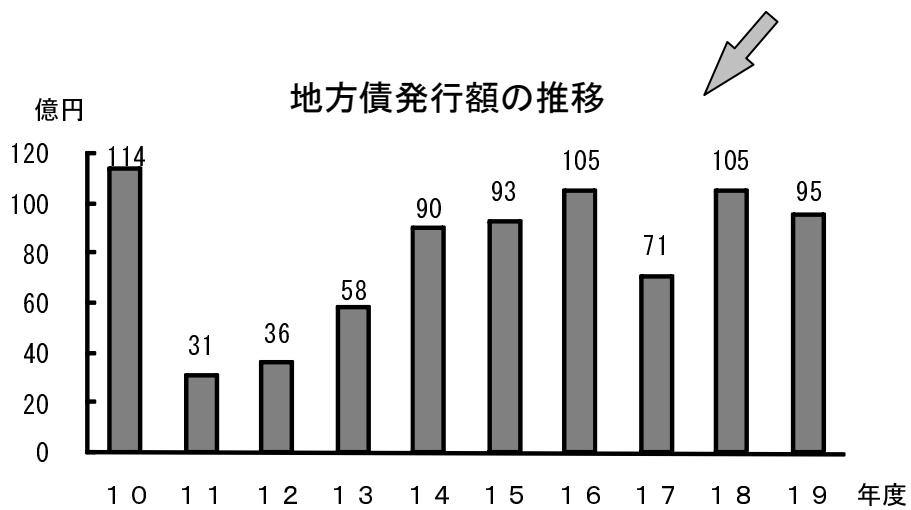
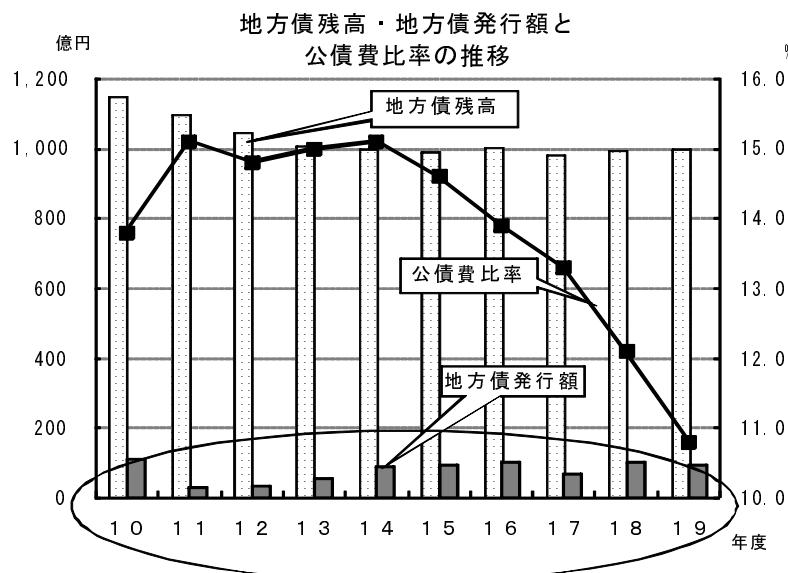
地方交付税の補てん措置として、平成 13 年度より特例措置された臨時財政対策債の発行は、29 億 3,400 万円で、前年度に比べ 3 億円の減 ($\Delta 9.3\%$) となりました。

○国庫支出金

第 2 清掃工場建設事業に伴う廃棄物処理施設整備補助金が 13 億 8,600 万円の増、3 歳未満の児童手当支給額引き上げの制度改正により、児童手当負担金が 3 億 2,500 万円の増、人口透析が医療扶助から更生医療に変更されたことにより、生活保護費負担金が 3 億 8,300 万円の減などにより、総額では 17 億 7,600 万円の増 (13.8%) となりました。

○地方債（市債）

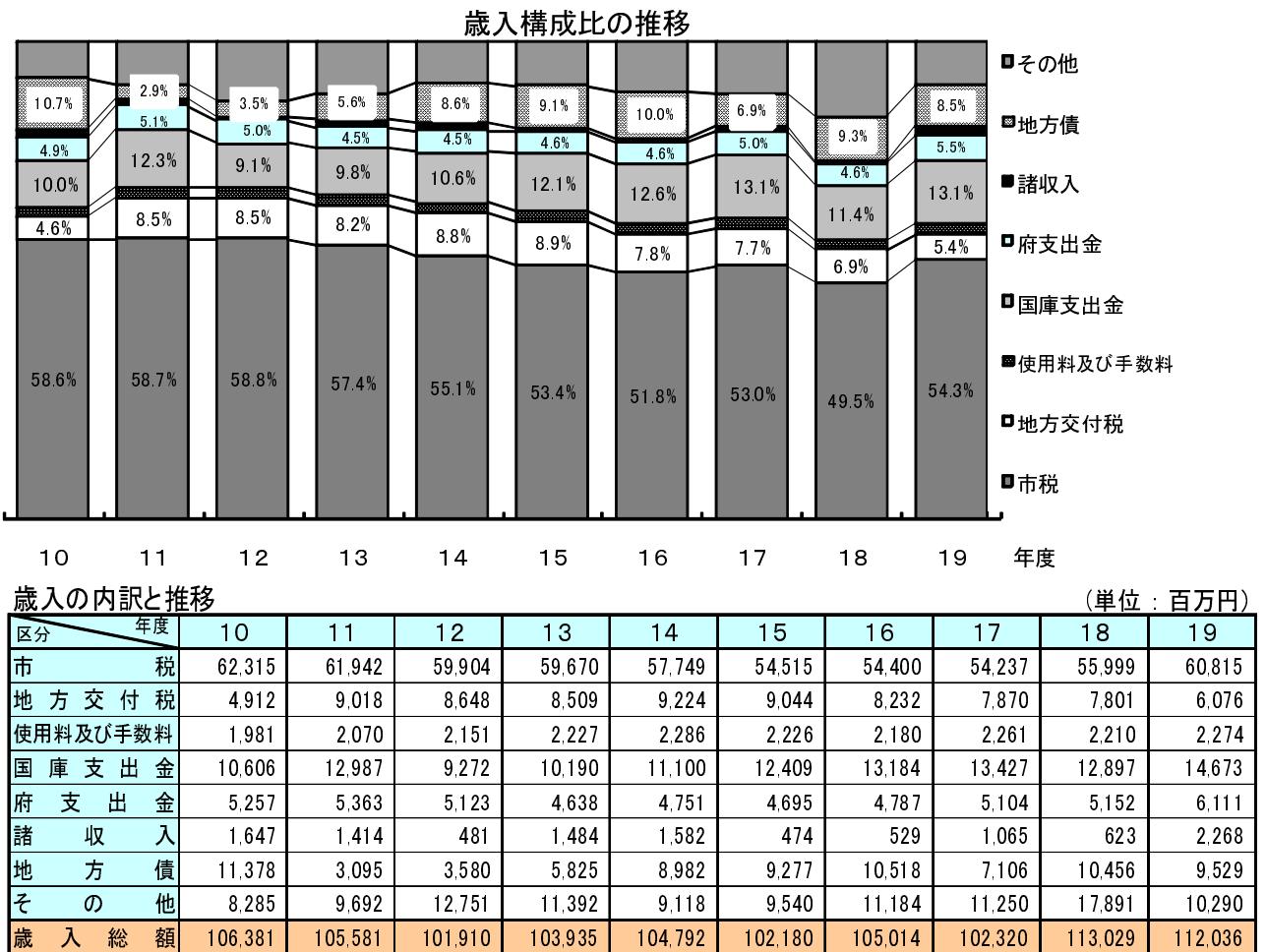
市の借金である地方債の借入れは、国の経渜政策として地方単独事業が積極的に推し進められたこと、減税による減収分を補うための減税補てん債を発行したことなどにより、平成4年度以降、大幅に増加しました。平成19年度は、2大プロジェクト事業の本格化に伴い、第2清掃工場建設における一般廃棄物処理事業債が20億7,900万円の増、火葬場建設における一般単独事業債が7億3,700万円の増となりましたが、普通交付税の補てん措置である臨時財政対策債が3億円の減、公共用地先行取得等事業債が23億9,300万円の減となつたことなどから、市債総額では9億2,700万円の減額（▲8.9%）となりました。



○その他の財源

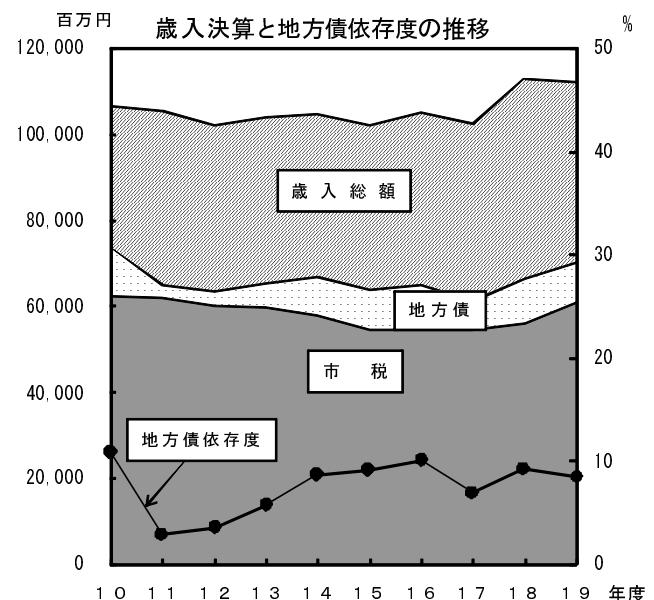
税源移譲前の暫定措置であった所得譲与税が、本格的な税源移譲の実施に伴い廃止され、地方譲与税総額は25億6,900万円減（▲76.4%）の7億9,400万円となりました。また、地方特例交付金の減収補てん分は、定率減税が撤廃されたことに伴い廃止され、11億7,700万円減（▲76.3%）の3億6,500万円となりました。

2. 歳入の構成比



市税収入額は、経済状況と国の政策に大きく左右されます。また、地方債の借入れは、一般的に投資的事業【20ページ参照】の影響を大きく受けます。投資的経費が多い年度は借入額が多くなり、反対に投資的経費が少ない年度は、借入額が少なくなります。

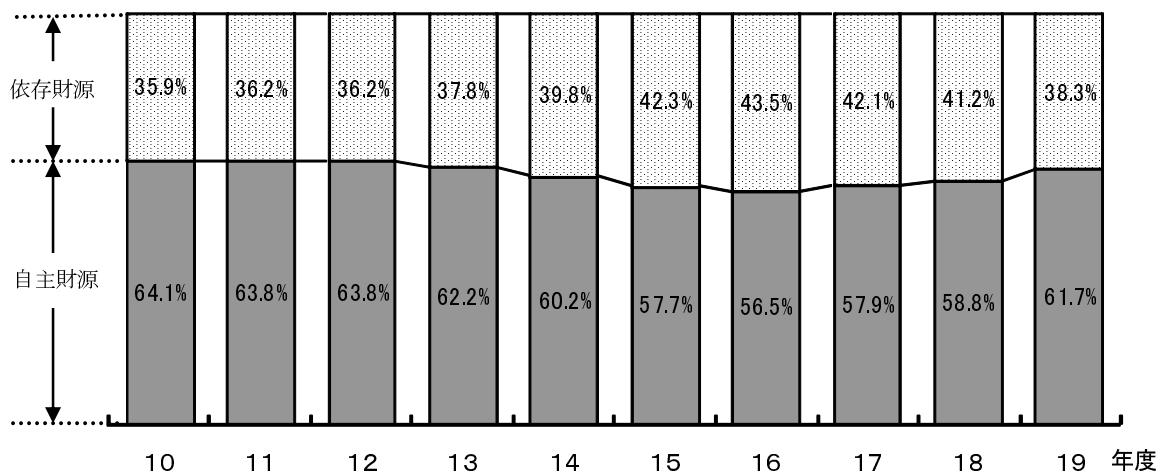
歳入総額のうち借金に頼る割合(地方債依存度)も、平成7年度から10年度までは、10%を超える水準で推移していましたが、平成11年度以降は、財政再建緊急対応策を進めることにより、大規模な建設事業などの投資的経費の抑制に努めることで市債の発行を抑え、地方債依存度を低く抑えてきました。しかしながら、平成13年度からは、地方交付税の補てん措置である臨時財政対策債を発行していることなどにより、上昇傾向にありましたが、平成19年度は、前年度を下回ることができました。



3. 市税収入の重要性

国・府支出金、地方譲与税や地方交付税などの収入は、国・府の基準により交付されるもので、市が自主的に収入できるものではありませんので「依存財源」と言います。一方、市税や使用料・手数料などの収入を「自主財源」と言います。自主財源の割合が大きいほど財政運営の自主性を確保できることになります。

自主財源と依存財源の推移

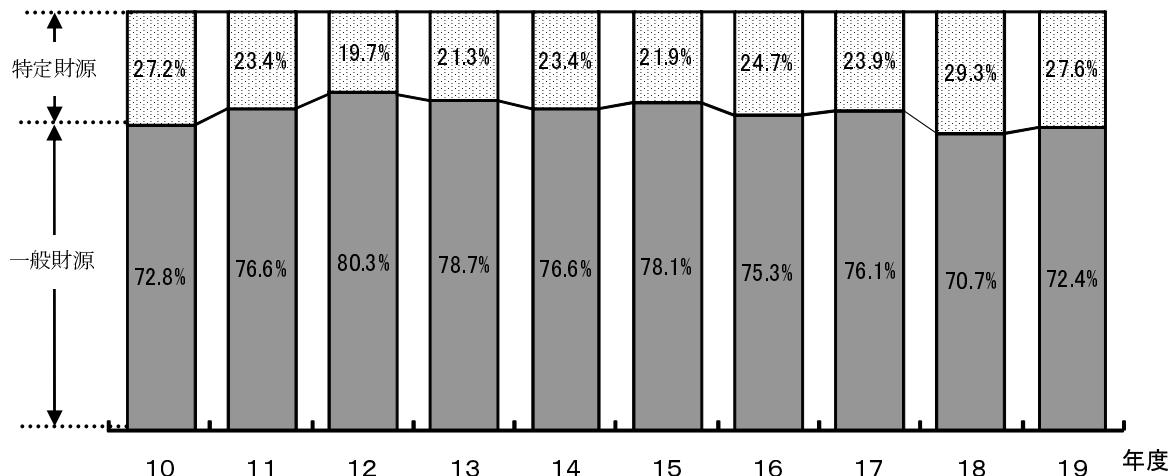


また、収入には、特定の目的のためにしか使えない「特定財源」と、どのような目的にも自由に使える「一般財源」とがあります。

特定財源のうち代表的なものは、国・府支出金です。例えば、高齢者福祉や障害者福祉に対する国・府の負担金を他の事業に使うことはできません。

これに対し、市税や地方交付税、地方消費税交付金などの一般財源は、自由に使うことができるため、これらの収入が多いほど、市が独自の施策を展開する余地が広がり、より多くの行政需要に柔軟に対応していくことができます。

一般財源と特定財源の推移



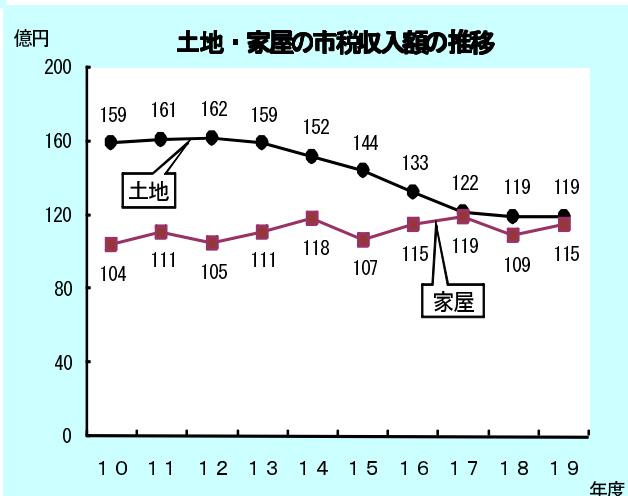
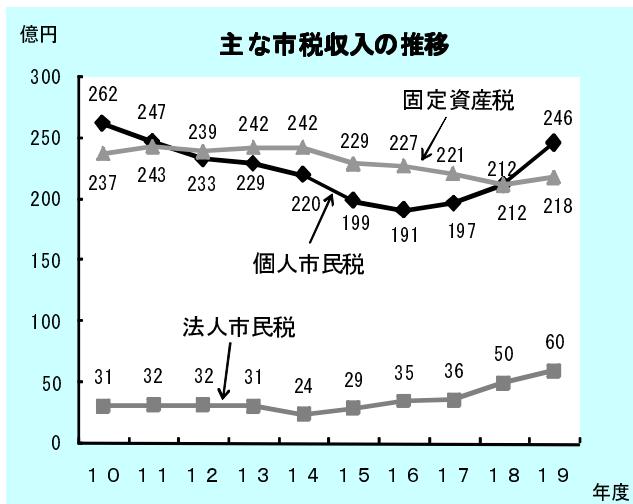
市税は、一般財源の半分以上を占めるうえ、自主財源の大半を占めています。市税収入額の大小は、財政規模に大きな影響を及ぼすばかりでなく、弾力的で健全な財政運営を安定的に行っていけるかどうかの鍵を握っています。

4. 市税収入の状況

本市の市税収入は、平成9年度をピークに、景気の低迷と国の恒久的減税の実施により、平成17年度までは減少し続けていましたが、平成18年度からは増加に転じ、平成19年度においては、対前年度比較で48億1,500万円の増（8.6%）となり、2年連続の増収となりました。

その内訳では、まず、市民税が44億4,000万円の増（16.9%）となりました。これは三位一体の改革における税源移譲や、定率減税の廃止などによる個人市民税の増加で34億2,800万円増（16.2%）、また企業収益の伸びなどの理由により、法人市民税が10億1,200万円増（20.1%）となったことによるものです。固定資産税における土地は、時点修正による評価額の修正分などを反映させ4,200万円の減（▲0.5%）、また家屋は、分譲マンションなど、非木造建物の建築が盛んだったため4億8,000万円増（5.4%）となり、固定資産税総額では5億9,900万円の増（2.8%）となりました。軽自動車税は、登録台数の増加で1,300万円の増（4.7%）、市たばこ税は4億1,500万円の減（▲17.2%）、事業所税は、7,300万円の増（5.8%）となりました。

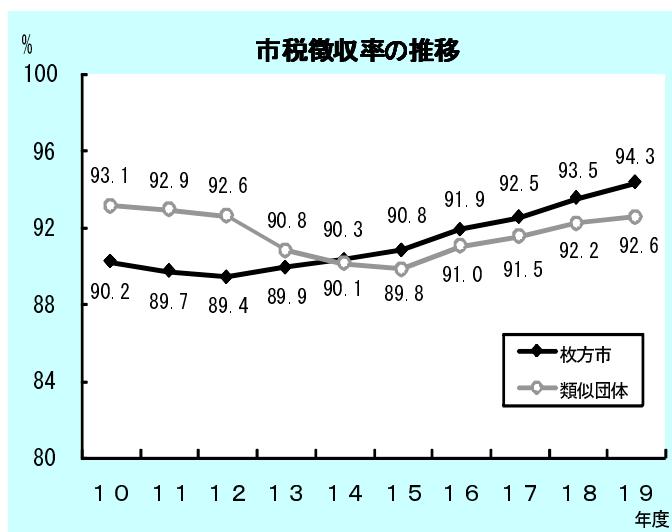
今後の市税収入を中・長期的にみると、人口減少時代の到来や、高齢化の進展による労働者人口の減少により、減少するものと予想しています。



注) 固定資産税及び都市計画税の土地・家屋
それぞれの合計を表しています。

5. 市税徴収率の状況

本市の市税徴収率は、組織体制の整備や、管理職員による口座振替促進事業の実施などにより、平成13年度以降、改善してきています。

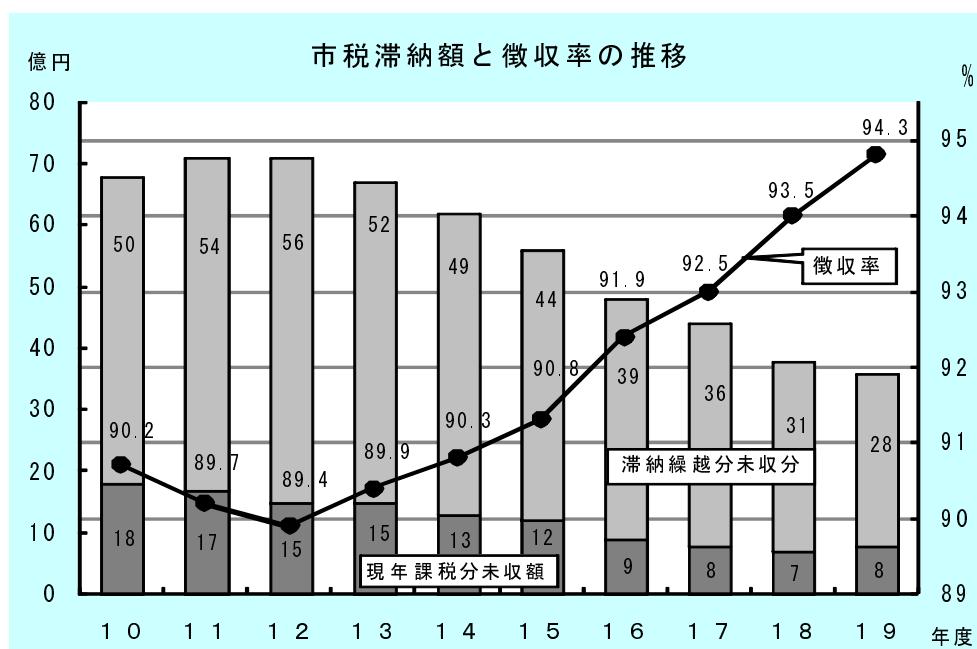


現年課税分の徴収率は、平成3年度以降、継続して97%以上を推移し、平成19年度では98.6%となりました。滞納繰越分については、平成11年度の16.1%を底に、平成19年度においては21.3%となり、市税全体の徴収率も94.3%となりました。

今後も市税の徴収率向上に努めるとともに、徴収の困難な滞納市税の発生を抑える取組みが必要です。

6. 市税滞納額の状況

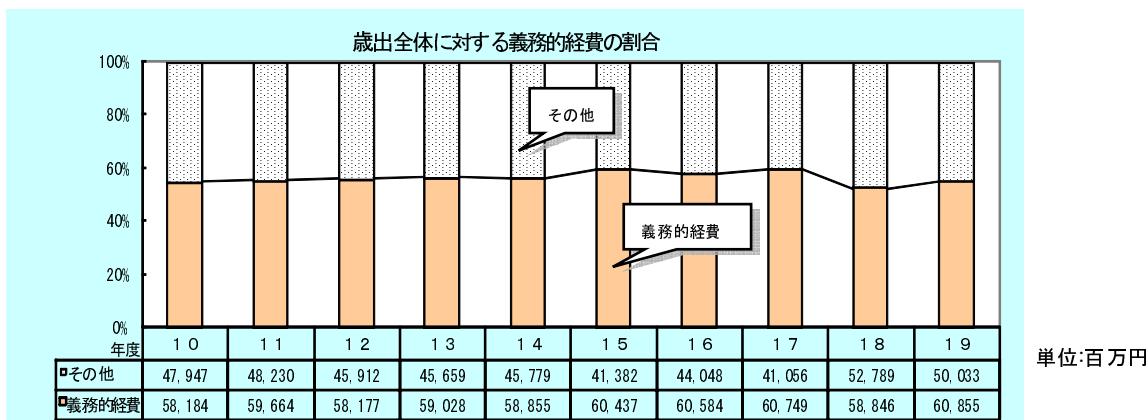
市税の滞納額は、経済状況を反映して年々増加し、ピークの平成12年度には10年前(平成2年度)のおよそ2.8倍、金額にして71億円にも達しました。そのため滞納を発生させないよう現年課税分の徴収に力を入れ、滞納整理を強化したことに加え、平成17年度からはコンビニ収納事業をスタートするなど、納税しやすい体制づくりに努めた結果、滞納額は平成13年度から7年連続で減少しています。



歳出の状況

納めていただいた税金をはじめ、市が収入したお金は、何に使われたのでしょうか？

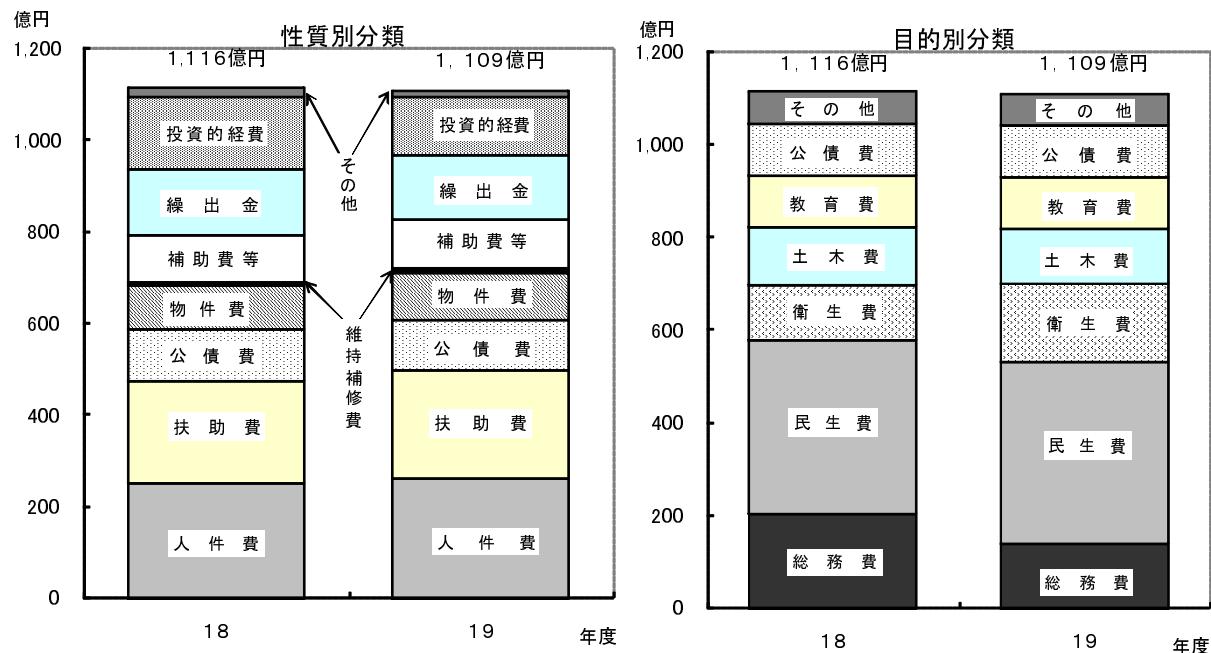
歳入の増加が見込めない中で、收支の均衡を図るために、支出を抑制していくほかありません。そのため、非効率な行政運営を改め、また人件費を中心に市役所内部の経費を削減して、増加する扶助費を賄うなど、お金の使い道を変え、またお金の使い方を工夫して、サービス水準の維持に努めています。



- 人件費…………職員等に対し労働の対価、報酬として支払われる経費
- 扶助費…………高齢者福祉や生活保護など社会保障制度に基づき支出する経費
- 公債費…………市が借り入れた借金（地方債）の元金及び利子の償還費
- 投資的経費…教育施設・道路・公園など公共施設の新增設等に要する経費
- 繰出金…………一般会計と特別会計や特別会計相互間において支出される経費

人件費・扶助費・公債費は、市の行政活動を行う上で、義務的に発生する経費であることから義務的経費と呼ばれています。義務的経費の割合が高くなると投資的経費などに振り向ける財源が少なくなるなど、財政運営における裁量の余地が小さくなってしまいます。こうした状態を「硬直化」と呼んでいます。平成19年度決算では、人件費の増加と扶助費の増加により、義務的経費全体で増加となっています。また、義務的経費の歳出総額に占める割合は54.9%となっています。

1. 平成 19 年度の状況



平成 19 年度歳出決算額は、平成 18 年度に比べて 7 億 4,600 万円下回り、1,109 億円となっています。主な増減要因は、以下のとおりです。

性質別分類	
人件費	職員数の削減（普通会計職員数で▲116 名、2,299 人→2,183 人）や給与の削減（平成 19 年 4 月から 6 月の間▲3%、7 月から 12 月の間▲1.5%）等を行ったものの、定年退職者が 51 人増（71 人→122 人）となったこと等から退職手当が 14 億 6,300 万円（50.7%）の増となり、人件費全体で 9 億 3,700 万円（3.7%）の増となりました。
扶助費	児童手当と特例給付が支給月額の引き上げ（3 歳到達月まで：第 1・2 子 5,000 円、第 3 子以降 10,000 円→一律 10,000 円）等で 5 億 2,100 万円（21.1%）増となり、全体では 11 億 4,500 万円（5.1%）増加しました。扶助費は、介護保険制度が創設された平成 12 年度を除き、昭和 63 年度以降、増加し続けており、昭和 63 年度と比較して 136 億 4,100 万円、率にして 139.5% の増となります。
公債費	昭和 50 年代に発行した小中学校施設などに係る起債の償還が順次終了しており、学校教育施設等整備事業債の元利償還額が 2 億 1,600 万円減少、減税補てん債の元利償還金が 5 億 8,200 万円減少したものの、臨時財政対策債の元利償還額が 4 億 2,600 万円増、府貸付金の元利償還金が 3 億 8,000 万円の繰上償還を行ったこと等から 4 億 600 万円増となったため、対前年度比較では 7,300 万円（▲0.7%）の減となりました。

投資的経費	第2清掃工場新設事業で41億5,100万円の増、火葬場建設及び周辺整備事業で7億4,800万円の増となったものの、昨年度は総合文化施設の用地買戻しが73億9,300万円があったことから、全体で31億6,200万円(▲19.8%)減となりました。第2清掃工場新設事業と火葬場建設及び周辺整備事業の2大事業の合計は94億7,500万円となり、投資的経費全体の73.8%を占めています。
その他の経費	積立金は、第2清掃工場建設工事にかかる賠償金5億8,400万円を財政調整基金に積み立てましたが、減債基金が8億8,800万円の減となったことなどから、全体で6億5,100万円(▲34.8%)の減となりました。繰出金は、下水道特別会計で、事業費の抑制などにより2億8,400万円(▲4.7%)減、介護保険特別会計で、給付費の増加などにより7,400万円(2.9%)増、老人保健特別会計でも7,800万円(4.1%)増となり、繰出金全体で1億4,700万円(▲1.0%)の減となりました。

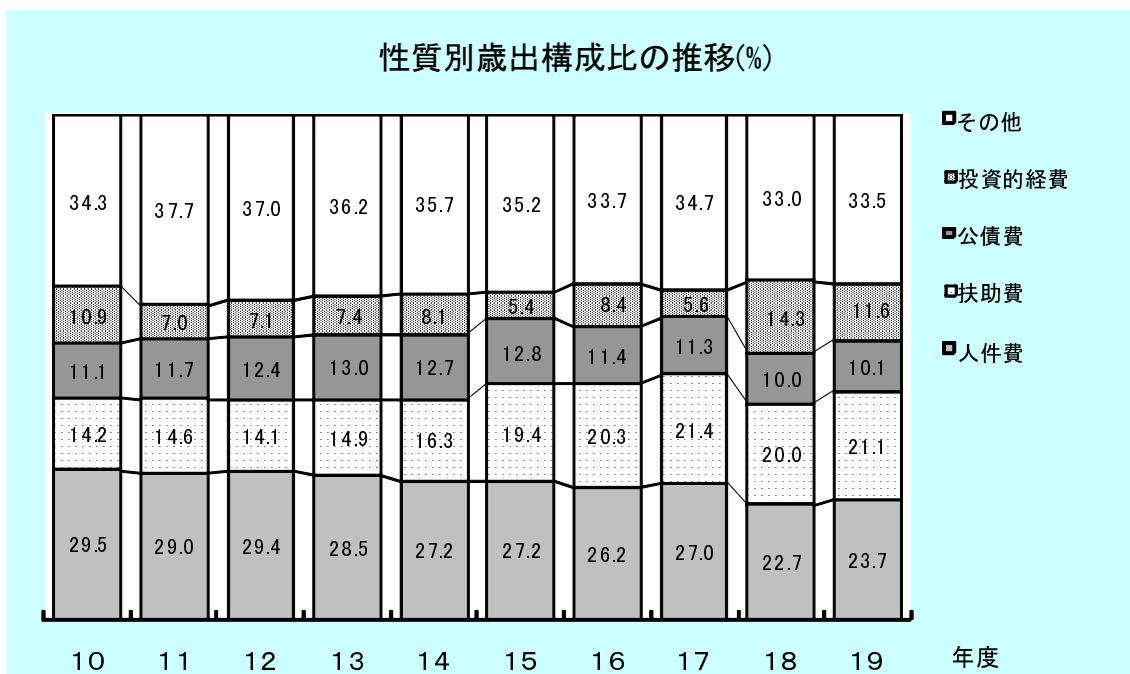
これらの各増減要因によって、義務的経費では20億900万円(3.4%)増、投資的経費で31億6,200万円(▲19.8%)減となり、歳出全体では7億4,700万円(▲0.7%)減となっています。

目的別に見ると

目的別分類	
総務費	昨年度は総合文化施設の用地買戻しが73億9,300万円があったこと等から、全体で62億4,500万円(▲30.7%)の減となっています。
民生費	児童手当や特例給付費が支給額の引き上げ等で5億2,100万円の増となったこと等から、民生費における扶助費全体で11億3,200万円(5.2%)増、介護保険特別会計への繰出金で7,400万円(2.9%)増、老人保健特別会計への繰出金で7,800万円(4.1%)増となり、総額では13億4,100万円(3.6%)の増となっています。
衛生費	第2清掃工場新設事業で41億5,100万円の増になったことなどから、全体で52億円(43.6%)の増となっています。
公債費	学校教育施設等整備事業債の元利償還額が2億1,600万円、減税補てん債の元利償還金が5億8,200万円の減となった一方で、臨時財政対策債の元利償還金が4億2,600万円、府貸付金の元利償還金が4億600万円の増となったため、全体で7,300万円(▲0.7%)の減となっています。

2. 性質別分類から見た推移

性質別分類とは、歳出を経済的性質によって、人件費、扶助費、公債費、投資的経費などに分類したものです。

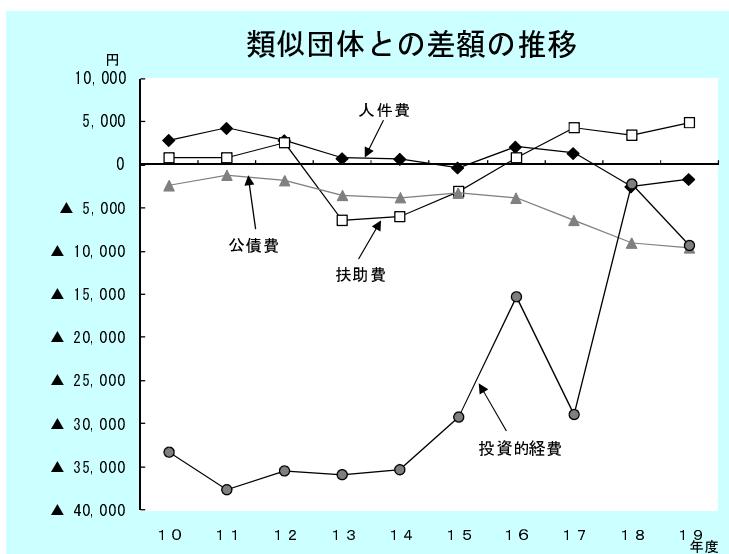


性質別歳出の内訳と推移 (単位:百万円)

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
義務的経費		58,184	59,664	58,177	59,028	58,855	60,437	60,584	60,749	58,846	60,855
人 件 費		31,299	31,252	30,536	29,801	28,482	27,674	27,467	27,450	25,356	26,293
扶 助 費		15,087	15,737	14,709	15,650	17,039	19,765	21,233	21,794	22,273	23,418
公 債 費		11,798	12,675	12,932	13,577	13,334	12,998	11,884	11,505	11,217	11,144
物 件 費		10,564	11,132	9,058	9,522	9,951	9,380	10,039	10,044	9,595	10,243
維持補修費		1,360	1,162	959	871	850	681	660	703	723	978
補 助 費 等		10,957	13,083	11,216	11,052	11,306	11,471	10,892	10,229	10,260	10,561
繰 出 金		10,145	11,679	12,455	13,027	13,158	13,896	13,210	13,511	14,333	14,186
投 資 的 経 費		11,572	7,520	7,394	7,793	8,447	5,516	8,739	5,742	16,004	12,842
そ の 他		3,349	3,654	4,830	3,394	2,067	438	508	827	1,874	1,223
歳 出 総 額		106,131	107,894	104,089	104,687	104,634	101,819	104,632	101,805	111,635	110,888

〔類似団体との比較〕

	(単位 : 円)									
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
人件費	2,833	4,231	2,803	723	646	▲ 367	2,046	1,307	▲ 2,581	▲ 1,701
扶助費	795	794	2,562	▲ 6,477	▲ 6,049	▲ 3,119	744	4,245	3,384	4,879
公債費	▲ 2,481	▲ 1,263	▲ 1,900	▲ 3,612	▲ 3,860	▲ 3,341	▲ 3,927	▲ 6,510	▲ 9,140	▲ 9,686
物件費	▲ 6,906	▲ 7,437	▲ 11,507	▲ 11,632	▲ 11,157	▲ 12,143	▲ 10,862	▲ 13,115	▲ 13,179	▲ 14,320
維持補修費	▲ 664	▲ 1,372	▲ 1,841	▲ 1,723	▲ 2,163	▲ 2,413	▲ 1,596	▲ 2,124	▲ 1,844	▲ 1,516
補助費等	4,493	6,066	5,831	▲ 990	1,525	2,853	▲ 471	743	172	1,443
繰出金	2,682	4,203	2,791	3,046	2,109	2,155	858	2,071	4,261	3,800
投資的経費	▲ 33,274	▲ 37,692	▲ 35,516	▲ 35,922	▲ 35,423	▲ 29,318	▲ 15,259	▲ 28,910	▲ 2,221	▲ 9,320
その他	▲ 8,584	▲ 16,373	▲ 7,883	▲ 11,576	▲ 11,287	▲ 13,683	▲ 12,548	▲ 12,907	▲ 10,581	▲ 13,749
歳出総額	▲ 41,104	▲ 48,843	▲ 44,659	▲ 68,162	▲ 65,659	▲ 59,375	▲ 41,015	▲ 55,202	▲ 31,728	▲ 40,171



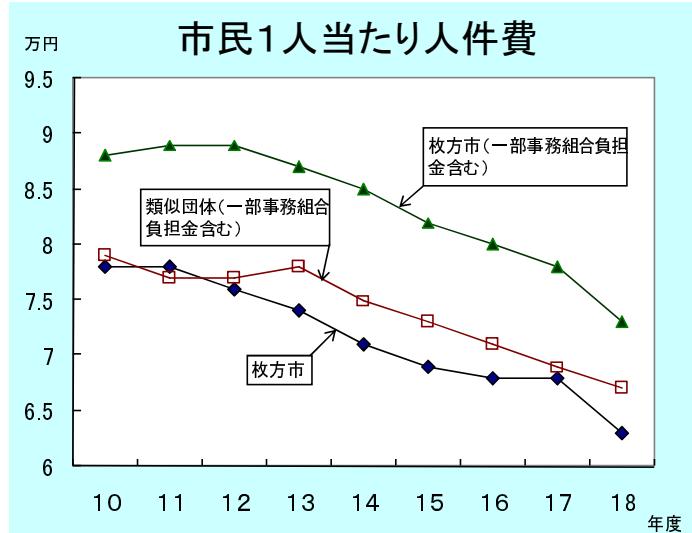
性質別分類の歳出状況を類似団体と比較すると、すべての年度において、繰出金が多く、公債費・物件費・維持補修費・投資的経費については、少なくなっています。

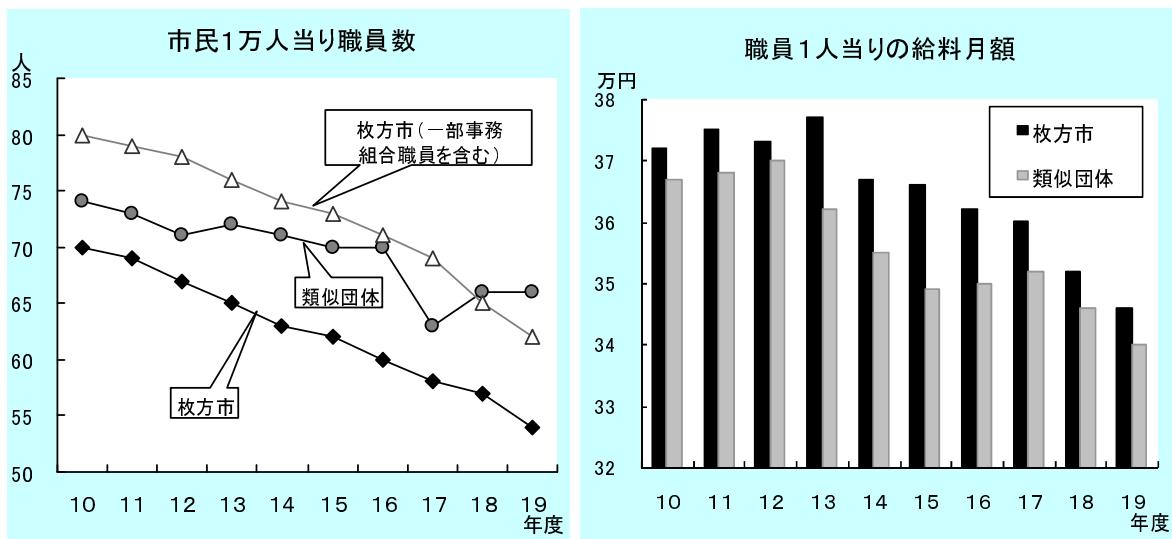
また、平成 19 年度については、投資的経費の差額が拡大しています。

(1) 人件費

本市の人件費は、平成 10 年度をピークに減少傾向にあり、類似団体と比べても、その減少幅は大きくなっています。一部事務組合負担金を含めた市民 1 人あたりの人件費についても、類似団体との差は少なくなっています。

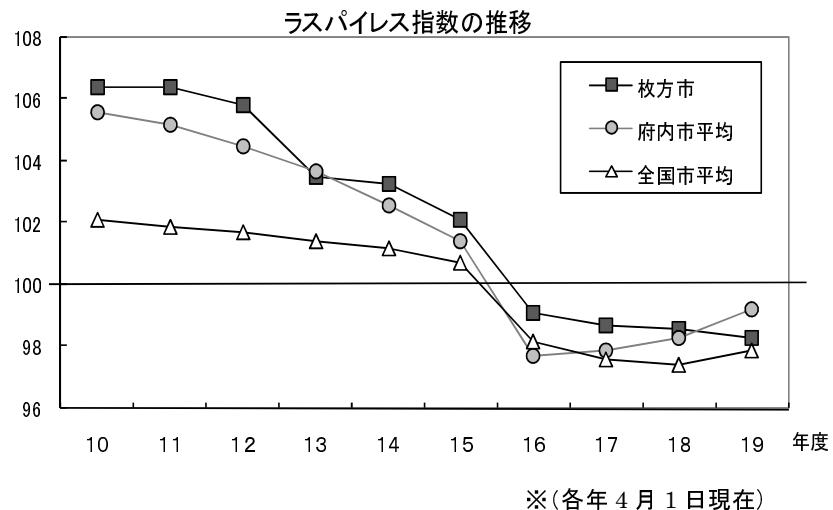
職員数については、財政再建緊急対応策で普通会計の職員数を平成 8 年度から平成 14 年度までに 258 人削減する目標を設定し、これを達成しました。





引き続き、第2次行政改革推進実施計画により平成14年度から平成23年度までに400人を削減する目標を立てていましたが、新たに平成18年3月に策定した構造改革アクションプランにおいて、平成16年4月1日を基準として平成25年4月1日までに普通会計で700人を目標に職員数の削減を進めています。

また、給与については、平成19年度においても給料月額の引き下げ（平成19年4月～6月▲3%、7月～12月▲1.5%）を実施するなど、継続して削減に向けた取り組みを行っています。



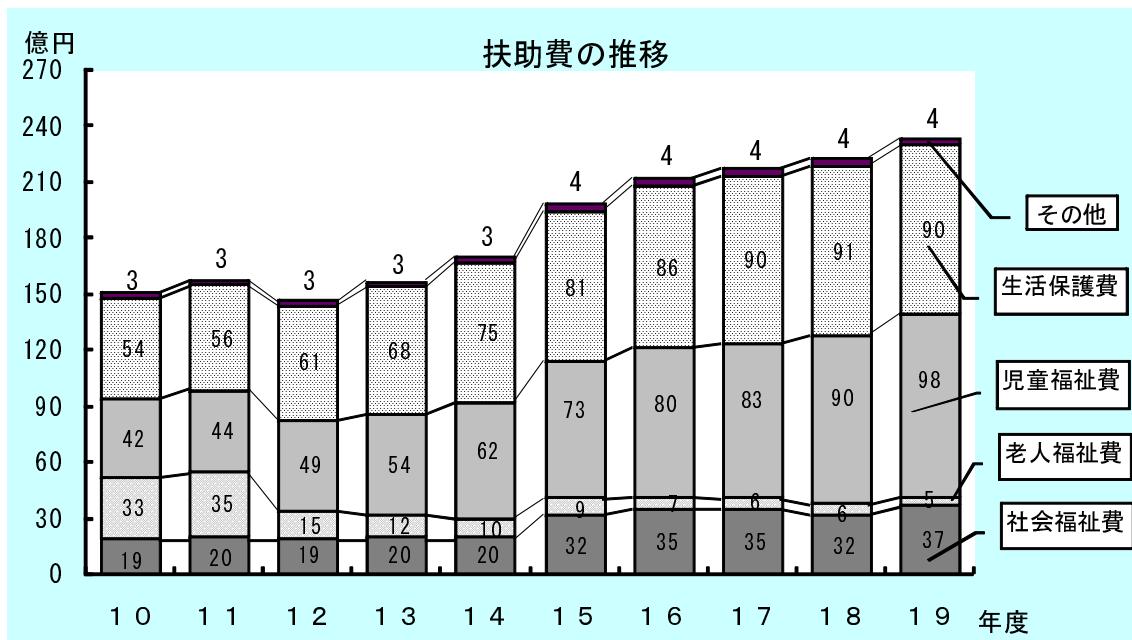
※(各年4月1日現在)

給与水準を学歴別・経験年数別に国の給料と比較したラスパイレス指数は、年々減少傾向にあり、平成19年度は前年度比0.3ポイント減の98.3となりました。また、団塊世代の定年を迎えるにあたり、退職手当の財源確保が財政運営に重くのしかかってくることから、平成19年度では退職手当基金からの基金繰入を行いました。今後も基金の有効活用を行い、財政負担の偏重をなくしていく必要があります。

(2) 扶助費

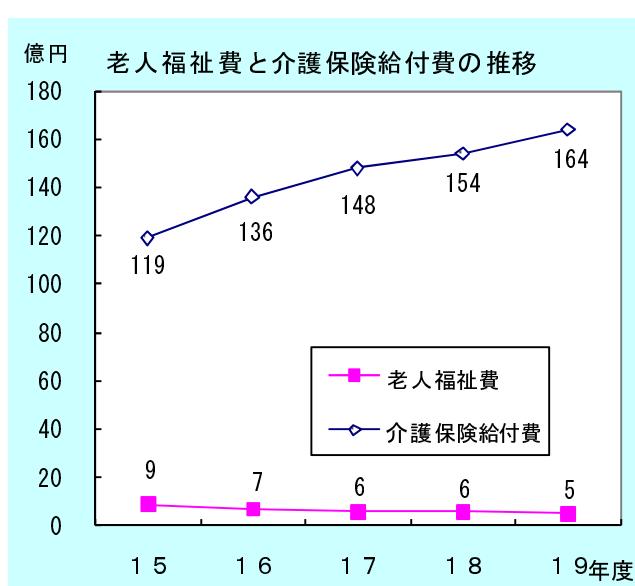
扶助費は、老人福祉法、児童福祉法、生活保護法などに基づく社会保障制度の一環として、対象者にサービスを提供するための費用です。

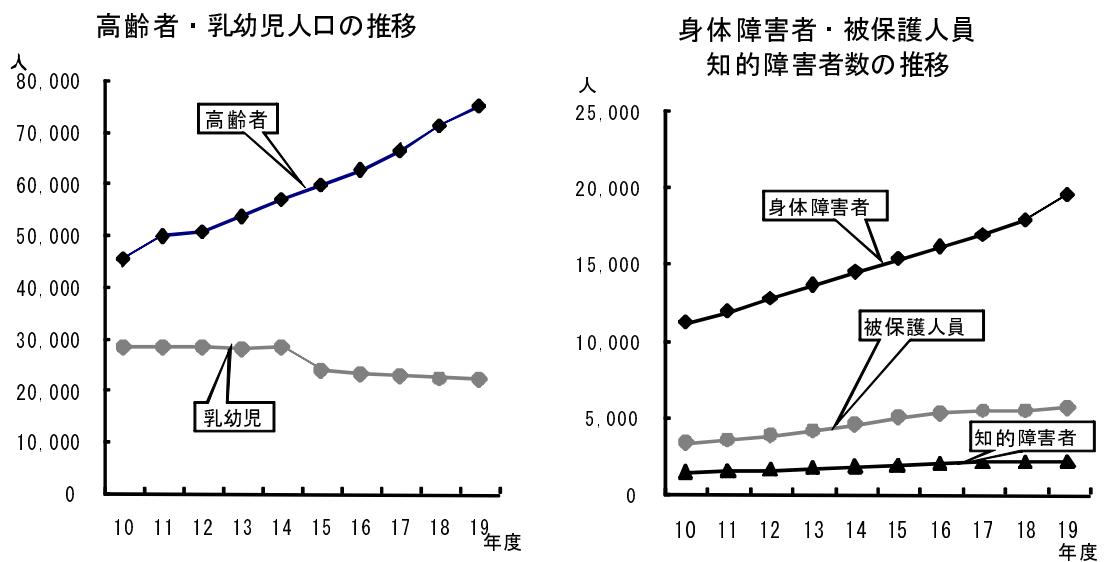
右肩上がりで伸びていた扶助費は、平成12年度には介護保険制度の開始に伴い特別会計を設置したため、いったん減少しました。しかし、平成13年度からは経済状況の低迷などにより、再び増加に転じています。



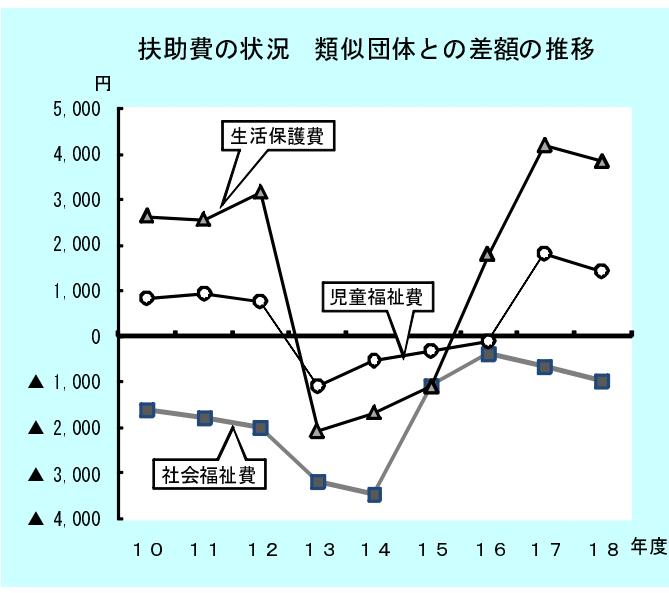
目的別では、老人福祉費は、介護保険制度の開始に伴い減少しているものの、高齢者福祉にかかる経費を比較すると増加していることがわかります。(右図参照)

児童福祉費は、子育て支援策の拡充などにより増加し、生活保護費は、身体障害者手帳を持つ被保護者の透析治療の医療費が自立支援医療制度の対象となったことや母子加算の引き下げが行われたことにより減少しました。





扶助費は、既存のサービスを継続していくだけでも、ここ数年間は対象者の増加により、増加していくことが予想されます。



扶助費の内訳を類似団体と比較してみると、平成 10 年度以降、高水準で推移していた生活保護費は、平成 13 年度に急減し、その後は再び増加傾向にあります。また、児童福祉費も平成 13 年度以降、増加傾向にあります。

平成 18 年度では児童福祉費、生活保護費と教育費の扶助費が類似団体よりも高くなっています。

※平成 19 年度の類似団体平均値については未発表のため、平成 18 年度までの比較となっています。

扶助費の状況(類似団体との差額)											(単位:円)
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
民 生 費	1,559	1,157	1,002	2,912	▲ 5,886	▲ 5,568	▲ 2,819	936	4,775	3,934	
社会福祉費	▲ 1,510	▲ 1,591	▲ 1,787	▲ 1,975	▲ 3,185	▲ 3,454	▲ 1,081	▲ 381	▲ 674	▲ 960	
老人福祉費	▲ 259	▲ 706	▲ 699	1,010	464	119	▲ 295	▲ 372	▲ 550	▲ 360	
児童福祉費	593	837	939	750	▲ 1,099	▲ 543	▲ 340	▲ 98	1,819	1,437	
生活保護費	2,733	2,625	2,548	3,135	▲ 2,069	▲ 1,680	▲ 1,105	1,788	4,180	3,819	
災害援助費	2	▲ 8	1	▲ 8	3	▲ 10	2	▲ 1	0	▲ 2	
衛 生 費	▲ 448	▲ 506	▲ 404	▲ 544	▲ 562	▲ 422	▲ 290	▲ 224	▲ 717	▲ 709	
教 育 費	151	147	198	194	▲ 27	▲ 58	▲ 13	33	185	159	
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	1,262	798	796	2,562	▲ 6,475	▲ 6,048	▲ 3,122	745	4,243	3,384	

(3) 公債費

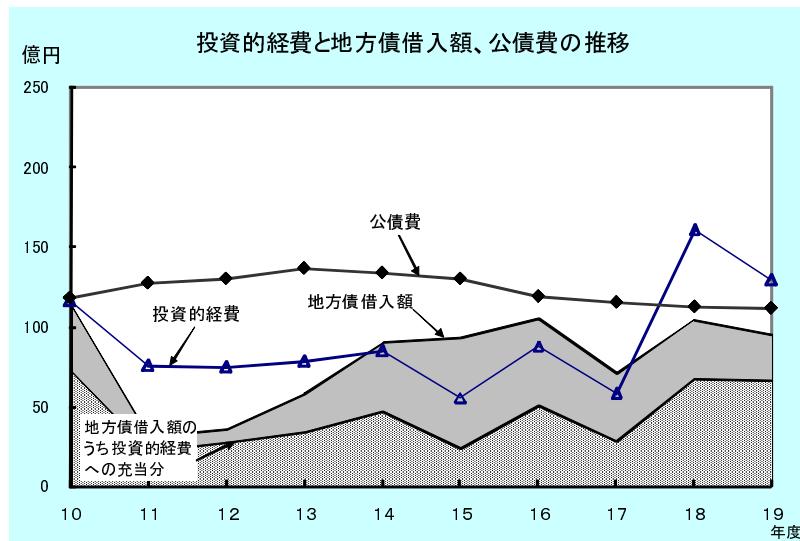
公債費は、市の借金の返済金です。地方債の借入残高の増加に伴い年々増加してきましたが、昭和 50 年代に建設した義務教育施設の償還を順次終えていることなどにより、平成 13 年度をピークに、当分の間は減少していくものと予想しています。平成 12 年度以降、借入額が増加傾向にありますが、後年度の財政負担が過重とならないよう今後も地方債の発行は、慎重に行っていく必要があります。

【27 ページ 参照】

(4) 投資的経費

投資的事業は、事業実施年度に多額な費用を必要とするだけでなく、後年度における地方債（借金）の償還と新たな施設維持管理経費を発生させます。

借り入れた地方債の多くは、借り入れてから数年間は元金据え置きで、利子のみの支払いとなっています。そのため、据え置き期間終了後、元金の返済が始まると返済額が急増することになります。したがって、事業実施にあたっては、翌年度からのランニングコストはもちろんのこと、元金返済が始まった場合の財政状況を見据えることが必要です。



(5) 繰出金

繰出金には、各特別会計で事業を行うにあたり一般会計が負担すべきもののほか、各特別会計の赤字補てんを目的としているものがあります。平成 12 年度から、介護保険特別会計への繰り出しが始まり、平成 19 年度では給付費の伸びから 13 億 8,500 万円増となり、繰出金が増加する大きな要因となっています。今後も引き続き、下水道特別会計をはじめとする各特別会計の健全化に向けた取り組みを行っていく必要があります。

(6) 一部事務組合への負担金

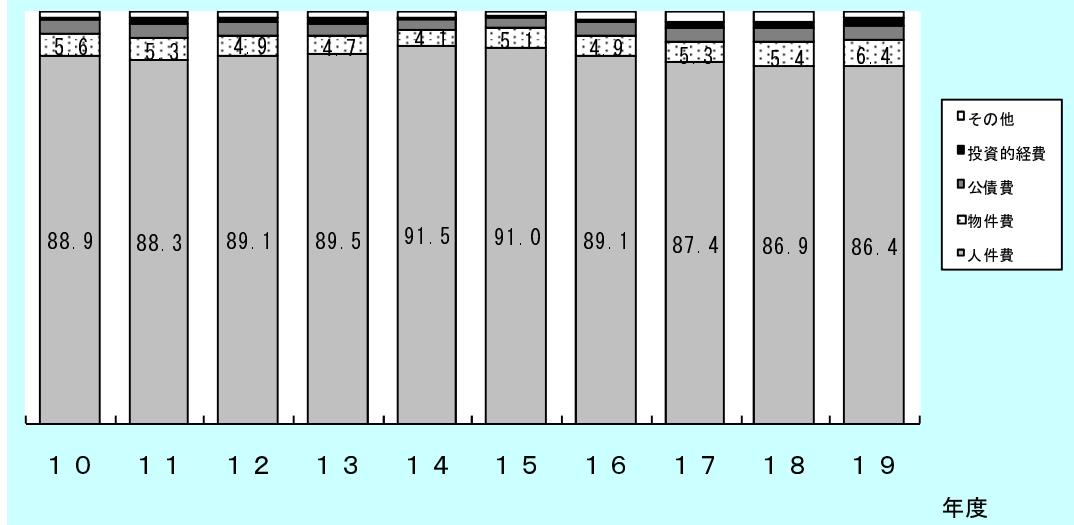
本市の消防行政については、寝屋川市と一部事務組合である「枚方寝屋川消防組合」を設立し運営にあたっています。また、淀川左岸水防事務組合、北河内4市リサイクル施設組合、後期高齢者医療広域連合にも加入しています。下表は、本市がそれらの組合に対して支出している負担金の性質別内訳とその構成比の推移を表わしています。負担金のおよそ9割は人件費となっています。

消防組合でも職員数や給与の削減を行っていますが、退職手当等が増加したため、人件費の額は増加しています。今後も消防力を低下させることなく、経費の節減に努めていく必要があります。

一部事務組合負担金の性質別内訳 (単位:百万円)

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
義務的経費	4,454	4,438	4,620	4,541	4,557	4,751	4,566	4,240	4,262	4,470
人件費	4,294	4,275	4,463	4,406	4,434	4,631	4,401	4,080	4,103	4,300
公債費	160	163	157	135	123	120	165	160	159	170
物件費	270	256	246	228	197	257	241	245	253	321
投資的経費	30	68	71	67	19	17	29	57	71	91
その他	75	78	73	87	74	62	104	124	133	95
歳出合計	4,829	4,840	5,010	4,923	4,847	5,087	4,940	4,666	4,719	4,977

性質別歳出構成比の推移(%)



[枚方市、寝屋川市の消防組合負担額と負担割合について]

下の表は枚方市と寝屋川市の負担額と負担割合の推移を表したもので、本市の負担割合は平成11年以降、増加傾向にあります。これは、負担割合の算定基礎について見直しが行われ、人口の増減による影響を受けやすくなつたためで、寝屋川市の人口が減少したことにより本市の負担割合が増えたものです。

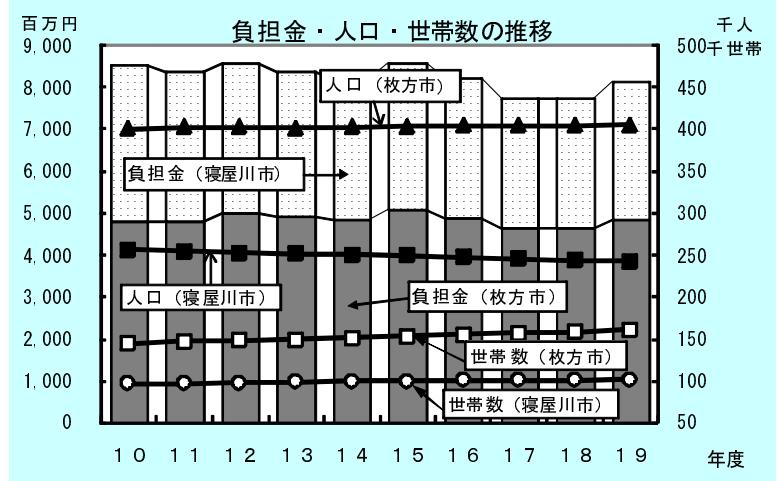
消防組合負担金の推移

		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚方市	金額 A	4,632,306	4,773,288	4,810,095	4,823,542	4,992,992	4,906,503	4,831,001	5,071,063	4,885,360	4,632,580	4,650,052	4,861,525
	負担割合(%)	55.9	56.4	56.4	57.5	58.3	58.7	58.7	59.1	59.3	59.7	59.9	59.8
寝屋川市	金額 B	3,659,146	3,697,065	3,718,701	3,561,939	3,571,029	3,453,742	3,392,316	3,506,216	3,351,071	3,123,182	3,108,051	3,266,315
	負担割合(%)	44.1	43.6	43.6	42.5	41.7	41.3	41.3	40.9	40.7	40.3	40.1	40.2
負担金総額 A+B		8,291,452	8,470,353	8,528,796	8,385,481	8,564,021	8,360,245	8,223,317	8,577,279	8,236,431	7,755,762	7,758,103	8,127,840

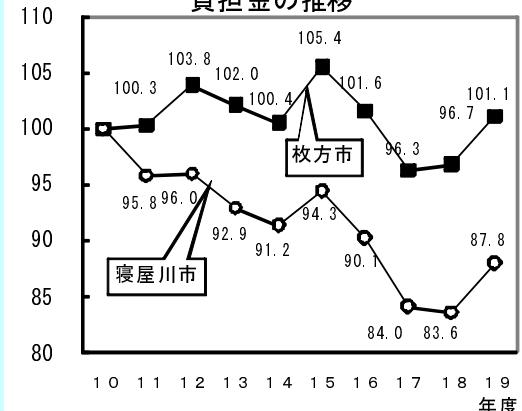
構成両市における人口・世帯数の推移

		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚方市	人口	397,283	398,931	399,716	401,971	402,126	401,470	402,211	403,017	403,815	404,448	403,907	404,760
	世帯	140,381	142,344	144,156	146,540	148,006	149,219	151,259	153,151	154,996	156,952	158,406	161,052
寝屋川市	人口	257,147	256,825	256,014	254,127	252,220	251,257	249,745	248,513	247,114	245,332	243,122	241,784
	世帯	94,750	95,564	96,145	96,452	96,941	97,808	98,557	99,139	99,737	100,234	100,397	101,110
合計	人口	654,430	655,756	655,730	656,098	654,346	652,727	651,956	651,530	650,929	649,780	647,029	646,544
	世帯	235,131	237,908	240,301	242,992	244,947	247,027	249,816	252,290	254,733	257,186	258,803	262,162

※数値は前年9月末日現在の住民基本台帳における人口、世帯数です。



平成10年度を100としたときの
負担金の推移

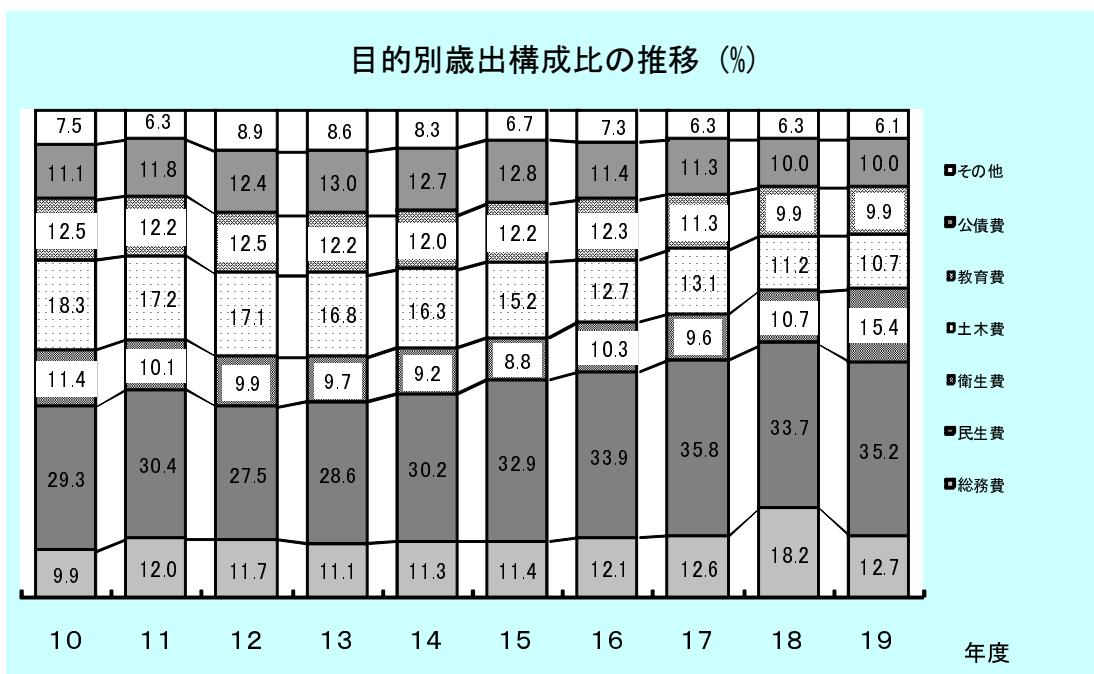
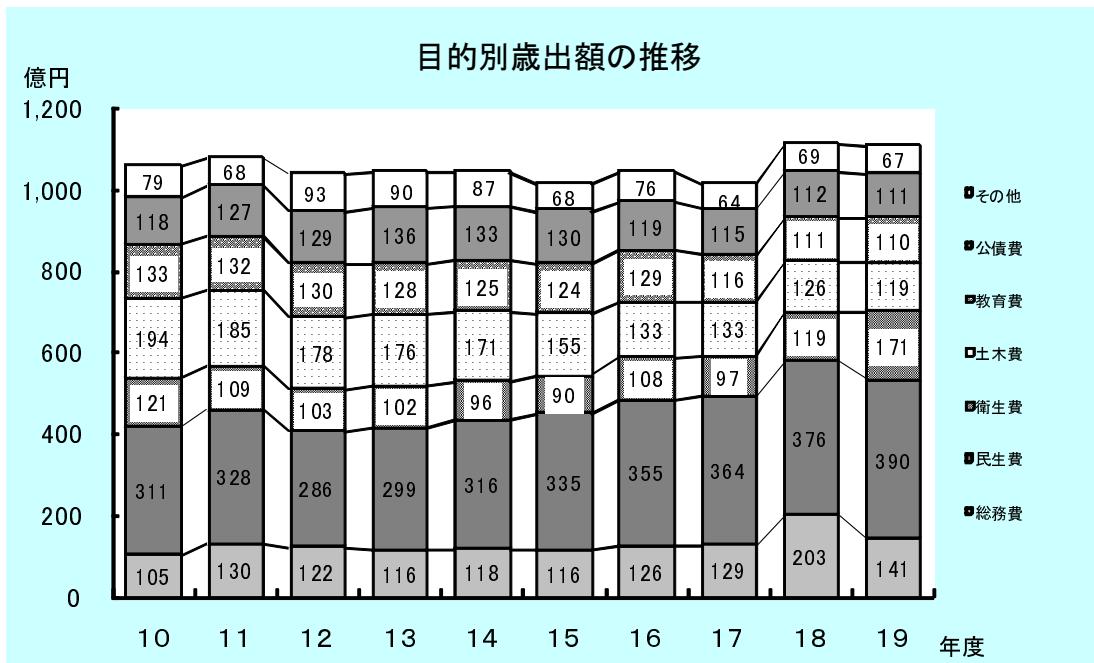


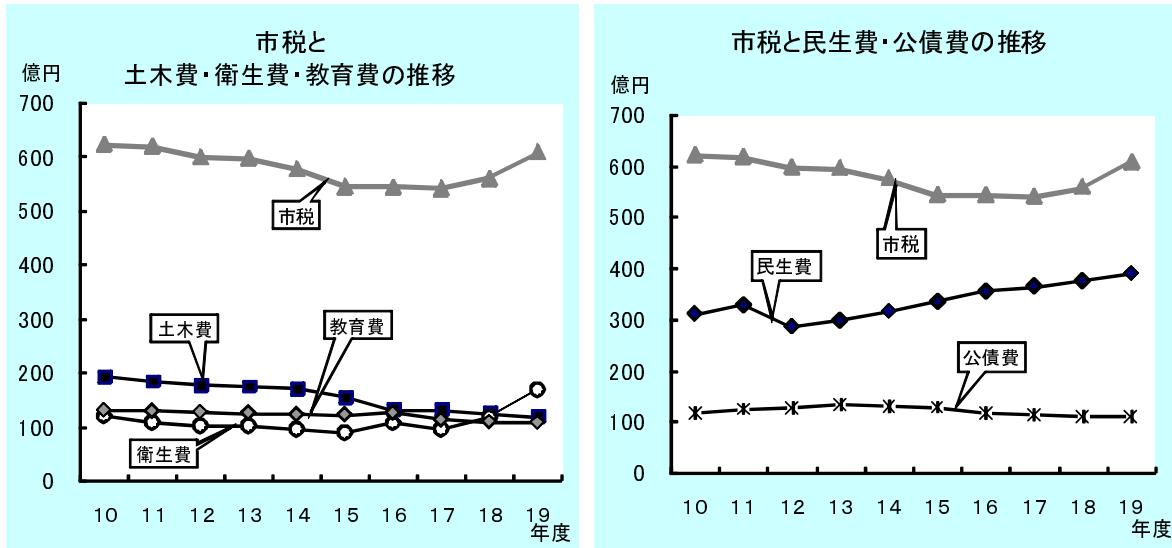
負担金割合の改正について

年度 項目	平成10年度 (旧割合)	平成11年度 (経過措置)	平成12年度 (経過措置)	平成13年度 (新割合)
人口割	30/100	33.5/100	37/100	40/100
世帯割	30/100	33.5/100	37/100	40/100
均等割	40/100	33/100	26/100	20/100

3. 目的別分類から見た推移

目的別分類とは、歳出を行政目的に応じて区分したもので





目的別歳出の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
総務費		10,501	13,023	12,148	11,580	11,839	11,631	12,633	12,849	20,328	14,083
民生費		31,111	32,761	28,632	29,930	31,559	33,461	35,480	36,431	37,618	38,959
衛生費		12,106	10,874	10,284	10,162	9,570	8,971	10,809	9,736	11,924	17,124
土木費		19,439	18,491	17,773	17,643	17,106	15,531	13,287	13,297	12,558	11,893
教育費		13,326	13,247	12,999	12,785	12,517	12,395	12,914	11,561	11,053	11,002
公債費		11,798	12,674	12,931	13,576	13,334	12,998	11,886	11,505	11,218	11,144
その他		7,850	6,824	9,322	9,011	8,709	6,832	7,623	6,426	6,936	6,683
歳出総額		106,131	107,894	104,089	104,687	104,634	101,819	104,632	101,805	111,635	110,888

19年度においては、衛生費が第2清掃工場新設事業により大きく増加しました。また、障害者・高齢者・児童などの福祉分野を受け持つ民生費においては、児童手当の支給額引き上げ等により依然増加を続けています。

一方、公債費は、借入金の増加に伴い平成13年度まで増加していましたが、昭和50年代の市債の償還が順次終了していることや新規事業債の発行を抑制してきたため、減少傾向にあります。公債費は、決まった金額を長期にわたって返済していくものであり、長期的な予測を立て、地方債残高に注視した財政運営を行っていく必要があります。

目的別分類

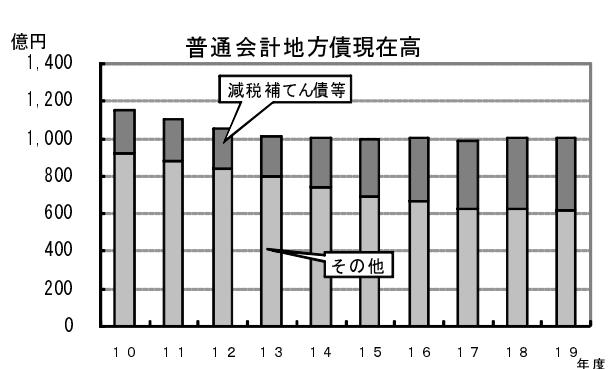
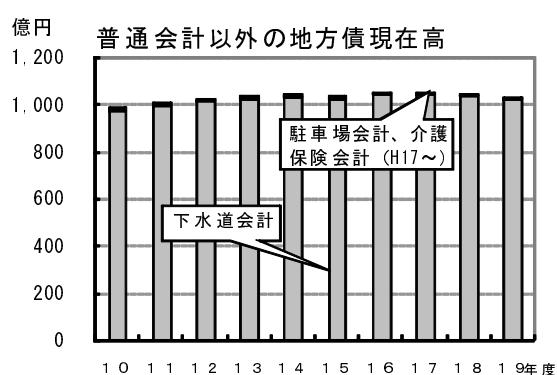
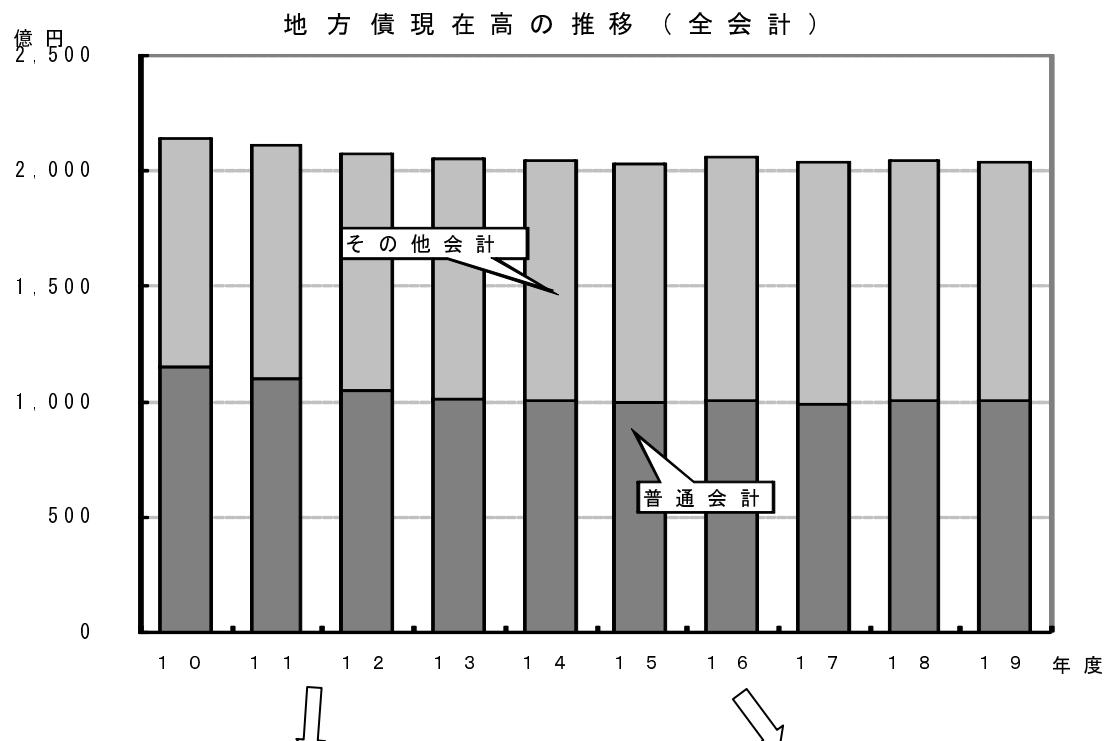
- 議会費……議会運営に係る経費
- 総務費……庁舎管理、広報、戸籍・住民票、税徵収、選挙、監査などの経費
- 民生費……障害者・高齢者・児童福祉、生活保護など社会福祉の経費
- 衛生費……市民の健康保持などの保健衛生やごみ処理など清掃に係る経費
- 労働費……労働行政に係る経費
- 農林業費……農業、林業、畜産業などに係る経費
- 商工費……商業、工業、観光業に係る経費
- 土木費……都市計画、道路・橋りょう・河川、公園、区画整理などに係る経費
- 消防費……消防、防災に係る経費
- 教育費……学校教育やスポーツ、公民館、図書館など社会教育に係る経費
- 公債費……市が借り入れた地方債の元金及び利子の償還費並びに一時借入金に対する利払い費

地方債

地方債残高は 1,001 億円、年間の返済は 111 億円、支払う利子は1日当たり 600 万円

1. 地方債現在高（借入金残高）

長期の借入金である地方債の現在高は、平成 11 年度以降、投資的経費を抑制したことや昭和 50 年代に発行した義務教育施設整備にかかる市債の償還が順次終了していること等により減少傾向が続き、平成 15 年度には 992 億円まで減少しました。しかし、その後は、大規模プロジェクトである火葬場建設及び周辺整備事業・第 2 清掃工場整備事業により地方債の発行が増加したことや、地方交付税の補てん措置である臨時財政対策債等の地方債残高が増加していることから、1,000 億円程度の水準で推移しています。



地方債現在高の推移(目的別)

(単位:百万円)

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
総務費		497	439	398	413	760	700	486	386	393	309
民生費		8,739	8,459	8,009	7,475	6,794	6,108	5,432	4,762	4,099	3,565
衛生費		12,573	12,101	11,873	11,647	11,143	10,558	11,819	11,926	12,808	15,856
農林費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土木費		35,553	35,369	34,757	34,713	34,521	33,310	32,544	31,299	30,558	29,919
消防費		232	231	205	192	428	395	526	475	420	350
教育費		33,867	30,894	27,874	24,476	20,191	17,697	15,653	13,167	11,137	9,164
災害復旧費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減税補てん債等		23,134	22,122	21,405	21,726	25,915	30,308	33,836	36,205	37,845	38,584
土地取得会計		372	320	266	210	153	93	32	-	2,393	2,393
普通会計		114,967	109,935	104,787	100,852	99,905	99,169	100,328	98,220	99,653	100,140
下水道会計		97,508	99,636	101,332	102,453	103,096	102,715	104,438	104,483	103,848	102,175
駐車場会計		1,446	1,368	1,288	1,205	1,119	1,031	940	847	750	650
介護保険会計		-	-	-	-	-	-	-	189	126	63
総計		213,921	210,939	207,407	204,510	204,120	202,915	205,706	203,739	204,377	203,028

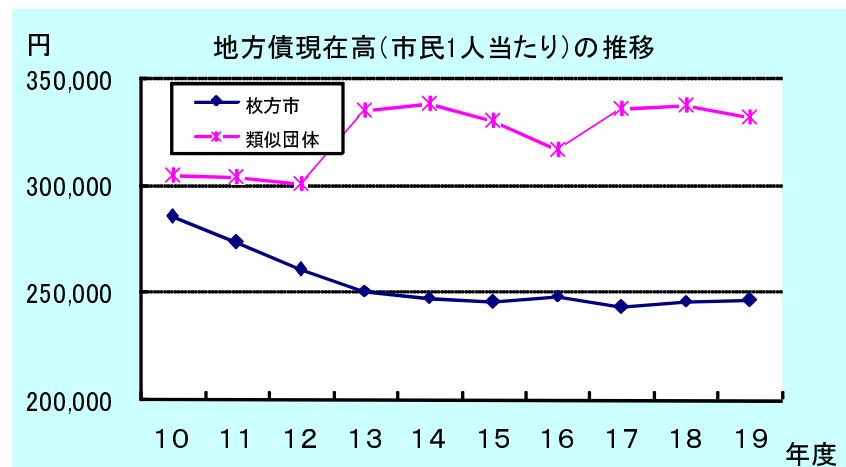
※減税補てん債等には、平成13年度より臨時財政対策債を含みます。

また、市民1人当たりの地方債現在高を類似団体と比較してみると、類似団体は平成6年度以降、概ね上昇傾向にありますが、本市では平成10年度をピークにその後は減少傾向にあります。また、すべての年度において類似団体よりも少なくなっています。

地方債現在高(市民1人当たり)の推移

(単位:円)

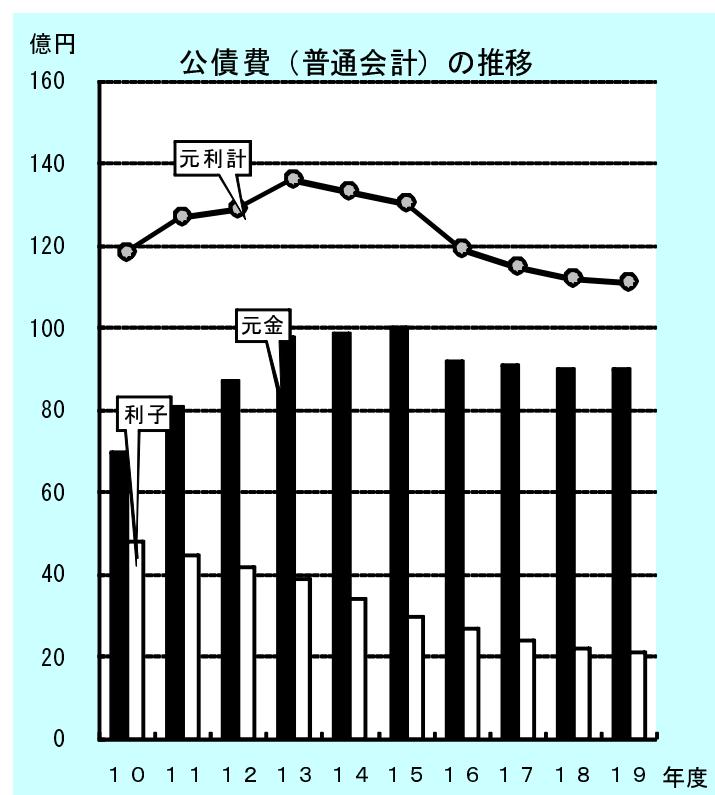
区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚方市		285,802	273,663	261,151	251,031	247,861	245,526	248,543	243,240	246,091	246,731
類似団体		305,138	303,880	300,685	335,423	338,202	330,744	317,068	335,941	337,523	331,767
差額		▲19,336	▲30,217	▲39,534	▲84,392	▲90,341	▲85,218	▲68,525	▲92,701	▲91,432	▲85,036



2. 公債費（借入金の返済）

借入金残高が増加すれば、当然、返済額も増加して財政を圧迫します。

公債費は、元金償還の据置期間があるため、地方債現在高が減少に転じてからも増加してきましたが、平成 13 年度に 3 億 6,000 万円の繰上償還をしたことにより、ピークとなりました。平成 14 年度以降は年々減少しています。しかし、今後、第 2 清掃工場等の大規模プロジェクトや臨時財政対策債の償還開始により、減少傾向に歯止めがかかることが予想されるため、地方債残高の推移とともに注意をしていく必要があります。



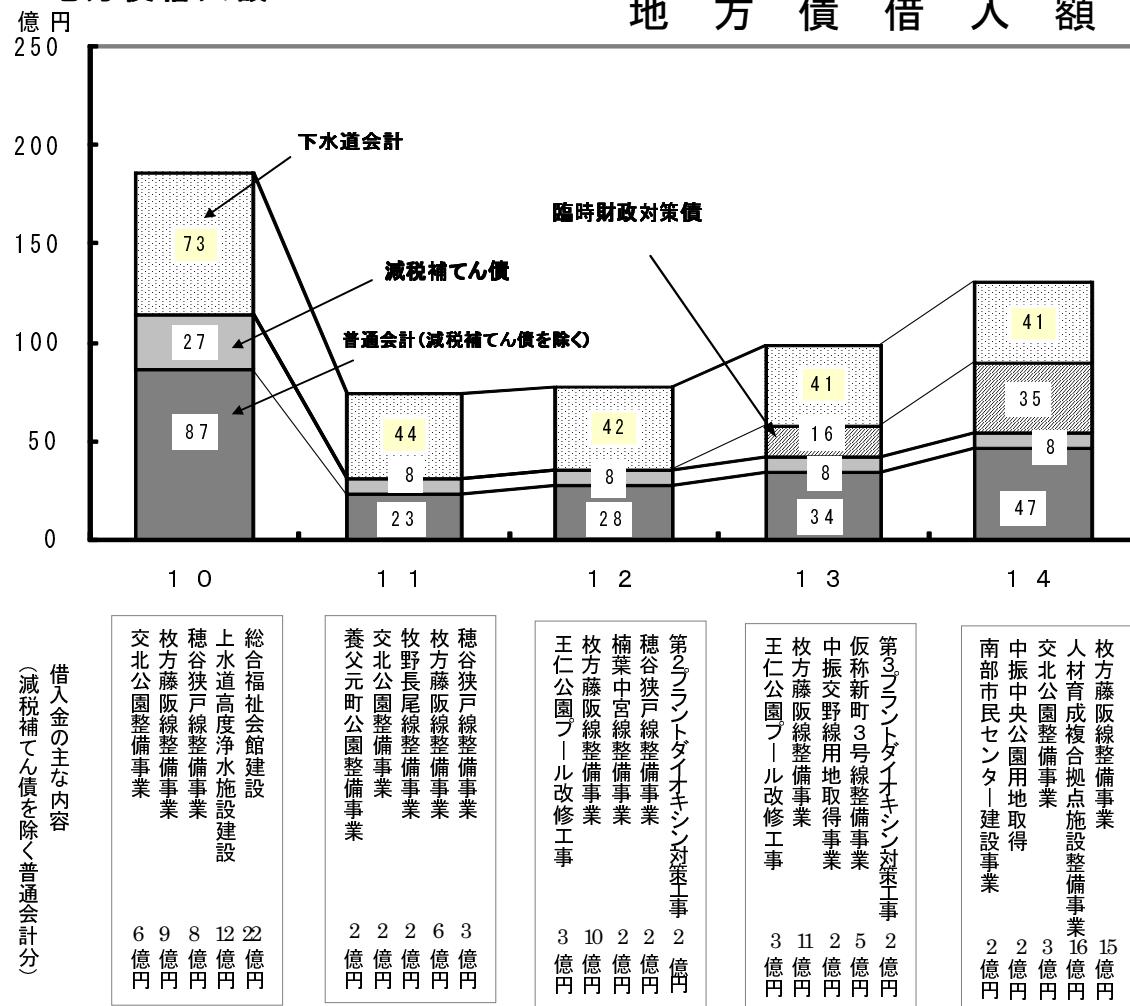
公的資金の補償金免除繰上償還及び借換制度について

これまで公的資金の繰上償還を行う際には、今後の利息分相当の補償金を支払う必要がありました。しかし、平成 19 年度に 3 年間の暫定措置として、補償金免除で繰上償還または低利の融資へ借換できる制度が創設されました。

対象となる資金は、年利 5% 以上の旧資金運用部・旧簡易生命保険資金（平成 4 年 5 月 31 日までに貸し付けられたもの）、公営企業金融公庫資金（平成 5 年 8 月 31 日までに貸し付けられたもの）で、本市の普通会計においては、年利 7% 以上の既発債がこの制度の対象となっており、平成 19 年度では、旧資金運用部資金 6,900 万円の繰上償還を行いました。

3. 地方債借入額

地方債借入額

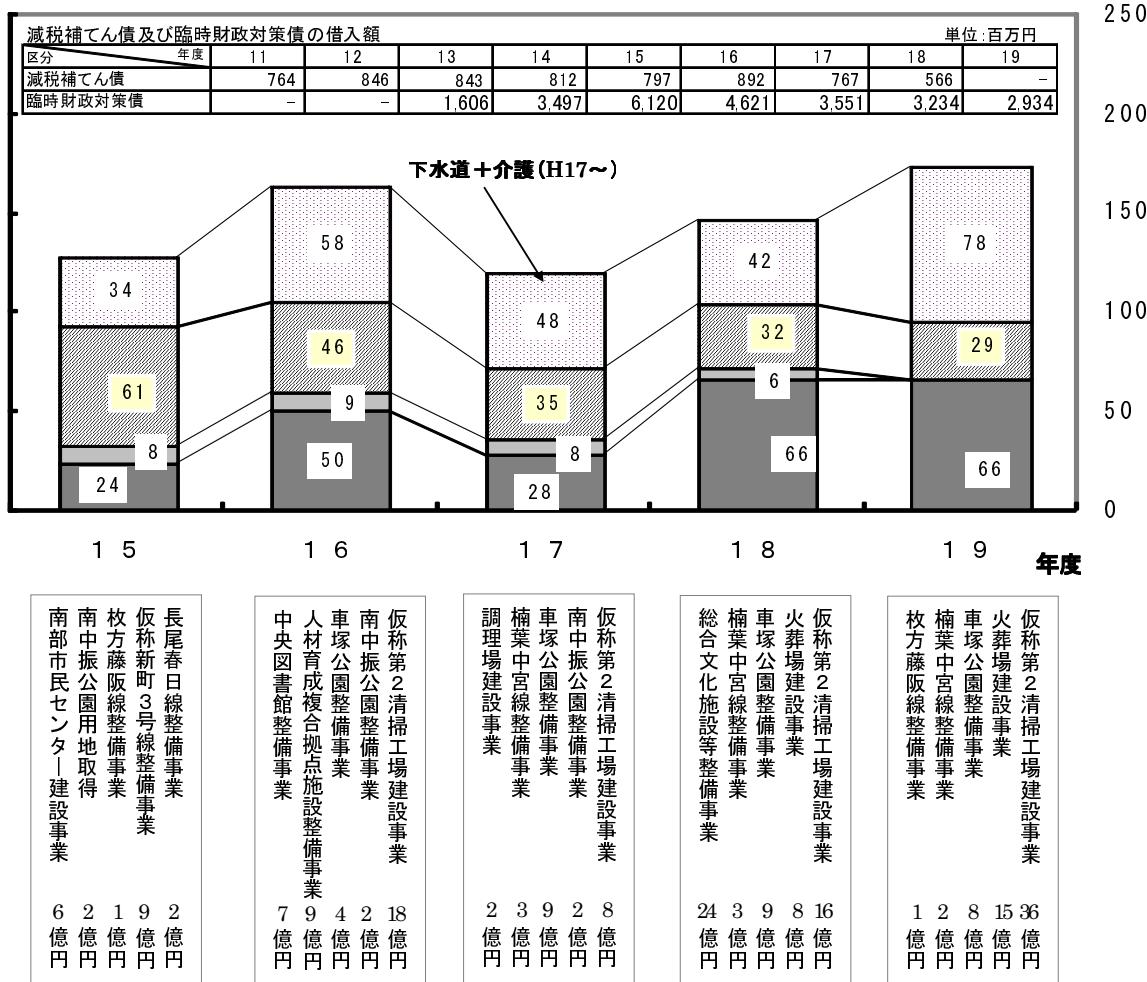


なぜ、借金をする必要があるのでしょうか？

例えば、平成 10 年度には普通会計で 87 億円の借入れを行っています。これは、多額の経費を必要とする事業が重なったためです。もし、この年度に地方債の借入れを行わず、すべてを税等で賄ったとすると、必要な市民サービスの提供に支障をきたしていたでしょう。地方債は、ある年度の過大な負担を軽減し、計画的に財政運営を行うための機能を有しているのです。

また、地方債は、現在の納税者と将来の納税者との間の負担の公平を図るという機能を併せ持っています。例えば、図書館などの社会教育施設などを全額その年度の税収で建設したとすれば、完成後に市内に引っ越してきた人は、建設費をまったく負担せずに施設等を利用できることになります。これでは、もともと住んでいて、建設費を負担した市民との間に不公平が生じます。地方債は、返済が長期にわたる結果、新たに市民となった人も償還金という形で建設費を負担することになり、税負担の公平性を確保できるのです。

の推移（全会計）



財源補てんと減債基金

平成6年度に景気浮揚策として所得税・住民税の特別減税が行われ、その後、恒久的減税となったため市税収入は大きく落ち込み、「減税補てん債」により減収分を補うこととされました。さらに、平成13年度からは、財源不足による地方交付税の減額措置に対して、「臨時財政対策債」でこれを補うこととされました。この2種類の地方債の平成19年度末借入残高は、減税補てん債102億円、臨時財政対策債246億円となっています。

また、後年度の公債費の負担を軽減するために減債基金が設けられており、19年度末の基金残高は約35億円となっています。

将来にわたる財政負担

地方債のほかにも、市は、将来にわたる財政負担を負っています。

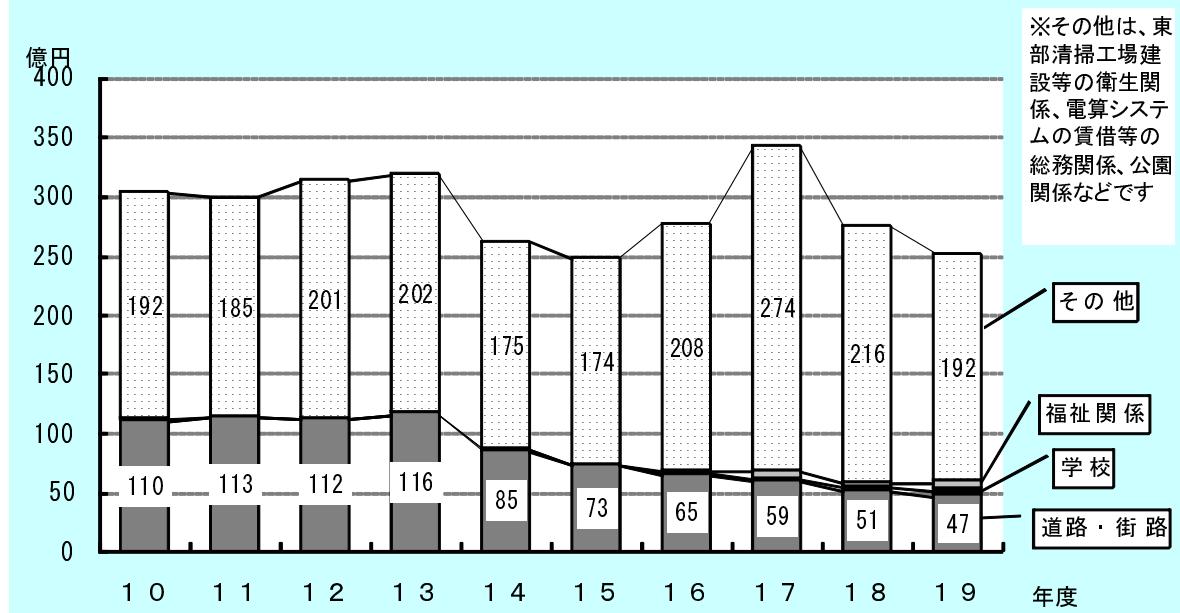
1. 債務負担行為

予算は、單一年度で完結するのが原則ですが、将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。

例えば、土木建設工事のように、着工から完成まで複数年を要し、かつ契約を分割することが困難な場合には、当該年度において総額を契約することになります。このため、あらかじめ契約の限度額を定めておき、当該年度予算計上分とあわせて、翌年度以降に負担する債務の総額を予算に定めます。この債務の履行にあたっては、毎年度、その年度の支出額を予算に定めていくことになります。

平成 19 年度の普通会計における債務負担行為の翌年度以降の支出予定額は 250 億円で、地方債現在高が 1,001 億円あります。この合計額の 1,251 億円が、市が将来的にわたって負担しなければならない財政負担であると言えます。

債務負担行為目的別 翌年度以降支出予定額の推移（普通会計）



	債務負担行為目的別 翌年度以降支出予定額の推移(普通会計) (単位:百万円)									
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
道路・街路	11,000	11,252	11,169	11,555	8,527	7,269	6,456	5,902	5,142	4,698
学校					122		130	220	348	496
農林水産関係			30							
福祉関係	146						158	720	444	664
その他	19,240	18,536	20,097	20,177	17,548	17,428	20,807	27,415	21,550	19,176

2. 積立金

基金とは、地方公共団体が特定の目的のために財産を維持管理する目的で設置するものをいいます。それは、減債基金（借金を返済するための積み立て）や財政調整基金（年度間の財源調整のための積み立て）などのように特定の目的のために積み立てているものと、特定の目的のために資金を運用しているものとがあります。市は、それぞれの基金に積み立てを行っています。

積立金(全会計)

(単位: 百万円)

区分	年	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
財政調整基金		-	-	-	-	-	70	220	496	633	1,665
減債基金		3,509	3,443	3,452	3,454	3,310	3,051	2,999	3,020	3,748	3,463
退職手当基金		176	177	378	578	828	1,129	1,430	1,431	2,034	1,394
福祉基金		109	116	171	177	183	188	193	190	192	194
地域福祉推進基金		812	812	812	812	812	812	784	756	727	
公共施設整備事業基金		1,998	1,939	1,944	1,860	1,862	1,844	1,846	1,847	1,851	1,853
お達者基金		117	116	114	112	112	112	111	112	112	112
水室地域等住み良い環境整備基金		-	301	302	302	302	303	303	287	262	232
都市基盤施設整備事業基金		-	-	1,202	1,203	1,204	1,204	1,205	1,206	959	963
大気質等測定局管理基金		-	-	-	-	52	50	48	45	43	50
東部地域里山保全基金		-	-	-	-	-	13	14	18	18	17
こども夢基金		-	-	-	-	-	-	-	452	453	461
安心安全基金		-	-	-	-	-	-	-	-	104	94
新庁舎及び総合文化施設整備事業基金		5,063	5,073	5,085	5,088	5,091	5,093	5,095	5,096	5,112	5,146
その他		1,419	1,619	108	-	-	-	-	-	-	-
普通会計 計		13,203	13,596	13,568	13,586	13,756	13,869	14,276	14,984	16,277	16,371
財産区基金		570	607	593	675	709	685	723	845	812	773
下水道特別会計財政運営基金		-	-	-	312	312	-	-	-	-	-
公共下水道整備事業基金		155	156	156	100	55	11	-	-	-	-
介護給付費準備基金		-	-	465	627	652	634	323	64	260	752
その他		18	1,929	511	7	-	-	-	-	-	-
特別会計 計		743	2,692	1,725	1,721	1,728	1,330	1,046	909	1,072	1,525
積立基金 計		13,946	16,288	15,293	15,307	15,484	15,199	15,322	15,893	17,349	17,896
くらしの資金貸付基金		102	102	122	122	122	122	122	122	122	122
商工振興事業資金融資基金		118	118	118	118	118	118	118	118	118	118
労働者住宅資金融資基金		120	120	120	120	120	120	120	120	-	-
水洗便所等改造資金融資基金		130	130	130	130	130	30	30	30	30	30
土地開発基金		715	715	715	715	715	715	715	715	715	715
運用基金 計		1,185	1,185	1,205	1,205	1,205	1,105	1,105	1,105	985	985
合 計		15,131	17,473	16,498	16,512	16,689	16,304	16,427	16,998	18,334	18,881

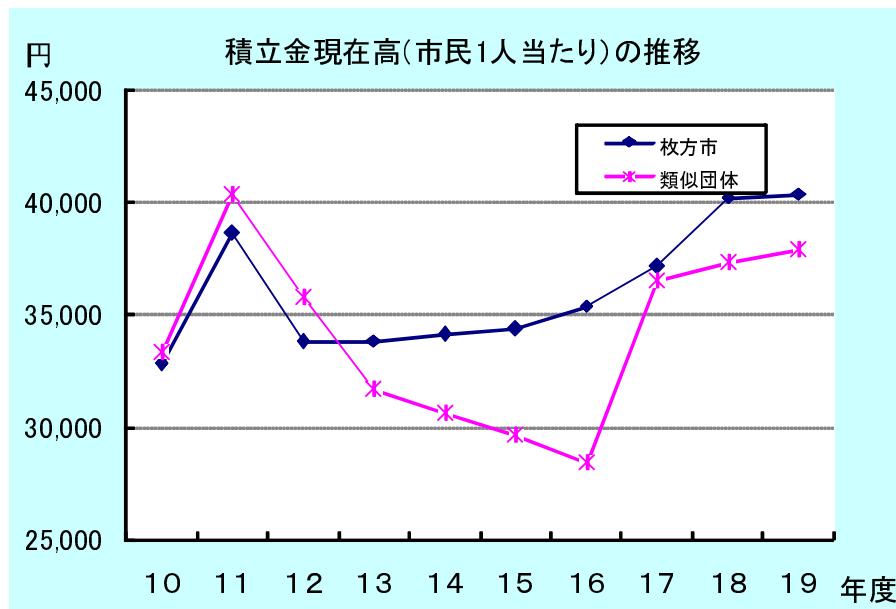
※新庁舎及び総合文化施設整備事業基金は、平成14年度に資金を積み立て及び当該資金を運用する基金に改定したが、平成18年度に資金を積み立てる基金に改定

※平成14年度末現在で、基金残高が0のものや、すでに廃止された基金については、「その他」でまとめて記載しています。

市民1人当たりの積立金現在高の推移を類似団体と比較すると、平成12年度までは、類似団体を下回っていましたが、13年度以降は類似団体を上回る数値で増加し続けています。

区分 年度	積立金現在高(市民1人当たり)の推移										(単位:円)
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
枚方市	32,821	38,611	33,814	33,818	34,128	34,337	35,364	37,107	40,194	40,335	
類似団体	33,341	40,351	35,779	31,708	30,609	29,644	28,448	36,520	37,302	37,910	
差額	▲520	▲1,740	▲1,965	2,110	3,519	4,693	6,916	587	2,892	2,425	

※平成11年度の積立金現在高には介護保険円滑導入基金を含みます。



主な財政指標

枚方市の財政の状況を主な指標で見るとどうなっているのでしょうか？

1. 健全化判断比率について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、平成19年度決算から、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標のことです。地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として定められたものです。

健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定し、財政の健全化に取り組まなければなりません。また、「財政再生基準」以上の場合は、地方債の発行が制限されるなど国の管理下で財政を再建することになります。

本市において平成19年度決算に係る健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても「早期健全化基準」及び「財政再生基準」を下回りました。

平成19年度決算における健全化判断比率の状況

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
枚方市	-	-	3.3%	46.1%
(早期健全化基準)	(11.25%)	(16.25%)	(25.0%)	(350.0%)
(財政再生基準)	(20.00%)	(40.00%)	(35.0%)	なし

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「-」を表示しています。

実質公債費比率は平成19年度決算から算定方法が変更されています。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、枚方市において対象となる会計は、一般会計及び土地取得特別会計となっています。

標準財政規模とは、自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので「標準税収入額等に普通交付税を加算した額」のことです。(注：実質赤字比率の算定には臨時財政対策債発行可能額を含む数値を用いています。)

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字額の程度を標準化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

枚方市の平成19年度の実質収支額は黒字であり、実質赤字額は算定されません。

(注：実質収支 = 岁入歳出差引額 - 翌年度に繰越べき財源)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \text{ (%)}$$

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、当該地方公共団体の全会計を対象として連結した実質赤字額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する比率です。

実質赤字比率では、枚方市においては対象となる会計が一般会計と土地取得特別会計に限られていましたが、連結実質赤字比率での対象となる会計は、一般会計、各特別会計及び各企業会計であり、枚方市に設置されているすべての会計が対象となっています。

枚方市の平成19年度の連結実質収支額は、一般会計等と同様に黒字であり、連結実質赤字比率は算定されていません。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \text{ (%)}$$

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、健全化判断比率であると同時に、平成18年度から実施された地方債の協議制移行に伴い、協議団体であるか、許可団体であるかを判断するための指標として、従来の起債制限比率に必要な見直しを行い、平成17年度から地方財政法にも明記されている財政指標です。

実質的な公債費を把握する観点から、公営企業の公債費に対する一般会計からの繰出しを算入すること、PFIや一部事務組合の公債費に対する負担金等の公債費類似経費を算入すること、満期一括償還方式の地方債のルールの統一化を図った上で、実質公債費比率に算入することとなっています。

この実質公債費比率により、協議等を行う年度の過去3年度の平均数値が18%以上になると許可団体に移行することとなり、25%以上で一般単独の起債が制限され、35%以上で一般公共事業債などの起債が制限されることとなります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{(3\text{か年平均}) - (E+F) - D} \times 100 \text{ (%)}$$

(注) A……地方債の元利償還金（線上償還分を除く）

B……地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C……元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源（平成19年度決算より都市計画税が加えられた）

D……地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E……標準財政規模

F……臨時財政対策債発行可能額

枚方市の平成17年度から19年度の3か年平均の実質公債費比率は、3.3%となっており、法律に定められている早期健全化基準25.0%を下回っています。

なお、平成19年度決算から算定方法が変更され、「元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源」に都市計画税が加えられたため、平成18年度決算時に算定した実質公債費比率（平成16年度から18年度の3か年平均）と比較して大きく数値が変動しています。

	(単位: %)		
	平成19年度	平成18年度	平成17年度
実質公債費比率	3.3	11.3	12.4

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人（第三セクター等）や一部事務組合に係るものを含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどれくらいの割合になるのかを示す指標です。

地方公共団体の一般会計等の借入金（市債）や、将来支払っていく可能性のある負担額の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

枚方市の平成19年度の将来負担比率は、46.1%となっており、法律に定められている早期健全化基準350.0%を下回っています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{(E + F) - G} \times 100 (\%)$$

(注) A……将来負担額：①～⑧の合計

①一般会計等の前年度末地方債残高

②債務負担行為に基づく支出予定額

③公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担見込み額

対象公営企業：水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計、

自動車駐車場特別会計

④組合等が起こした地方債の償還財源に係る負担見込額

対象組合等：枚方寝屋川消防組合、北河内4市リサイクル施設組合

⑤退職手当支給予定額

⑥設立法人の負債等に係る一般会計等に負担見込額

対象法人：枚方市土地開発公社

⑦連結実質赤字額

⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担額

B……充当可能基金額

C……特定財源見込額

D……地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利
償還金

E……標準財政規模

F……臨時財政対策債発行可能額

G……地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要
額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる
基準財政需要額に算入された額

2. その他の主な財政指標について

(1) 実質収支比率

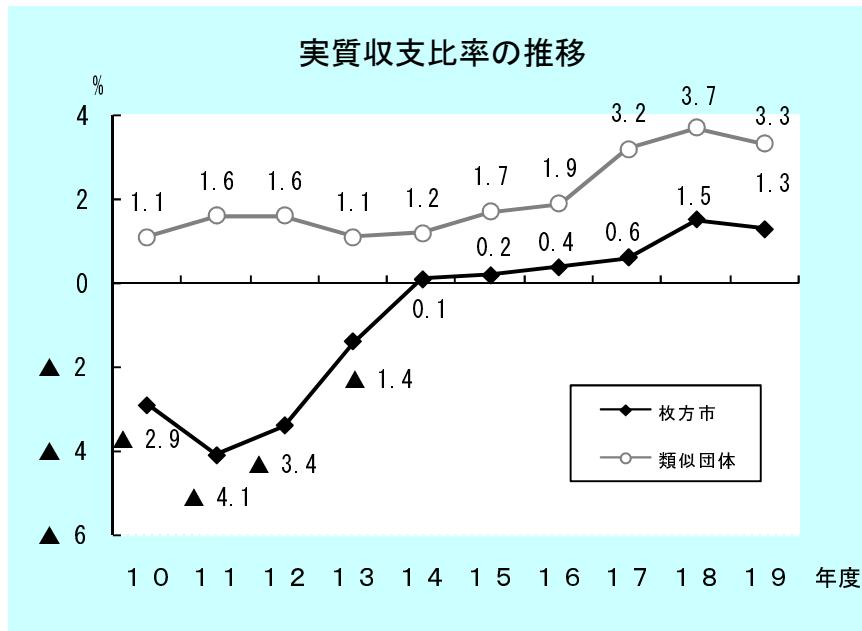
「実質収支」は「形式収支」から「事業繰り越しなどに伴い翌年度に繰り越すべき財源」を差し引いたものです。実質収支とは、その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額、つまり団体の「純余剰」（黒字）または「純不足」（赤字）を意味します。

実質収支比率は、実質収支額を標準財政規模で除して算出します。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

標準財政規模とは、自治体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので「標準税収入額等に普通交付税を加算した額」のことです。（注：実質収支比率の算定には臨時財政対策債発行可能額を含まない数値を用いています。）

実質収支比率は、平成18年4月からの地方債発行の協議制移行に伴い、発行管理の基準として使われるようになりました。地方債発行条件を充たさない自治体は公債費負担適正化計画の策定を求められ、地方債の発行に許可を要する早期是正措置の対象になりました（許可団体）。これにより、標準財政規模ごとに、▲2.5%から▲10%までの実質収支比率による早期是正の基準値が設定されています。



(2) 財政力指数

財政力指数とは、地方自治体の財政力の強弱を示す指標です。

財政力の強弱は、税収のウエイトの大小で判断します。税収が豊かなら財政力があるといい、税収が少なければ財政力が弱いということになります。

財政力指数は次の算式により、通常は3か年の平均値を用います。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

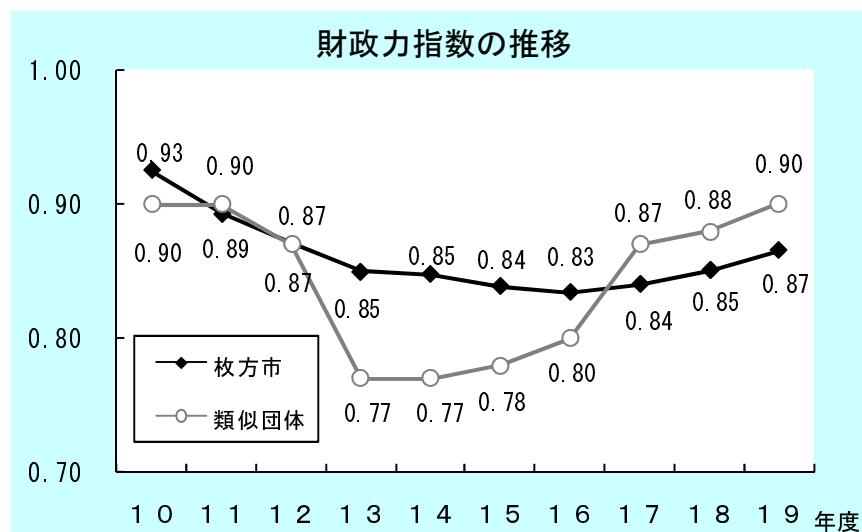
「基準財政需要額」とは、自治体が合理的で妥当な平均的水準の行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額で、「基準財政収入額」は、自治体の財政力を測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる地方税収入（地方譲与税などを含む）を一定の方法によって算定した額です。

$$\text{基準財政需要額} = \frac{\text{単位費用}}{(\text{測定単位 } 1 \text{ 当たり費用})} \times \frac{\text{測定単位}}{(\text{人口} \cdot \text{面積等})} \times \frac{\text{補正係数}}{(\text{寒冷補正等})}$$

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 0.75 + \text{地方譲与税等}$$

財政力指数は数値が大きいほど財政力が強いと判断することができ、「1」以上の自治体は普通交付税の不交付団体で、超えた分だけ標準的な水準を超えた行政活動ができることがあります。

また基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上補足されず、各自治体に留保されていることから、留保財源と呼ばれています。留保財源は、標準税収入額と基準財政収入額との差額のことで、市町村は標準税収入額の25%の額となります。

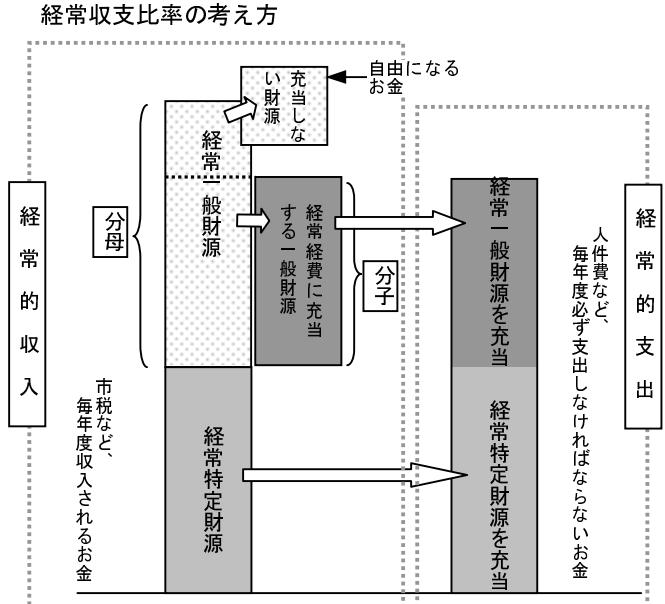


(3) 経常収支比率

市税などの自由に使える収入のうちから、人件費などの必ず支出しなければならない経費を使った残りが、社会情勢の変化や多様化する市民要望に的確に応えていくための自由に使えるお金となります。市民が納得するサービスを提供していくためには、このお金をたくさん確保し、柔軟で弾力的な対応ができる財政状況にする必要があります。

経常収支比率とは、毎年収入されるお金で、自由に使えるもの（経常一般財源）のうち、どれほどが自由にならなくなってしまうのかということを示す数値と言えます。経常一般財源のうち、経常的支出（人件費・扶助費・公債費などの毎年必ず支出しなければならない経費）に使われているお金の割合です。

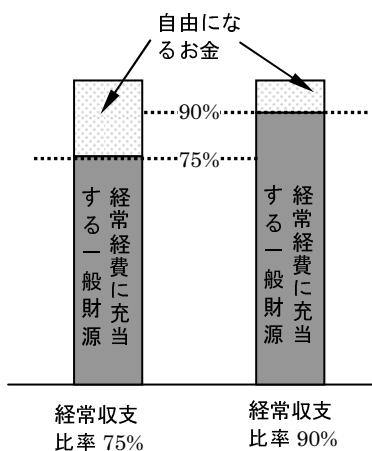
比率が低いほど、自由に使えるお金が多いため、柔軟で弾力的な財政状況ということになります。

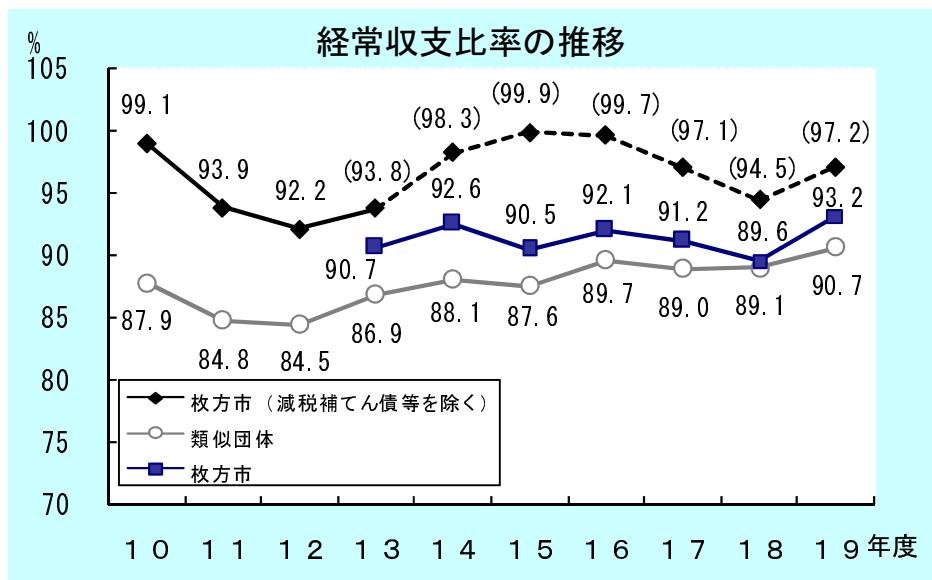


$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

財政状況を改善するには、経常経費を削減し、経常一般財源をより多く確保することが必要であることが、上図からもわかります。

次ページ下図を見ると、平成 11 年度以降、一定改善はしてきていますが、経常一般財源と経常経費充当一般財源（経常経費に充当する一般財源）との差が小さく、財政が硬直化していることがわかります。これは、平成 6 年度から、国の減税政策が始まったことが大きな要因です。平成 10 年度には、経常一般財源 676 億円のうち自由に使えたのは、6 億円しかありませんでした。（経常収支比率 99.1%）



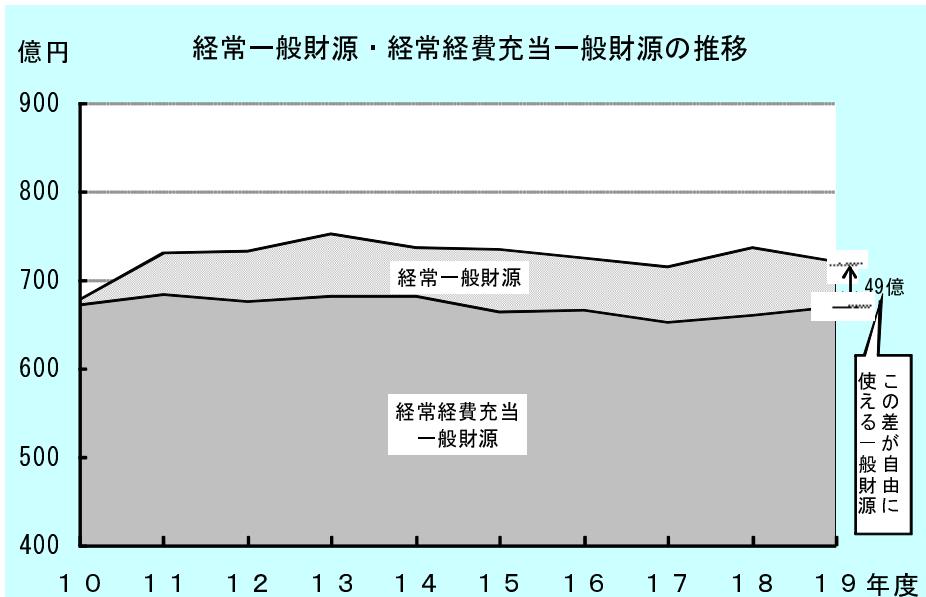


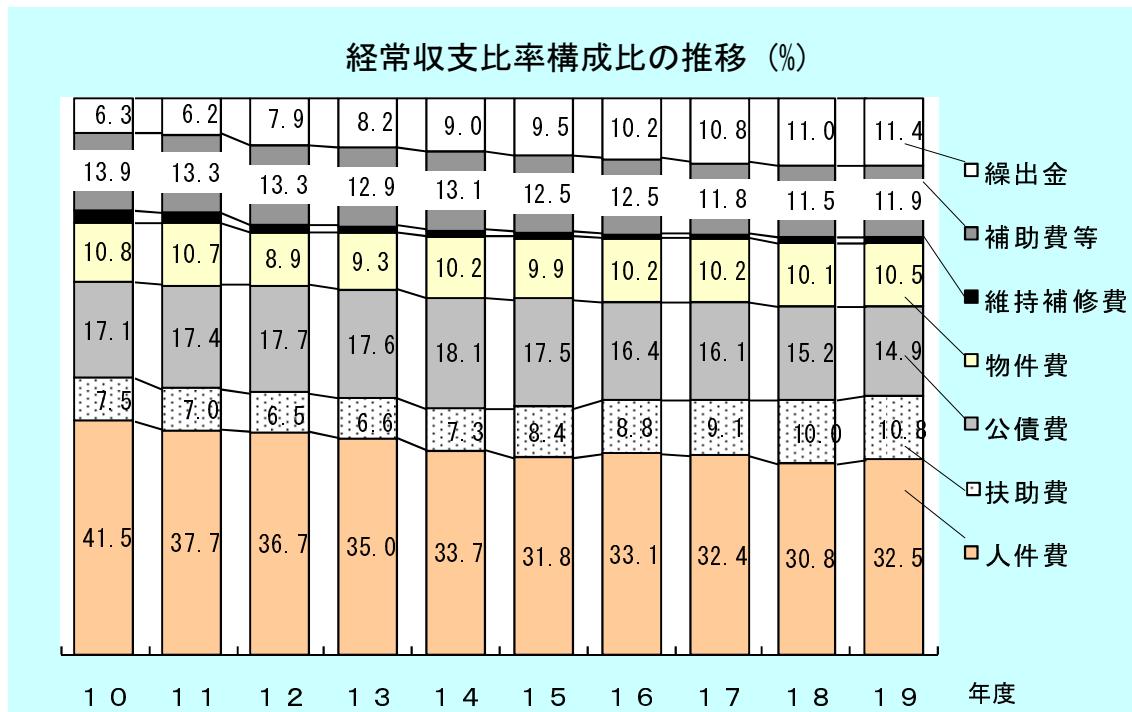
平成13年度に国の作成要領が変わったため、枚方市の比率は、実際に国に報告している数値を実線で示しています。（）書きは、参考数値です。

平成5年度から急激に悪化した本市の経常収支比率は、平成10年度に最悪の数値を示してから、少しづつ改善の方向に向かっています。これは、職員数の削減などに努めた結果、経常経費の増額を抑制できたことによるものです。また、平成17年度以降については、三位一体の改革による所得譲与税の増加などで、経常一般財源が確保できることにより経常収支比率は減少してきました。

しかし、数値は依然として高い水準で推移しており、類似団体と比較しても、高い状況になっています。今後も、経常経費のさらなる削減と経常一般財源、特に市税を確保する努力を続けていく必要があります。

また、平成13年度以降は国の作成要領に基づき、経常一般財源に、減税補てん債及び臨時財政対策債を加えて算出していますが、これらの市債を含まない場合の経常収支比率は、依然として90%台後半であり、弾力性のある財政構造の確立に向けて、より一層の取組みが必要となっています。





[平成 19 年度の状況]

平成 19 年度の経常収支比率は、前年度に比べて 3.6 ポイント悪化して 93.2%となりました。また、地方交付税の補てん措置である臨時財政対策債等を除いた比率では 97.2%となり、前年度に比べて 2.7 ポイント悪化しています。

《原因》

経常一般財源では、市税収入では所得税から市民税への税源移譲や定率減税の廃止、市内企業の業績好調により、47 億 1,100 万円の増額となりました。

しかし、所得譲与税の廃止により地方譲与税が 25 億 6,900 万円減額となったほか、市税収入が増加したことにより地方交付税が 17 億 7900 万円減額、定率減税の廃止により地方特例交付金は 11 億 7,700 万円減額となっていることから、総額で対前年度比 8 億 2,100 万円の減額となりました。

経常収支比率 (単位:%)		平成19年度	平成18年度
人 件 費		32.5	30.8
物 件 費		10.5	10.1
維 持 補 修 費		1.3	1.0
扶 助 費		10.8	10.0
補 助 費 等		11.9	11.5
公 債 費		14.9	15.2
繰 出 金		11.4	11.0
計		93.2	89.6

経常経費充当一般財源では、公債費において既発債の償還完了により 5 億 2,300 万円の減額となりました、人件費では職員数の削減などを行ったものの、定年退職者の増加により、退職手当が増加し総額では 6 億 7,600 万円増となったほか、昨年に引き続き扶助費が 3 億 8,200 万円、維持補修費で 2 億 2,300 万円、物件費で 1 億 800 万円、補助費等で 7,800 万円それぞれ増加したことなどから、総額で対前年度比 10 億 6,000 万円の増額となりました。これらのことから、経常収支比率の内訳では、人件費が 1.7 ポイントの増加、扶助費が 0.8 ポイントの増加、補助費等が 0.4 ポイントの増加、公債費が 0.3 ポイントの減少、繰出金で 0.4 ポイントの増加などとなりました。

今後も市税収入の大幅な回復の見込みが立たないこと、扶助費の伸びが継続する見込みであることなどから、経常収支比率の改善は非常に困難な状況です。

(4) 公債費負担比率

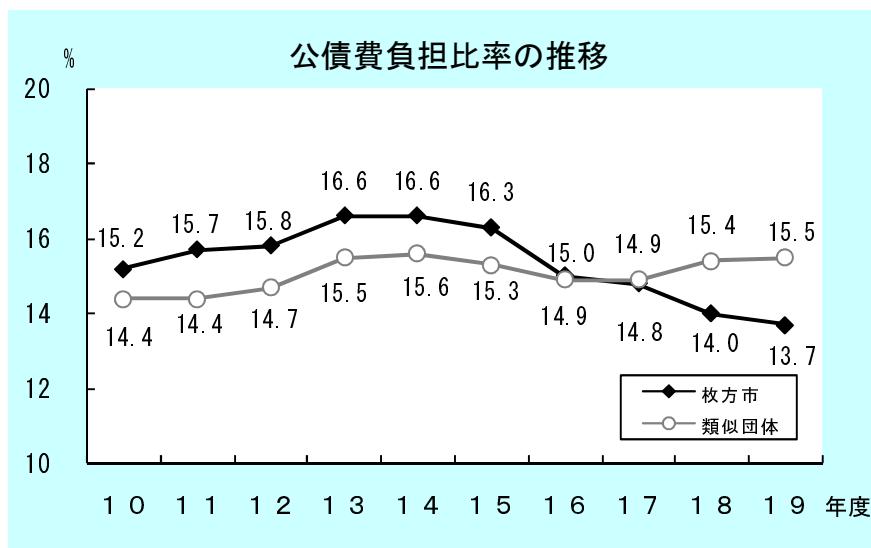
公債費負担比率をみれば公債費による財政負担の度合い、つまり、公債費の負担が財政に与える影響を判断することができます。一般的に15%が警戒ラインとされています。

公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合で示されます。財政構造の弾力性を判断する指標で、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみます。

「一般財源」には、市税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策特別交付金、自動車取得税交付金のほか、使用料・財産収入・繰入金などの一部や減税補てん債、臨時財政対策債も含まれます。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}^*}{\text{一般財源総額}} \times 100 \text{ (%)}$$

(注) *には一時借入金利子、転貸債及び繰上償還額を含む。



(5) 起債制限比率

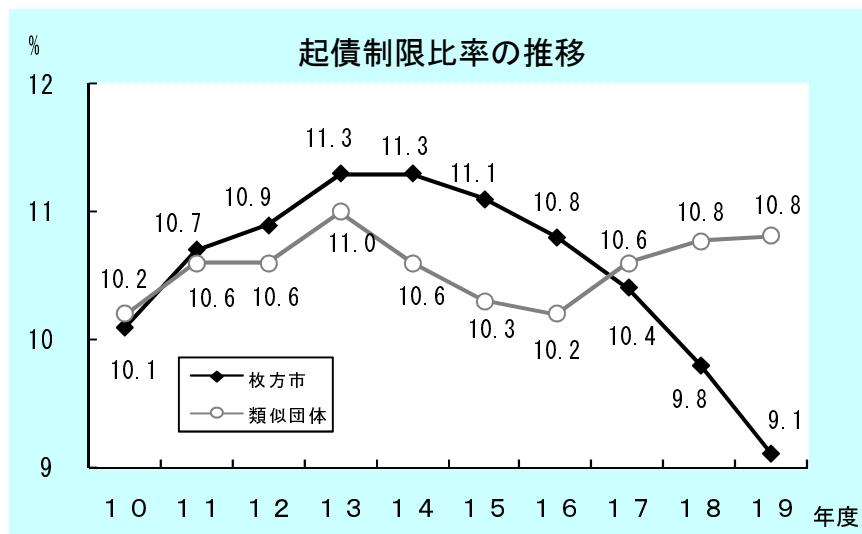
公債費の影響度合いを測る指標には、もうひとつ、起債制限比率という指標があります。起債制限比率とは、地方債元利償還金（地方交付税により措置される公債費を除く）に充当された一般財源の標準財政規模（平成13年度からは、臨時財政対策債発行可能額を加算）に対する割合を、過去3年間の平均値で表します。

発行する地方債によっては、返済額の一定割合が地方交付税に算入されるものもあります。起債制限比率では、この地方交付税による充当分を差し引いて、後で国が負担する分は、その自治体の借金とはカウントしません。

公債費負担比率が、公債費そのものの財政に与える影響を図る指標であるのに対し、起債制限比率は、その自治体が本当に負担する借金が与える財政への圧迫度合いを示す指標だといえます。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + E)}{D + F - (C + E)} \times 100 \text{ (%)}$$

- (注) A……当該年度の普通会計に係る元利償還金（繰上償還分を除く）
B……元利償還金に充てられた特定財源
C……普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費（一部事務組合の地方債に係るもの）
D……標準財政規模
E……普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属するものに限り、一部事務組合の地方債に係るもの）
F……臨時財政対策債発行可能額



特別会計の状況

経費区分を明らかにする必要がある特定の事業については、一般会計と区分して経理します。

1. 本市の特別会計

(1) 国民健康保険

国民健康保険は、他の医療保険加入者を除き、その地域に住所があるすべての市民を対象とした保険制度であり、加入者の納める国民健康保険料などを主な財源として、加入者の一部負担を除いた医療費の給付を行い、加入者にとって医療費の支払いが過大になるのを防ぐ制度です。

国民健康保険は、被保険者の高齢化、医療の高度化や被保険者の増加により、医療費が増え続けています。このため、保険料軽減分や財源不足の一部は一般会計からの繰入金で賄われています。

(2) 老人保健

本会計は、老人健康保健法の規定により、市民の老後における健康と適切な医療の確保を図るために設置されたものです。老人保健は、その地域に住所がある 75 歳（経過措置として昭和 7 年 9 月 30 日以前生まれの方）以上の高齢者及び 65 歳～75 歳未満で政令に定める障害の状態にあると市長が認めた高齢者に医療の給付を行う制度です。

老人保健法に基づく老人保健医療事業の運営や診療報酬の審査支払い、医療給付に要する経費などが、支払基金交付金や国や府からの支出金、一般会計からの繰入金などの歳入で賄われています。

なお、国の医療制度改革により 19 年度で老人保健は終了し 20 年 4 月 1 日以降は、後期高齢者医療に変わります。

(3) 介護保険

介護保険は、国・府・市の負担金と、65 歳以上の方（第 1 号被保険者）及び 40 歳以上の医療保険加入者（第 2 号被保険者）の方が納付する保険料で運営し、被保険者は介護が必要な状態になった場合に、一定の負担額を支払い介護サービスを受けることができるほか、高齢者が要介護状態になることを防止するための地域支援事業も行われています。市は保険者として保険料の徴収や保険給付費の支給を行っています。

(4) 下水道

平成 19 年度末の普及率は、89.6%となり、昨年度の 86.8%から 2.8 ポイントの増となっています。地方債現在高は、事業費削減に伴う市債発行の減少により、16 億 7,300 万円減の 1,022 億円となり、公債費の歳出総額に占める割合が 62.5%となっています。

下水道特別会計の財政悪化を招いた主な要因は、次の 2 点です。

① 使用料負担の増加を抑制したことにより、一般会計繰出金に依存する財政構造となつたこと。

② 整備事業費の急激な増加が将来の公債費の急激な増加を招いたこと。

そこで、平成 13 年 6 月に「下水道特別会計経営健全化計画」（平成 16 年 5 月に改訂）を策定し、健全化に取り組んでいます。

(5) 土地取得

本会計は、地価の高騰が予測される地域において公共事業等を効率的に執行し、また、計画的な都市形成を推進することを目的として、昭和 42 年度に制度化がなされた公共用地先行取得事業債に対処するために設置されたものです。現在は、平成 18 年度に先行取得した総合文化施設整備事業用地に係る公債費や基金借入金利子の支払いに要する経費を計上しています。

(6) 自動車駐車場

本会計は、枚方市自動車駐車場条例の規定により、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として設けられた自動車駐車場を運営するために設置されたものです。

市営岡東町自動車駐車場の管理運営に要する経費や市債の償還に要する経費を、自動車駐車場の使用料が大半である歳入や一般会計からの繰入金で賄っています。平成 19 年度においては借入れの償還に要する経費について元金の 25% と利子の全額を一般会計から繰入れています。

(7) 財産区

本会計は、地方自治法第 294 条第 3 項の規定により、一般会計と会計を分別し、財産区議会を有する財産区（氷室・津田・菅原財産区）を除く（旧）財産区（31 財産区）のより円滑な管理、運営と経理区分の明確化を図るために設置されたものです。

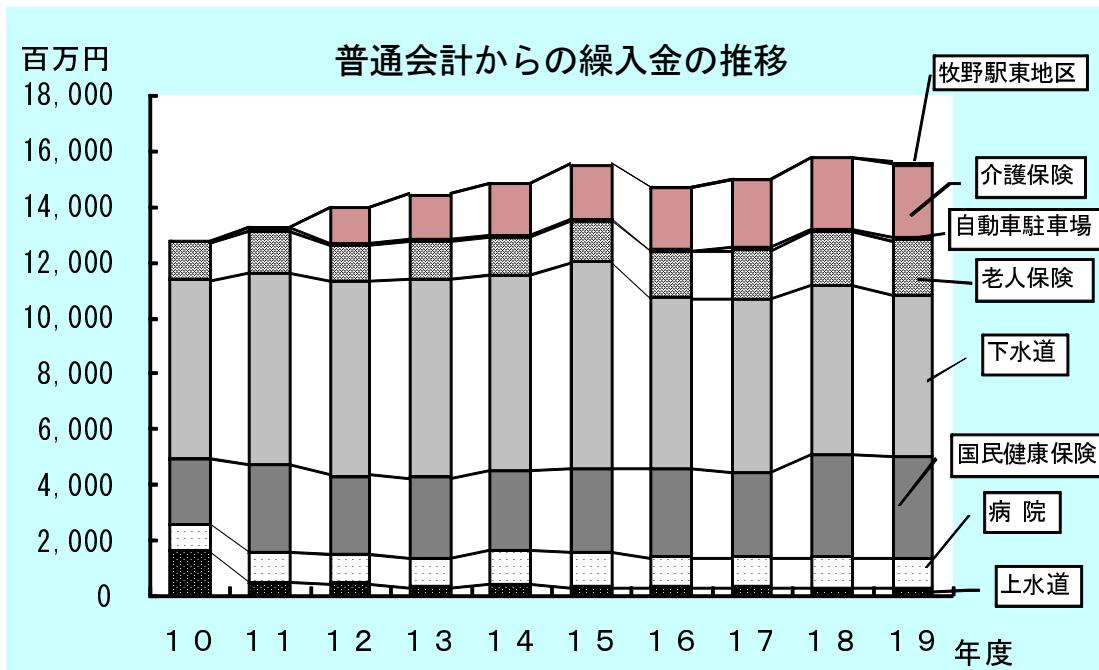
歳入は財産区基金からの繰入金や財産区が所有する土地の貸付収入等によっており、財産区の運営に要する経費や地区の公共事業等の実施などに使われています。

(8) 牧野駅東地区再開発

本会計は、都市再開発法の規定により、牧野駅東地区における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地再開発事業を実施するため設置されたものです。

京阪牧野駅東側において、駅前広場の整備と並行して再開発ビル 2 棟と道路等公共施設の整備を行い、交通環境の改善等を図ります。

2. 特別会計の課題



普通会計からの繰入額

(単位: 百万円)

	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
上水道	1,651	1,530	491	400	441	392	378	360	312	307
病院	970	1,058	1,028	978	1,184	1,192	1,096	1,089	1,116	1,075
国民健康保	2,317	3,153	2,816	2,908	2,913	3,004	3,131	2,977	3,691	3,632
下水道	6,415	6,849	6,959	7,114	6,970	7,412	6,124	6,244	6,084	5,800
老人保健	1,368	1,518	1,338	1,372	1,423	1,521	1,690	1,844	1,913	1,991
自動車駐車場	-	109	50	47	44	41	37	34	62	58
介護保険	-	-	1,271	1,586	1,808	1,919	2,227	2,412	2,583	2,656
牧野駅東地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49

※平成19年度に存在する特別会計及び企業会計のみ掲載しています。なお、財産区特別会計には繰入れはしていません。

普通会計からの繰入金の額は、過去10年間で国民健康保険事業が約1.6倍に、老人保健事業も約1.5倍へと増加し、下水道事業では、年平均で約66億円を繰り入れています。なぜ、多額の繰入金を投入することになるのでしょうか。ひとつには、介護保険制度の介護給付費負担分や下水道事業の雨水処理経費のように、制度上、事業量の一定割合を普通会計が負担する部分があります。

しかしそれ以外に、事業が立ち行かないために、普通会計が負担している部分があります。国民健康保険事業は、本来、国民健康保険料で事業を均衡させるべきものです。しかし、高齢者や無職者・低所得者などの加入者が多く、保険料改定だけで収入増を図ることが難しいという構造的な問題を抱え、また、昨今の経済情勢から、徴収率を大きく改善することも難しく、普通会計からの繰入金が必要となっています。

また、下水道事業は、整備推進に要した建設事業費にかかる市債償還額のうち、使用者の負担すべき部分をすべて使用料に反映させると使用者の負担が増えるため、一般財源で補てんしており、その結果、多額の繰入金が必要となっています。

第二部

普通会計の財務書類 4 表について

普通会計の財務書類 4 表

1. 公会計制度改革について

(1) はじめに

本市では、旧自治省が平成 13 年に公表した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に基づいて、「貸借対照表」と「コスト計算書」の作成に取り組み、平成 13 年度決算から公表を行ってきました。

しかしながら、この方式では、「道路や公園など使い続ける資産と売却予定の資産（道路の残地等）が同じ項目で表示されている」「なんらかの事情で回収の見込みがない税金などの未収金も資産計上されている」「決算統計情報を使っているため寄附物件が資産に反映されない」などの課題がありました。

一方、地方分権に伴い、地方公共団体には、これまで以上に責任ある行財政運営が求められており、住民に対するわかりやすい財務情報の開示が不可欠となっています。こういった状況を踏まえ、総務省では平成 18 年 4 月に「新地方公会計制度研究会」を設置し、新たな公会計制度の整備についての検討がされ、「新地方公会計制度研究会報告書」や「新地方公会計制度実務研究会報告書」が公表されました。これらの報告を受け総務省は、財務書類 4 表を整備することを平成 19 年 10 月 17 日付総務省自治局長通知「公会計の整備推進について（通知）」で求めていました。

そこで、本市においては、新たな様式の貸借対照表やコスト計算書を含む財務書類 4 表を 19 年度決算数値で整備することとし、作成方法については、当面地方財政状況調査の数値を活用して作成する「総務省方式改訂モデル」で作成することとしました。

(2) 財務書類 4 表とは

① 貸借対照表

貸借対照表では、借方（左側）に主な目的区分毎の、住民サービスを提供するための保有資産額が示されており、貸方（右側）には、その資産を取得するにあたっての負債及び国・府支出金、一般財源等の財源情報が示されています。

● [資産の部]

まず、公共資産の欄には、主に有形固定資産として長期間にわたって住民サービスを提供するために使用される土地、建物等が、教育や福祉といった行政目的別にいくらあるのかが示されています。

また、売却可能資産欄には、遊休資産や未利用資産など現在行政目的のために使用しておらず、今後売却を予定している資産が示されています。

次に、投資等の欄には、水道局や外郭団体への出資金や基金の現在高、回収期限が到来してから1年以上回収できていない債権などの資産が示されています。

最後に、流動資産の欄には、基金のうち財政調整基金や減債基金の残高、その年度の歳入歳出の差引である歳計現金、回収期限から1年未満の債権等が示されています。

● [負債の部]

まず、固定負債の欄には、翌々年度以降支払予定の地方債償還額合計、作成日現在で特別職を含む全職員が普通退職した場合（翌年度支払い額除く）の退職手当総額である退職手当引当金、物件の引き渡しが終わり、費用の分割払いにおける未払金である長期未払金等が示されています。

また、流動負債の欄には、翌年度支払予定の地方債償還額・退職手当額、翌年6月支給賞与のうち、当該年度中に支払い義務が発生した金額である賞与引当金等が示されています。

● [純資産の部]

純資産の部では、資産形成に投入した財源を「公共資産等整備国県補助金等」「公共資産等整備一般財源等」「その他一般財源等」「資産評価差額」の4つの区分で示しています。

まず、「公共資産等整備国県補助金等」には、道路や公園等住民サービスを提供するための資産形成に投入した財源のうち、国・府の補助金が計上されており、ここからさらに建設地方債を除いた額が「公共資産等整備一般財源等」に計上されています。

次に、「その他一般財源等」には、財政調整基金や歳計現金等、公共資産等以外の資産形成に投入した金額が計上されています。なお、多くの団体ではこの数値がマイナスになることが予想されます。それは、多くの団体で恒久減税の補てん措置である減税補てん債や普通交付税の補てん措置である臨時財政対策債等、資産形成を伴わない地方債を発行していることや、退職手当引当金に対する十分な積立てを行っていないためです。

最後に、「資産評価差額」には、売却可能資産の購入金額と売却可能額の差額や寄附による資産の增加分等が示されています。

② 行政コスト計算書

行政コスト計算書では、資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するにあたって、人件費や物件費、補助金など、どのような性質別の経費にどれくらいのコストがかかっているか、またこのような行政サービス提供の見返りとしての使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったのかを把握することができます。

表の様式としては、縦向きに見ると人件費や物件費といった性質別、横向きにみると教育や福祉といった目的別で示されています。これにより、例えば教育にかかるコストがいくらで、それに対するサービスの対価がいくらで、差し引きどれだけの一般財源（地方税

等) がかかるっているかということが読み取ることができます。

③ 純資産変動計算書

純資産変動計算書では、資産から負債を差し引いた残余である純資産が、行政活動にかかるコストや市税・補助金収入による増減でどのように変動したかが示されています。

例えば、純経常行政コストに対する一般財源を比較することにより、純経常行政コストが使用料等の受益者負担以外の一般財源（地方税等）によりどの程度賄われているか読み取ることができます。

また、科目振替欄では、公共資産整備への一般財源等投入額、減価償却による公共資産等整備一般財源等からその他一般財源等への振替額、また反対に公共資産等整備地方債償還によるその他一般財源投入額等を見ることができます。

④ 資金収支計算書

資金収支計算書では、収支の性質を経常、公共資産整備、投資・財務的収支の3つに区分して、自治体のどのような活動にどのような性格の資金が使われたかが示されています。

まず、経常的収支の部には、人件費や物件費などの支出と税収や手数料などの収入を計上しており、日常の行政活動による資金収支の状況が示されています。

次に公共資産整備収支の部では、公共資産の整備などによる支出とその財源である補助金・地方債などによる収入を計上しており、いわゆる公共事業に伴う資金の使途とその財源の状況が示されています。

最後に投資・財務的収支の部では、出資、貸付、基金の積み立て、地方債の償還などによる支出とその財源である補助金、地方債、貸付金元金の回収などの収入を計上しており、投資活動や地方債の償還による資金の状況が示されています。

また、この表からは、3つの区分がそれぞれどの程度プラス又は、マイナスなのかがわかるということに加え、欄外には地方債の発行・償還や財政調整基金・減債基金の積立・取崩しを除いた、単年度ベースの基礎的な収支状況を表す「基礎的財政収支」を記載しています。

貸 借

	借 方
[資産の部]	
1 公共資産	
(1) 有形固定資産	
①生活インフラ・国土保全	299,262,648
②教育	136,118,970
③福祉	12,180,475
④環境衛生	27,247,698
⑤産業振興	32,640
⑥消防	845,185
⑦総務	22,861,450
有形固定資産合計	<u>498,549,066</u>
(2) 売却可能資産	<u>749,500</u>
公共資産合計	<u><u>499,298,566</u></u>
2 投資等	
(1) 投資及び出資金	
①投資及び出資金	10,245,883
②投資損失引当金	0
投資及び出資金計	<u>10,245,883</u>
(2) 貸付金	0
(3) 基金等	
①退職手当目的基金	1,393,790
②その他特定目的基金	4,848,720
③土地開発基金	0
④その他定額運用基金	270,000
⑤退職手当組合積立金	0
基金等計	<u>6,512,510</u>
(4) 長期延滞債権	2,770,197
(5) 回収不能見込額	△ 1,023,095
投資等合計	<u>18,505,495</u>
3 流動資産	
(1) 現金預金	
①財政調整基金	1,664,693
②減債基金	3,601,484
③歳計現金	1,147,860
現金預金計	<u>6,414,037</u>
(2) 未収金	
①地方税	845,834
②その他	70,323
③回収不能見込額	△ 289,100
未収金計	<u>627,057</u>
流動資産合計	<u>7,041,094</u>
資 产 合 计	<u>524,845,155</u>

対 照 表

(平成20年3月31日現在)

(単位 : 千円)

貸 方	
[負債の部]	
1 固定負債	
(1) 地方債	92,281,983
(2) 長期未払金	
①物件の購入等	376,481
②債務保証又は損失補償	0
③その他	0
長期未払金計	376,481
(3) 退職手当引当金	19,724,947
固定負債合計	112,383,411
2 流動負債	
(1) 翌年度償還予定地方債	7,995,539
(2) 短期借入金（翌年度繰上充用金）	0
(3) 未払金	377,151
(4) 翌年度支払予定退職手当	3,085,371
(5) 賞与引当金	1,491,103
流動負債合計	12,949,164
負 債 合 計	125,332,575
 [純資産の部]	
1 公共資産等整備国県補助金等	37,040,207
2 公共資産等整備一般財源等	412,354,295
3 その他一般財源等	△ 54,625,913
4 資産評価差額	4,743,991
純 資 產 合 計	399,512,580
負 債 ・ 純 資 產 合 計	524,845,155

※1 他団体及び民間への支出金により形成された資産	①生活インフラ・国土保全 ②教育 ③福祉 ④環境衛生 ⑤産業振興 ⑥消防 ⑦総務 計	15,496,261 千円 1,692,597 千円 1,655,380 千円 418,393 千円 512,417 千円 7,969 千円 685,461 千円 20,468,478 千円
上の支出金に充当された財源	①国県補助金等 ②地方債 ③一般財源等 計	8,998,673 千円 3,459,322 千円 8,010,483 千円 20,468,478 千円
※2 債務負担行為に関する情報	①物件の購入等 ②債務保証又は損失補償 (うち共同発行地方債に係るもの) ③その他	12,639,215 千円 0 千円 0 千円 12,394,501 千円
※4 普通会計の将来負担に関する情報 (貸借対照表に計上したものと含む)	普通会計の将来負担額 [内訳] 普通会計地方債残高 債務負担行為支出予定額 公営事業地方債負担見込額 一部事務組合等地方債負担見込額 退職手当負担見込額 第三セクター等債務負担見込額 連結実質赤字額 一部事務組合等実質赤字負担額 基金等将来負担軽減資産 [内訳] 地方債償還額等充当基金残高 地方債償還額等充当歳入見込額 地方債償還額等充当交付税見込額 (差引)普通会計が将来負担すべき実質的な負債	196,981,929 千円 100,277,523 13,028,666 55,317,116 1,747,126 22,922,379 3,689,119 0 0 168,813,942 13,361,398 42,974,139 112,478,405 28,167,987 千円

地方債残高（翌年度償還予定額を含む）のうち61,844,085千円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。

※4 普通会計の将来負担に関する情報
(貸借対照表に計上したものと含む)

普通会計の将来負担額

[内訳] 普通会計地方債残高

債務負担行為支出予定額

公営事業地方債負担見込額

一部事務組合等地方債負担見込額

退職手当負担見込額

第三セクター等債務負担見込額

連結実質赤字額

一部事務組合等実質赤字負担額

基金等将来負担軽減資産

[内訳] 地方債償還額等充当基金残高

地方債償還額等充当歳入見込額

地方債償還額等充当交付税見込額

(差引)普通会計が将来負担すべき実質的な負債

有形固定資産のうち、土地は372,821,622千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は180,993,741千円です。

行政コスト

自 平成19年4月 1日

至 平成20年3月31日

【経常行政コスト】

		総額	(構成比率)	生活インフラ・ 国土保全	教育	福祉	環境衛生
1	(1)人件費	20,759,059	22.2%	2,619,460	4,764,092	3,967,489	3,714,148
	(2)退職手当引当金繰入等	2,178,290	2.3%	290,060	484,183	447,176	394,816
	(3)賞与引当金繰入額	1,491,104	1.6%	185,020	341,237	291,457	257,003
	小計	24,428,453	26.1%	3,094,540	5,589,512	4,706,122	4,365,967
2	(1)物件費	10,243,570	10.9%	811,057	2,868,563	1,346,139	2,343,888
	(2)維持補修費	977,585	1.0%	334,899	139,502	35,974	439,467
	(3)減価償却費	6,415,570	6.9%	2,800,056	2,136,821	274,169	599,881
	小計	17,636,725	18.8%	3,946,012	5,144,886	1,656,282	3,383,236
3	(1)社会保障給付	23,418,548	25.0%		427,985	22,990,563	0
	(2)補助金等	9,178,838	9.8%	50,250	859,161	1,922,082	388,624
	(3)他会計等への支出額	15,568,163	16.6%	5,907,272	0	8,278,940	1,240,160
	(4)他団体への 公共資産整備補助金等	1,267,745	1.3%	831,737	600	69,135	249,066
	小計	49,433,294	52.7%	6,789,259	1,287,746	33,260,720	1,877,850
4	(1)支払利息	2,100,722	2.2%				
	(2)回収不能見込計上額	189,333	0.2%				
	(3)その他行政コスト	0	0.0%				
	小計	2,290,055	2.4%	0	0	0	0
経常行政コスト a		93,788,527		13,829,811	12,022,144	39,623,124	9,627,053
(構成比率)				14.7%	12.8%	42.3%	10.3%

【経常収益】

1 使用料・手数料 b	2,275,973		149,366	389,844	449,981	307,876
2 分担金・負担金・寄附金 c	1,025,100		3,031	14,677	998,463	70
経常収益合計 (b + c) d	3,301,073		152,397	404,521	1,448,444	307,946
d/a	3.52%		1.1%	3.4%	3.7%	3.2%
(差引)純経常行政コスト a-d	90,487,454		13,677,414	11,617,623	38,174,680	9,319,107

計算書

(単位：千円)

産業振興	消防	総務	議会	支払利息	回収不能見込計上額	その他行政コスト
274,843	81,689	4,815,026	522,312			0
28,406	6,445	511,888	15,316			0
20,044	5,841	351,663	38,839			0
323,293	93,975	5,678,577	576,467			0
173,956	44,084	2,636,686	18,860			337
10,692	0	17,051	0			
3,760	19,142	581,741				
188,408	63,226	3,235,478	18,860			337
477,152	4,791,276	662,512	27,781			0
0	141,791	0				0
20,461	857	95,889				0
497,613	4,933,924	758,401	27,781			0
				2,100,722		
					189,333	
						0
0	0	0	0	2,100,722	189,333	0
1,009,314	5,091,125	9,672,456	623,108	2,100,722	189,333	337
1.1%	5.4%	10.3%	0.7%	2.2%	0.2%	0.0%

							一般財源 振替額
275,141	0	253,274	0	0		0	450,491
0	0	8,859	0	0		0	0
275,141	0	262,133	0	0		0	450,491
27.3%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%		0.0%	
734,173	5,091,125	9,410,323	623,108	2,100,722	189,333	337	△ 450,491

純資産変動計算書

自 平成19年4月 1日

至 平成20年3月31日

(単位:千円)

	純資産合計	公共資産等 整備国県補助金等	公共資産等 整備一般財源等	その他 一般財源等	資産評価差額
期首純資産残高	389,581,472	35,558,664	408,649,789	△ 54,626,981	0
純経常行政コスト	△ 90,487,454			△ 90,487,454	
一般財源					
地方税	60,896,236			60,896,236	
地方交付税	6,075,952			6,075,952	
その他行政コスト充当財源	7,926,949			7,926,949	
補助金等受入	20,784,500	2,402,846		18,381,654	
臨時損益					
災害復旧事業費	0			0	
公共資産除売却損益	1,386			1,386	
投資損失	△ 10,452			△ 10,452	
⋮					
科目振替					
公共資産整備への財源投入		3,501,785		△ 3,501,785	
公共資産処分による財源増	0	△ 144,089		144,089	0
貸付金・出資金等への財源投入		47,348		△ 47,348	
貸付金・出資金等の回収等による財源増	0	△ 1,042,597		1,042,597	
減価償却による財源増	△ 921,303	△ 5,494,267		6,415,570	
地方債償還に伴う財源振替		6,836,326		△ 6,836,326	
資産評価替えによる変動額	0				0
無償受贈資産受入	4,743,991				4,743,991
その他	0			0	
期末純資産残高	399,512,580	37,040,207	412,354,295	△ 54,625,913	4,743,991

資金収支計算書

自 平成19年4月 1日

至 平成20年3月31日

(単位:千円)

1 経 常 的 収 支 の 部	
人件費	26,293,073
物件費	10,243,570
社会保障給付	23,418,548
補助金等	9,178,838
支払利息	2,100,722
他会計等への事務費等充当財源繰出支出	9,913,090
その他支出	977,585
支 出 合 計	82,125,426
地方税	60,814,693
地方交付税	6,075,952
国県補助金等	18,235,578
使用料・手数料	2,273,630
分担金・負担金・寄附金	988,797
諸収入	1,254,258
地方債発行額	2,934,400
基金取崩額	1,096,097
その他収入	6,542,008
収 入 合 計	100,215,413
経 常 的 収 支 額	18,089,987

2 公 共 資 産 整 備 収 支 の 部	
公共資産整備支出	11,574,027
公共資産整備補助金等支出	1,267,745
他会計等への建設費充当財源繰出支出	486,284
支 出 合 計	13,328,056
国県補助金等	2,548,922
地方債発行額	6,595,000
基金取崩額	32,649
その他収入	3,400
収 入 合 計	9,179,971
公 共 資 産 整 備 収 支 額	△ 4,148,085

3 投 資・財 務 的 収 支 の 部	
投資及び出資金	0
貸付金	0
基金積立額	1,222,934
定額運用基金への繰出支出	0
他会計等への公債費充当財源繰出支出	5,168,789
地方債償還額	9,042,913
支 出 合 計	15,434,636
国県補助金等	0
貸付金回収額	1,000,000
基金取崩額	0
地方債発行額	0
公共資産等売却収入	145,475
その他収入	100,980
収 入 合 計	1,246,455
投 資・財 務 的 収 支 額	△ 14,188,181

当年度短期借入金(翌年度繰上充用金)増減額	0
当年度歳計現金増減額	△ 246,279
期首歳計現金残高	1,394,139
期末歳計現金残高	1,147,860

※1 一時借入金に関する情報

- ① 資金収支計算書には一時借入金の増減は含まれていません。
- ② 平成19年度における一時借入金の借入限度額は18,119,239千円です。
- ③ 支払利息のうち、一時借入金利子は3,388千円です。

※2 基礎的財政収支(プライマリーバランス)に関する情報

収入総額	110,641,839 千円
地方債発行額	△ 9,529,400
財政調整基金等取崩額	△ 389,585
支出総額	△ 110,888,118
地方債元利償還額	11,140,247
財政調整基金等積立額	1,136,946
基礎的財政収支	2,111,929 千円

2. 財務書類4表の分析

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、地方公共団体の保有資産及びその財源情報を示す資料となっており、それぞれの構成比や割合を見ることで、作成時点におけるその地方公共団体の資産状況の分析を行うことができます。

まず、有形固定資産の行政目的別割合をみると、道路や公園など生活インフラ・国土保全が60.0%と大半を占め、小・中学校や図書館などの教育で27.3%、清掃工場や火葬場などの環境衛生で5.5%、庁舎や生涯学習施設などの総務で4.6%となっており、どういった行政目的で資産を持っているかを読み取ることができます。

次に、貸借対照表にかかる指標のうち純資産構成比率（純資産合計÷負債・純資産合計）は、76.1%となっています。この指標は、割合が高いほど将来返済しなくてもよい財源により資産を整備した割合が大きいことを示す指標であり、一般的に、資産対負債が2：1程度の割合が望ましいとされていることから、本市の将来負担が低いことがわかります。また、現世代負担比率（純資産合計÷公共資産合計）が80.0%、将来世代負担比率（地方債残高÷公共資産合計）20.2%ということからも、これまでの世代によって既に負担された割合が多く、将来世代への負担の先送りが少ないことが読み取れます。

また、歳入額対資産比率（資産合計÷歳入総額）では、形成されたストックである資産が何年分になるか求めることができます。本市の数値は4.7であり、平均的な値は3.0～7.0といわれていることから、ほぼ平均的な値であると言えます。（歳入総額は、資金収支計算書の各収入合計+期首歳計現金残高で求めます。）

最後に、資産老朽化比率（減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地+減価償却累計額））の本市の数値は59.0%となっています。平均的な値は35～50%の間にいるといわれており、この比率が高いほど老朽化が進んでいくこととなることから、今後、改修のための費用が発生する可能性が高いと言えます。

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、「経常行政コスト」と「経常収益」からなり、これらを差引きしたものが、「純経常行政コスト」になります。また、縦軸には行政サービスの性質別、横軸には行政サービスの目的別に項目を並べたマトリックス形式で表示されています。

性質別を表す縦軸で見てみると、かかっているコストの大きい順に人件費26.0%、社会保障給付25.0%、他会計等への支出額16.6%、物件費10.9%などとなっており、総額938億円のコストがかかっているのに対し、受益者負担である使用料・手数料等では3.5%、33億円しか貢えていないことがわかります。

次に、横軸の行政目的別で見てみると、福祉で42.2%、生活インフラ・国土保全で14.7%、教育で12.8%などの順でコストがかかっていることがわかります。

また、それぞれの項目の特徴を見てみると、生活インフラ・国土保全では、下水道特別会計等への繰出金で42.7%、次いで人件費の22.4%、道路や公園等の減価償却費で20.2%となっており、教育では、人件費で46.5%、小・中学校等の施設運営にかかる物件費で23.9%、校舎等の減価償却費で17.8%、福祉では、生活保護費などの社会保障給付で58.0%、国民健康保険や介護保険特別会計等への繰出金で20.9%、消防では、一部事務組合等への負担金により、補助金等で94.1%となっています。

このように行政目的ごとに、どれくらいのコストがかかっているかといった、特色を読み取ることができます。

最後に、目的ごとの経常行政コストに対する経常収益の割合を示している d/a を見ることで、産業振興のように27.3%を受益者負担で賄っているものから、消防や議会のようにすべて地方税等で賄っているものまで、行政目的ごとに、どの程度受益者負担で賄われているかを読みとることができます。

(3) 純資産変動計算書

純資産の変動は、現役世代と将来世代間での資源配分の変動を意味します。例えば、純資産の減少は、現役世代が将来世代にとっても利用可能な資源を消費して便益を享受する一方で、将来世代にその分の負担が先送りされたことを意味します。逆に純資産の増加は、現役世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味するので、その分将来世代の負担が軽減されることになります。

以上のこと踏まえ枚方市の純資産変動計算書で 1 年間の変動を見てみると、純資産合計で 99 億円の増加となっており、その分、資源を蓄積し将来世代の負担を軽減したことを見ています。

次に項目ごとの増減を見てみると、公共資産等整備国県補助金等では、建設事業にかかる国府補助金の投入額が減価償却額による減少を上回っているため 15 億円の増加となっています。

さらに公共資産等整備一般財源等でも、建設事業への財源投入及び地方債償還に伴うその他一般財源からの投入額が減価償却等による減少を上回っているため 37 億円の増加となっています。

一方、その他一般財源では、そもそも退職手当引当金に対して十分な退職手当目的基金積立を行っていないことや、臨時財政対策債や減税補てん債など、資産形成を伴わずに当年度もしくは過年度の住民サービス提供のために発行した地方債があるなどの理由により、多くの団体でマイナス計上されることが予想されおり、本市でも、マイナスの値となっています。19 年度においては、純経常行政コストや公共施設整備・公共資産等整備地方債の償還に伴うその他一般財源等の投入額と地方税や補助金等受け入れ収入が均衡したためほぼ同額で推移しています。

最後に、資産評価差額においては、道路や公園等の寄附による資産の増加により 47 億円

の増加となっています。

(4) 資金収支計算書

資金収支計算書は、継続的に発生する資金収支、資産形成活動に伴う資金収支、投資や基金積立及び地方債の償還の管理にかかる資金収支の3つの性質に区分し、それぞれの収支状況が示されています。

まず、経常的収支の部では、支出の大きいものから、人件費 263 億円、社会保障給付で 234 億円、物件費で 102 億円となっており、総額で 821 億円となっています。これに対して、収入では地方税 608 億円、国県補助金等 182 億円、地方交付税 61 億円となっており総額 1,002 億円となっています。この結果、経常的収支で 181 億円の黒字となっています。

また、地方債発行額には、資産形成を伴わない臨時財政対策債の発行額が計上されています。

次に、公共資産整備収支の部では、支出において、自団体の資産整備 116 億円、他団体の施設整備に対する補助等 12 億円、他会計等への建設費充当財源繰出 5 億円となっており、総額で 133 億円となっています。これに対して、収入では、地方債 66 億円、国県補助金 25 億円となっており総額 91 億円となっています。この結果、公共資産整備収支で 42 億円の赤字となっています。

最後に、投資・財務的収支の部では、支出において、地方債償還額 90 億円、他会計等への公債費充当財源繰出 52 億円、基金積立 12 億円となっており、総額 154 億円となっています。これに対して、収入では、貸付金回収額 10 億円、公共資産等売却収入 1 億円、基金積立金利子などのその他収入 1 億円となっており、総額で 12 億円となっています。この結果、投資・財務的収支で 142 億円の赤字となっています。

なお、公共資産整備収支や投資・財務的収支における赤字については、経常的収支の部に計上されている地方税等によって賄われることになります。

以上3つの区分の収支を合計した結果、当年度歳計現金増減は 3 億円減少となり、期首歳計現金残高 14 億円から 3 億円減少させた、11 億円が期末歳計現金残高となっています。

また、単年度ベースの基礎的な収支状況を表す「基礎的財政収支」は、財政調整基金等積立を 11 億円行ったことや、地方債元利償還額が地方債発行額を上回ったことなどにより、21 億円のプラスになっています。

デ　—　タ　　編

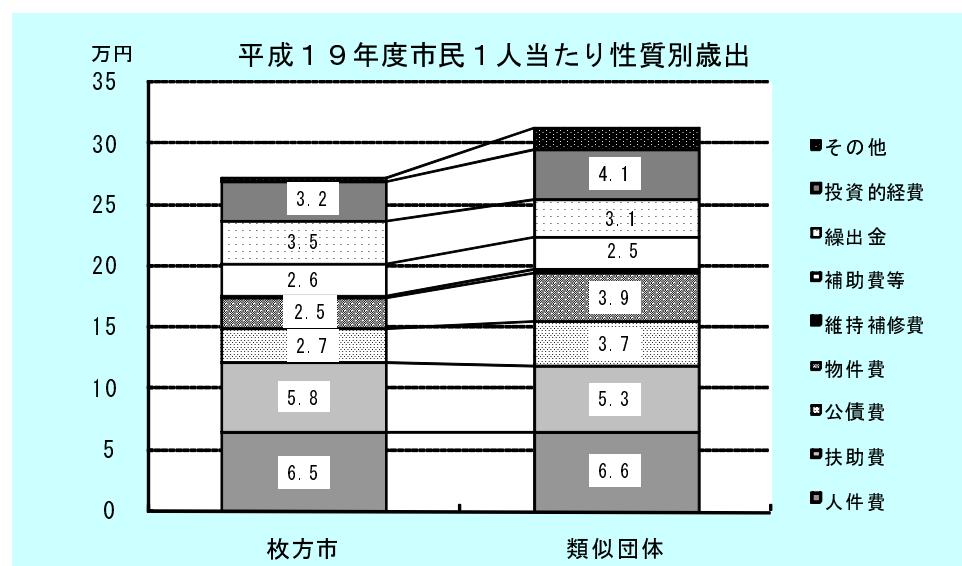
データ編

1 財政状況

【市民 1 人当たり性質別歳出 (15, 16 ページ 参照)】

区分	(単位 : 円)									
年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
人件費	77,807	77,796	76,103	74,178	70,662	68,516	68,045	67,979	62,615	64,783
扶助費	37,505	39,175	36,657	38,955	42,274	48,934	52,601	53,973	55,002	57,700
公債費	29,330	31,550	32,228	33,793	33,081	32,181	29,440	28,493	27,701	27,457
物件費	26,261	27,712	22,573	23,702	24,687	23,223	24,871	24,873	23,693	25,239
維持補修費	3,381	2,894	2,389	2,168	2,108	1,686	1,634	1,741	1,785	2,409
補助費等	27,239	32,568	27,954	27,509	28,051	28,401	26,982	25,333	25,337	26,020
繰出金	25,220	29,071	31,040	32,426	32,645	34,404	32,724	33,460	35,396	34,953
投資的経費	28,767	18,719	18,429	19,396	20,957	13,657	21,649	14,219	39,520	31,641
その他	8,325	9,097	12,037	8,448	5,130	1,085	1,258	2,048	4,629	3,013
歳出総額	263,836	268,581	259,411	260,575	259,594	252,087	259,203	252,117	275,679	273,214

区分	(単位 : 円)									
年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
人件費	74,974	73,565	73,300	73,455	70,016	68,883	65,999	66,672	65,196	66,484
扶助費	36,710	38,381	34,095	45,432	48,323	52,053	51,857	49,728	51,618	52,821
公債費	31,811	32,813	34,128	37,405	36,941	35,522	33,367	35,003	36,841	37,143
物件費	33,167	35,149	34,080	35,334	35,844	35,366	35,733	37,988	36,872	39,559
維持補修費	4,045	4,266	4,230	3,891	4,271	4,099	3,230	3,865	3,629	3,925
補助費等	22,746	26,502	22,123	28,499	26,526	25,548	27,453	24,590	25,165	24,577
繰出金	22,538	24,868	28,249	29,380	30,536	32,249	31,866	31,389	31,135	31,153
投資的経費	62,041	56,411	53,945	55,318	56,380	42,975	36,908	43,129	41,741	40,961
その他	16,909	25,470	19,920	20,024	16,417	14,768	13,806	14,955	15,211	16,762
歳出総額	304,940	317,424	304,070	328,737	325,253	311,462	300,218	307,319	307,407	313,385



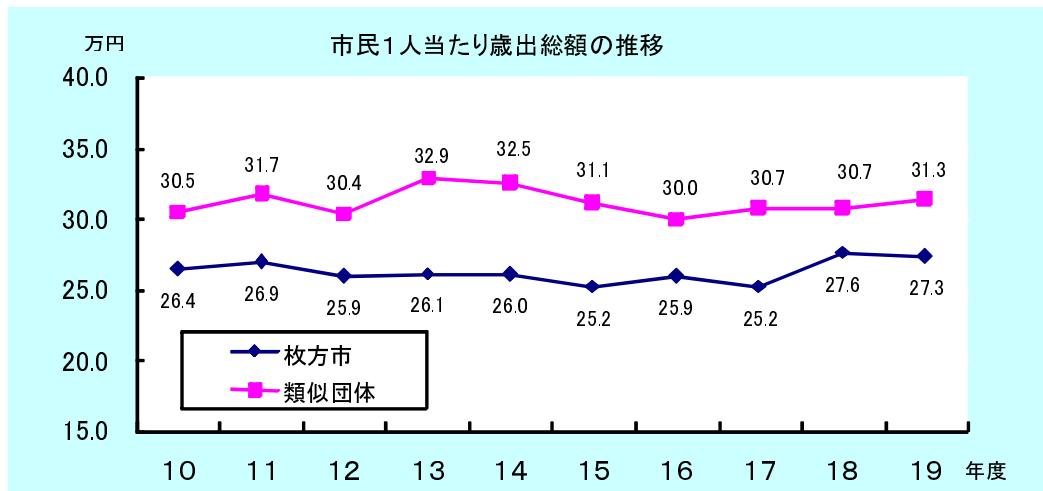
【市民1人当たり目的別歳出（23ページ参照）】

枚方市

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
総務費		26,106	32,419	30,276	28,824	29,372	28,796	31,295	31,821	50,199	34,699
民生費		77,340	81,552	71,356	74,498	78,297	82,844	87,895	90,221	92,898	95,990
衛生費		30,096	27,069	25,630	25,294	23,743	22,210	26,776	24,112	29,446	42,191
土木費		48,323	46,030	44,293	43,916	42,441	38,452	32,916	32,931	31,013	29,303
教育費		33,129	32,976	32,397	31,824	31,053	30,689	31,993	28,631	27,295	27,107
公債費		29,330	31,550	32,228	33,793	33,081	32,181	29,444	28,493	27,702	27,457
その他		19,513	16,986	23,231	22,427	21,608	16,915	18,884	15,909	17,127	16,466
歳出総額		263,836	268,581	259,411	260,575	259,594	252,087	259,203	252,117	275,679	273,214

類似団体

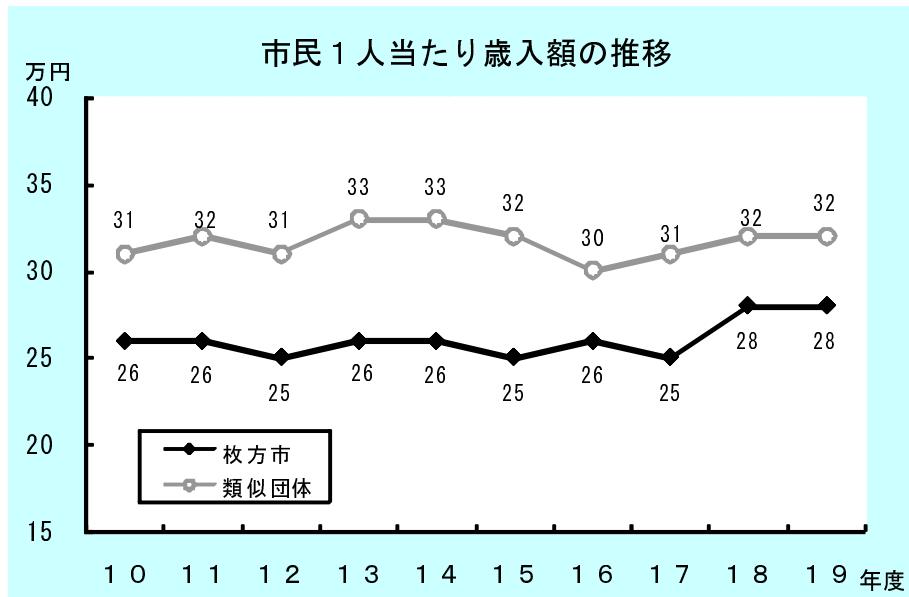
区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
総務費		30,779	34,902	34,226	34,282	33,018	33,110	32,245	34,889	35,613	36,087
民生費		71,937	80,817	70,622	84,336	85,151	89,630	90,334	89,511	91,427	93,707
衛生費		31,840	32,513	33,762	30,482	33,185	27,274	27,811	28,109	28,084	29,187
土木費		64,976	63,750	60,523	67,752	63,131	57,895	50,330	55,731	51,540	50,627
教育費		39,884	37,504	38,330	37,898	37,628	36,820	34,675	34,397	34,184	34,835
公債費		31,819	32,820	34,132	37,407	36,943	35,524	33,367	35,004	36,847	37,144
その他		33,705	35,118	32,475	36,580	36,197	31,209	31,457	29,677	29,711	31,798
歳出総額		304,940	317,424	304,070	328,737	325,253	311,462	300,218	307,319	307,407	313,385



【市民1人当たり歳入(8^o-^o 参照)】

区分	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
市 税	154,912	154,194	149,292	148,524	143,274	134,970	134,765	134,317	138,290	149,840
地 方 交 付 税	12,211	22,449	21,554	21,180	22,884	22,393	20,393	19,489	19,266	14,970
使 用 料 及 び 手 数 料	4,924	5,152	5,360	5,542	5,671	5,510	5,401	5,600	5,458	5,602
国 庫 支 出 金	26,367	32,329	23,107	25,364	27,539	30,722	32,661	33,251	31,848	36,153
都 道 府 縿 支 出 金	13,069	13,350	12,767	11,545	11,788	11,623	11,859	12,640	12,723	15,057
諸 収 入	4,094	3,520	1,198	3,694	3,926	1,173	1,310	2,636	1,539	5,588
地 方 債	28,284	7,703	8,923	14,500	22,283	22,968	26,055	17,599	25,821	23,479
そ の 他	20,596	24,126	31,779	28,356	22,620	23,620	27,705	27,860	44,177	25,353
歳 入 総 額	264,457	262,823	253,981	258,705	259,985	252,980	260,150	253,392	279,122	276,042

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
市 税	159,339	160,828	155,532	146,093	141,059	135,207	137,236	145,728	148,090	158,983	
地 方 交 付 税	18,630	25,318	27,019	38,324	37,867	33,481	27,694	24,954	24,443	23,065	
使 用 料 及 び 手 数 料	7,525	7,628	7,846	8,927	9,670	9,435	8,090	9,011	8,668	8,791	
国 庫 支 出 金	31,139	38,259	27,793	37,165	37,622	39,412	37,482	35,040	32,818	33,204	
都 道 府 縍 支 出 金	11,791	11,928	11,809	13,999	13,535	13,413	13,223	13,926	13,954	16,549	
諸 収 入	18,304	18,022	17,816	19,004	17,011	15,175	14,538	14,535	14,611	16,447	
地 方 債	33,382	21,845	20,538	28,187	35,039	34,292	29,751	27,708	25,984	24,918	
そ の 他	32,425	38,617	41,236	42,103	38,553	36,296	36,860	43,927	46,716	39,182	
歳 入 総 額	312,533	322,442	309,588	333,803	330,355	316,709	304,873	314,830	315,284	321,138	



【財政力指数】(39 ページ参照)

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚 方 市		0.93	0.89	0.87	0.85	0.85	0.84	0.83	0.84	0.85	0.87
類 似 団 体		0.90	0.90	0.87	0.77	0.77	0.78	0.80	0.87	0.88	0.90

【経常収支比率】(40 ページ参照)

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚 方 市		99.1	93.9	92.2	90.7	92.6	90.5	92.1	91.2	89.6	93.2
類 似 団 体		87.9	84.8	84.5	86.9	88.1	87.6	89.7	89.0	89.1	90.7

【公債費負担比率】(43 ページ参照)

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚 方 市		15.2	15.7	15.8	16.6	16.6	16.3	15.0	14.8	14.0	13.7
類 似 団 体		14.4	14.4	14.7	15.5	15.6	15.3	14.9	14.9	15.4	15.5

【起債制限比率】(44 ページ参照)

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚 方 市		10.1	10.7	10.9	11.3	11.3	11.1	10.8	10.4	9.8	9.1
類 似 団 体		10.2	10.6	10.6	11.0	10.6	10.3	10.2	10.6	10.8	10.8

(3 ページ参照)

【実質収支】

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚 方 市		▲ 2,103	▲ 2,976	▲ 2,490	▲ 999	70	157	276	409	1,042	868
類 似 団 体		666	945	945	581	621	830	967	1,639	1,901	1,755

(38 ページ参照)

【実質収支比率】

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚 方 市		▲ 2.9	▲ 4.1	▲ 3.4	▲ 1.4	0.1	0.2	0.4	0.6	1.5	1.3
類 似 団 体		1.1	1.6	1.6	1.1	1.2	1.7	1.9	3.2	3.7	3.3

【市税の状況】(6 ページ参照)

市民1人あたりの個人市民税	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚 方 市		65,089	61,546	58,138	57,108	54,536	49,326	47,433	48,721	52,350	60,677
類 似 団 体		53,031	51,796	48,658	49,343	47,924	45,542	44,659	46,667	50,358	59,448

市民1人あたりの法人市民税

市民1人あたりの法人市民税	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚 方 市		7,748	7,976	7,899	7,750	6,007	7,223	8,785	8,929	12,402	14,867
類 似 団 体		13,240	12,700	13,070	13,408	11,270	11,206	11,863	14,315	16,098	16,618

市民1人あたりの固定資産税

市民1人あたりの固定資産税	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚 方 市		58,832	60,590	59,607	60,311	60,059	56,679	56,138	54,623	52,383	53,741
類 似 団 体		69,567	72,905	70,942	63,300	62,468	59,484	61,333	65,474	62,801	64,279

徴収率

徴収率	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
枚 方 市		90.2	89.7	89.4	89.9	90.3	90.8	91.9	92.5	93.5	94.3
類 似 团 体		93.1	92.9	92.6	90.8	90.1	89.8	91.0	91.5	92.2	92.6

2 その他の指標

【福祉指標 (19ページ参照)】

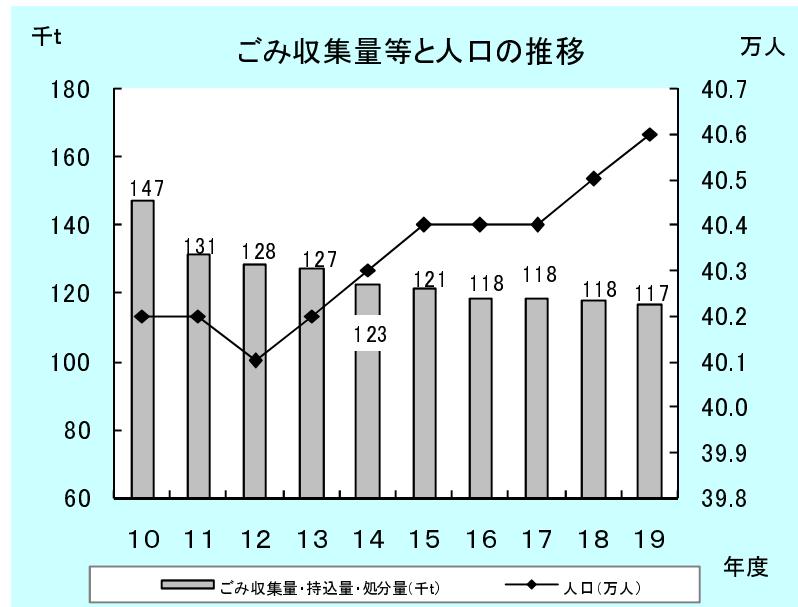
福祉指標

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
身体障害者数		11,238	11,985	12,830	13,683	14,543	15,397	16,196	16,985	17,931	19,572
知的障害者数		1,485	1,551	1,645	1,739	1,850	1,927	2,032	2,117	2,135	2,172
高齢者人口		45,576	49,952	50,829	53,822	57,055	59,807	62,790	66,511	71,251	75,139
乳幼児人口		28,491	28,420	28,509	28,311	28,545	24,100	23,426	22,948	22,558	22,373
被保護人員の状況(人/4月分)		3,379	3,579	3,901	4,180	4,591	5,069	5,360	5,524	5,531	5,724
国民健康保険被保険者数		101,829	106,471	110,874	115,897	121,309	126,065	129,173	130,345	130,856	130,567

身体障害者数・知的障害者数(各3/31現在)、高齢者人口(65歳以上、3/31現在)、乳幼児人口(0~5歳、3/31現在)、国民健康保険被保険者数(3/31現在)

【衛生指標】

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
ごみ収集量・持込量・処分量(千t)		146.89	131.37	128.25	127.20	122.57	121.10	118.30	118.13	117.68	116.80
市民1人当たりごみ処理経費(円)		13,203	13,328	13,427	13,340	11,230	10,639	10,652	10,140	9,961	9,978
人口(万人)		40.2	40.2	40.1	40.2	40.3	40.4	40.4	40.4	40.5	40.6

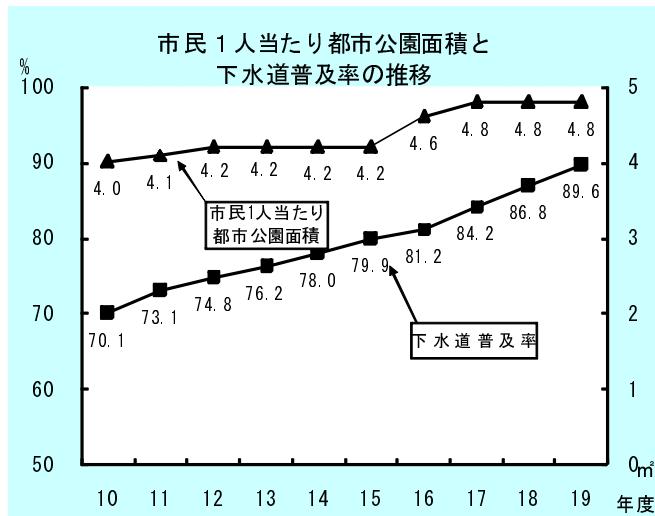


【都市基盤指標】

都市基盤指標

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
市道延長(m)		608,071	612,830	619,437	625,907	632,158	639,807	645,745	651,530	657,065	661,912
整備済都市計画道路(m)		56,860	57,470	58,340	59,080	67,510	68,520	68,910	65,720	66,600	66,410
下水道普及率(%)		70.1	73.1	74.8	76.2	78.0	79.9	81.2	84.2	86.8	89.6
市民1人当たり都市公園面積(m ²)		4.0	4.1	4.2	4.2	4.2	4.2	4.6	4.8	4.8	4.8

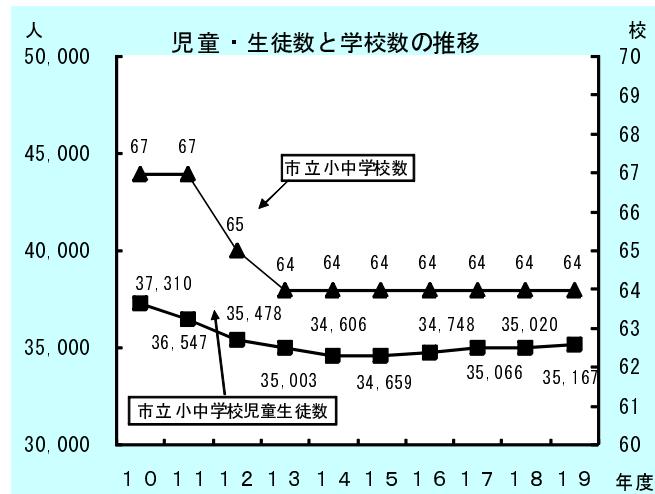
市道延長・整備済都市計画道路（各 3/1 現在）、市民 1 人当たり都市公園面積（4/1 現在）・下水道普及率（3/31 現在）



【教育指標】

区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
市立小学校児童数(人)		24,079	23,871	23,399	23,315	23,317	23,647	23,974	24,276	24,297	24,291
市立中学校生徒数(人)		13,231	12,676	12,079	11,688	11,289	11,012	10,774	10,790	10,723	10,876
市立小中学校児童生徒数(人)		37,310	36,547	35,478	35,003	34,606	34,659	34,748	35,066	35,020	35,167
市立小学校数(校)		47	47	45	45	45	45	45	45	45	45
市立中学校数(校)		20	20	20	19	19	19	19	19	19	19
市立小中学校数(校)		67	67	65	64	64	64	64	64	64	64

小・中学校指標（各 5/1 現在）



用語解説

用語解説

五十音順	用語	説明
あ	依存財源	収入の源泉を国・府に依存し、その額と内容とが国・府の基準に基づくもので、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、府支出金、地方債がこれにあたる。
	一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費が計上される会計。通常、議会費、総務費、民生費など13の区分（「款」という）で構成されている。現在のように広範多岐にわたる行政の活動に対し、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計が設けられている。
	一般財源	財源の用途が限定されず、どのような経費にも使用できるもので、その主な内容は市税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などである。
か	外郭団体	国や地方自治体と連携を保ちながら、その活動や事業を助ける団体で、行政活動の代行的・補完的役割を果たしている。国や地方自治体から出資を受けたり、人事面の交流も多い。枚方市の外郭団体には、枚方市土地開発公社など15の団体があり、その内、市が出資しているのは10団体ある。（平成19年度末現在）
	起債制限比率	地方自治体に用途が定められている一般財源のうち、経常的な歳入の中で地方債返済に充てる金額が占める割合。
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことであり、職員給与等の人工費、生活保護費等の扶助費及び地方債元利償還金等の公債費からなっている。
	行政コスト計算書	1年間の行政サービス活動のコストを表したもので、バランスシートと連動させながら行政目的別に正確な行政コストを把握し、今後の行政運営に役立てていこうとするもの。企業会計においてはバランスシートとともに作成される損益計算書にあたる。基本的にはバランスシートに計上されない、その年限りで消費される費目である人件費、公債費利子分、維持補修費などのほか、他団体への補助金なども含めて分析する。
	形式収支	歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたもの。その年度に収入された現金と、支出された現金の差額を表しているに過ぎず、いわゆる「現金主義」の捉え方である。歳入決算額が歳出決算額を上回る場合は剰余を生じて形式収支上黒字決算となる。
	減債基金	公債費対策として、公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる基金。

五十音順	用語	説明
か	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度継続的に支出される経費（経常的経費）に充當された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。
	減税補てん債	個人住民税等の税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために借り入れる特別な地方債で、税の振り替わりとしての性格をもつもの。一般的な地方債では、財源にできる対象事業が限定されているが、減税補てん債は、一般財源と同様に建設事業以外の経費にも充当できる。
	公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元金及び利子の償還費をいう。公債費は義務的経費の一つであり、これが歳出中の比重を高めることは、財政の硬直化を招くことになる。
	公債費比率	地方公共団体における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金（普通交付税において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された部分を除く）に充當された一般財源の標準財政規模に対する割合をいう。
さ	債務負担行為	数年度にわたる建設工事や、土地の購入などの翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のような債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出を予定するなど、将来的な財政支出の約束として、予算に内容を定めておくもの。歳入歳出予算とともに予算の一部を構成する。
	資金収支計算書	収支の性質に応じて、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支に区分し、その収支状況を表している。また、欄外には、基礎的財政収支の情報も表している。
	資金不足比率	事業の規模に対する資金の不足額の割合を表す。経営健全化基準は 20%であり、これを超えると経営健全化計画を策定しなければならない
	自主財源	地方公共団体が自動的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などがこれにあたる。
	実質赤字比率	健全化判断比率の 1 つ。一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。枚方市の早期健全化基準は 11.25%、財政再生基準は 20%。

五十音順	用語	説明
た	実質収支	形式収支（歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたもの）から、本来その年度に属すべき支出（繰越明許費など翌年度へ繰り越すべき財源）を債務要素とみなし、また、本来その年度に属すべき収入（未収入特定財源）を債権要素とみなして、両者を加減した実質的な収入と支出の差額を表したもの。形式収支に比べ、より実態に近い収支と言える。
	実質公債費比率	健全化判断比率の1つ。起債制限比率の考え方方に、公営企業の公債費に対する一般会計からの繰出しやPFI等の公債費への負担金等も準元利償還金として算定対象に追加し、満期一括償還方式の地方債に係るルールの統一を図るなどの見直しを行って算出した指標。19年度から算出方法が変更され充当財源に都市計画税が加えられた。早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%。
	純資産変動計算書	貸借対照表の「純資産の部」について、年度中にどのように増減したかを表す計算書である。結果が純増であれば資産の増加か負債の減少を表し、純減であれば、資産の減少か負債の増加をあらわす。
	将来負担比率	健全化判断比率の1つ。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は350%、財政再生基準はない。
	性質別分類	歳出を経済的性質によって、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金に分類すること。「報酬」や「需用費」などの予算・決算の節を基準としたもの。
	単年度収支・実質単年度収支	その年度の実質収支額から、前年度の実質収支額を差し引いたもの。単年度収支が黒字であるということは、前年度の実質収支が黒字であった場合、その年度に新たな黒字を増加させたことを意味し、赤字であった場合は過去の赤字を解消したことになる。逆に、その年度の単年度収支が赤字であるということは、前年度の実質収支が黒字であった場合、過去の余剰金の食いつぶしを意味し、赤字であった場合は赤字額がさらに累積したことになる。また実質単年度収支とは、財政調整基金の積み立てなどの実質的な黒字要素や、積立金の取り崩しなど赤字要素が含まれている単年度収支から、これらを控除したものをいう。すなわち、これらの黒字・赤字の要素が、歳入歳出面に措置されなかつたら、単年度収支がどうなったかを見るのが実質単年度収支である。
	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税がある。

五十音順	用語	説明
は	地方債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。いわゆる地方公共団体の借金で、地方債を起こすことを「起債」という。また、同じ借金である一時借入金は、その年度内における一時的な歳計現金の不足を補てんするもので、歳出の財源そのものではないので、地方債には含まれない。
	地方譲与税	国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。課税の便宜上などの理由から徴収事務を国が代行しているもので、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税などがこれに属する。国が国税として徴収したものと地方に配分するという意味では地方交付税も同意義だが、財源が不足している団体へのみ交付する地方交付税とは違い、地方譲与税は、一般的に一律配分することが建前となっている。
	投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校等の建設など社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。
	特定財源	一般財源に対し、その使途が特定されているもので、国・府支出金、使用料、手数料、財産収入、地方債などがこれにあたる。
	特別会計	一般会計に対するもので、特定の歳入歳出をもって特定の事業に充てるよう、一般会計とは区別して経理するための会計。枚方市では、国民健康保険、老人保健、介護保険、下水道事業など、全部で8つの特別会計を設けている。(平成19年度末現在)
は	バランスシート	民間企業などが財政状況を明らかにするために作成する、一定時点に保有する土地や建物などの資産(借方)と、長期借入金をはじめとする負債及び資本の状況(貸方)とを総括的に記載した一覧表のこととで、貸借対照表ともいう。過去からの財政運営の結果として蓄積された資産の状態や、その調達財源の状況を表示し、財政の全体像を明らかにするための補完的資料として有効なものであると言われる。
	標準財政規模	一般財源ベースでの標準的な財政規模を示すもので、標準税収入額に地方交付税を加えたもの。
	標準税収入額	地方税法に定める普通税(住民税、固定資産税など)及び目的税(事業所税)について、標準税率で算定した収入見込額。
	扶助費	社会保障制度の一環として現金又は物品等の別を問わず、被扶助者に対して支給されるもので、生活保護法、児童福祉法等に基づくもののほか、地方公共団体単独の施策として行う法外援護も含まれる。

五十音順	用語	説明
	普通会計	各地方公共団体の多様な会計範囲を比較・掌握するため、総務省が定めた統一基準により全地方自治体が用いる、地方財政統計上の会計区分のこと。枚方市においては一般会計、土地取得会計及び老人保健特別会計のうち、重複額の控除などの諸計算及び費目の移し替えなどを行って作成している。
ま	目的別分類	歳出をその行政目的によって議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林業費、商工費、土木費、消防費、教育費などに分類すること。予算・決算の款及び項の区分を基準としたもの。
ら	ラスパイレス指標	市（地方公務員）の給与水準を、国（国家公務員）の給与水準と比較するために用いる統計上の指數。国の平均給料月額を100とした場合、市がどれくらいの値となるかを見るもの。
	類似団体	青森県 八戸市、 山形県 山形市、 茨城県 水戸市、つくば市、 群馬県 前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、 埼玉県 川口市、所沢市、草加市、越谷市、春日部市、 神奈川県 平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、 福井県 福井市、 山梨県 甲府市、 長野県 松本市、 静岡県 沼津市、富士市、 愛知県 一宮市、春日井市、 三重県 四日市市、 滋賀県 大津市、 大阪府 岸和田市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、 兵庫県 尼崎市、明石市、加古川市、宝塚市、 鳥取県 鳥取市、 広島県 呉市、 長崎県 佐世保市。 (平成20年4月1日現在)
	連結実質赤字比率	健全化判断比率の1つ。公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。枚方市の早期健全化基準は16.25%、財政再生基準は30%。

枚方市の財政事情
平成 20 年度版

平成 21 年 3 月 発行
発 行／枚方市
企画・編集／企画財政部 財政課

〒573-8666
大阪府枚方市大垣内町 2-1-20
電話 072-841-1221 (内線 460)
FAX 072-841-3039
E-MAIL zaisei@city.hirakata.osaka.jp